

官報 号外 平成二十年五月二十日

○第一百六十九回会衆議院会議録 第三十号

平成二十年五月二十日(火曜日)

議事日程 第十九号
平成二十年五月二十日

午後一時開議

第一 食品の製造過程の管理の高度化に関する

臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 國際物品売買契約に関する国際連合条約の締結について承認を求める件

第三 千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によつて設置された全米熱帶まぐろ類委員会の強化のための条約(アンティグア条約)の締結について承認を求める件

第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約の締結について承認を求めるの件

第五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

第六 信用保証協会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第一 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

光腰君、委員長の報告を求めます。農林水産委員長宮腰

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

〔宮腰光腰君登壇〕

○宮腰光腰君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における国民の食の安全、安心に対する関心の高まり等を踏まえ、食品の安全性の確保と品質管理の高度化に資するHACCP手法の導入を引き続き促進するため、法の適用期限を五年間延長する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、去る五月八日若林農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日質疑を行いました。質疑終局後、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

とオーストラリアとの間の条約の締結について承認を求めるの件、日程第五、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とパキスタン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件、右四件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長平沢勝栄君。

国際物品売買契約に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約(アンティグア条約)の締結について承認を求めるの件

熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約(アンティグア条約)の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とオーストラリアとの間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とパキスタン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とオーストラリアとの間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とパキスタン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とパキスタン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(河野洋平君) 日程第二、国際物品売買契約に関する国際連合条約について承認を求めるの件、日程第二、千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約(アンティグア条約)の締結について承認を求めるの件、日程第四、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とオーストラリアとの間の条約の締結について承認を求めるの件

〔平沢勝栄君登壇〕

○平沢勝栄君 ただいま議題となりました四件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国際物品売買契約条約は、昭和五十五年四月十一日、ウイーンで開催された国際物品売買契約に関する国際連合会議において採択されたもの

のであり、その主な内容は、

国際物品売買契約の成立及び契約当事者の権利義務について規定すること、

主に、異なる締約国に営業所を有する企業間の締結について承認を求めるの件、右四件を一括して議題といたします。

次に、全米熱帯まぐろ類委員会強化条約は、平成十五年六月二十七日、グアテマラのアンティグアで開催された同委員会の会合において採択されたものであり、その主な内容は、

同委員会は、東太平洋におけるマグロ類資源の総漁獲可能量の設定等の保存管理措置を採択すること、

各締約国は、保存管理措置の実施及び遵守のこと、

保に必要な措置をとることも、不法な活動を行った者に対し制裁を加えること

等であります。

次に、日豪租税条約は、現行租税条約にかかるものとして、本年一月三十一日、東京において署名されたものであり、その主な内容は、

等であります。

次に、日豪租税条約は、現行租税条約にかかるものとして、本年一月三十一日、東京において署名されたものであり、その主な内容は、

等であります。

次に、日程第二及び第三の両件を一括して採決いたしました。

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第二及び第三の両件を一括して採決いたしました。

○議長(河野洋平君) 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

次に、日程第四及び第五の両件を一括して採決いたしました。

○議長(河野洋平君) 〔賛成者起立〕

両件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

最後に、日・パキスタン租税条約は、現行租税条約にかかるものとして、本年一月二十三日、イスラマバードにおいて署名されたものであり、その主な内容は、

配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税を軽減することにより投資交流の一層の促進を図ること、

租税回避行為の防止措置を講じること

等であります。

最後に、日・パキスタン租税条約は、現行租税条約にかかるものとして、本年一月二十三日、イスラマバードにおいて署名されたものであり、その主な内容は、

配当、利子、使用料及び技術上の役務に対する料金に対する源泉地国課税を明確化することにより投資交流の一層の促進を図ること、

みなしお税額控除を廃止すること

官 報 (号外)

日程第六 信用保証協会法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

日程第七 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第六、信用保証協会法の一部を改正する法律案、日程第七、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、日程第八、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長東順治君。

〔同報告書〕

信用保証協会法の一部を改正する法律案及び同報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案及び同報告書

このため、本案では、信用保証制度の仕組みにより売掛金債権の早期現金化を促進するための新たな信用保険制度として、特定支払い契約保険を創設することとしております。

次に、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案においては、売掛金債権の早期現金化を促進するため、中小企業金融公庫の業務に、これらの売掛金債権の譲り受けを行う特定目的の会社等への保証等を追加することとしております。

本委員会においては、五月七日甘利経済産業大臣から三法律案に関し提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、五月十四日質疑を終了し、五月十六日、信用保証協会法の一部を改正する法律案及び中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきましては、討論を行い、それぞれ採決を行つた結果、賛成多数をもつて、また、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきましては、採決を行つた結果、全会一致をもつて、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

中小企業をめぐる厳しい環境の中で、信用保証協会による中小企業の経営・再生支援をより一層充実させるため、信用保証協会の業務に事業再生

の円滑化を目的とする債権の譲り受けなどを追加するとともに、信用保証制度の不正利用の防止のため、各信用保証協会が有する保証に関する情報の共有を行うための法的枠組みを導入するものであります。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

中小企業が行う資金調達の一層の円滑化を図るために、中小企業が保有する売掛金債権の早期現金化を促進することが重要な課題となつております。

このため、本案では、信用保証制度の仕組みにより売掛金債権の早期現金化を促進するための新たな信用保険制度として、特定支払い契約保険を創設することとしております。

次に、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案においては、売掛金債権の早期現金化を促進するため、中小企業金融公庫の業務に、これらの売掛金債権の譲り受けを行う特定目的の会社等への保証等を追加することとしております。

本委員会においては、五月七日甘利経済産業大臣から三法律案に関し提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、五月十四日質疑を終了し、五月十六日、信用保証協会法の一部を改正する法律案及び中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきましては、討論を行い、それぞれ採決を行つた結果、賛成多数をもつて、また、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきましては、採決を行つた結果、全会一致をもつて、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第七につき採決いたします。

〔賛成者起立〕

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

します。

午後一時十四分散会

〔東順治君登壇〕

○東順治君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、信用保証協会法の一部を改正する法律案について申し上げます。

中小企業をめぐる厳しい環境の中で、信用保証協会による中小企業の経営・再生支援をより一層充実させるため、信用保証協会の業務に事業再生

なお、信用保証協会法の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長の報告
(通知書受領)

一、去る十六日 参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

経済上の連携に関する日本国と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

（報告書及び文書受領）

一、去る十六日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成十九年度食料・農業・農村の動向」に関する報告

食料・農業・農村基本法第十四条第二項の規定に基づく「平成二十年度食料・農業・農村施策」についての文書

出席国務大臣

外務大臣 高村 正彦君

農林水産大臣 若林 正俊君

経済産業大臣 甘利 明君

二 「サイクロン」直撃を受けて、ミャンマー政府

は国際社会に人道支援を要請している。一部報

道によると、外務省はミャンマーに対し二千

八百万円相当の緊急援助物資を供与することを

決定したことであるが、右は事実か。

三 二が事実ならば、「サイクロン」直撃を受けた

今次の対ミャンマー緊急支援が、わずか二千八

百万円相当であることの根拠について説明され

たい。右は、我が国の緊急人道支援として妥当

な額か。

四 外務省が二の決定をしたのはいつか。

五 二の決定をするに際して、外務省のどの部局

で、誰の責任の下、いつ検討がなされたのか説

明されたい。

六 二の決定についての文書は外務省において作

成されているか。

七 二の決定が下される以前に、五の検討の段階

で、高村正彦外務大臣並びに福田康夫内閣総理

大臣に対しきちんとした相談、報告はなされ

ていたか。

八 高村外務大臣並びに福田総理は、二千八百万

円という金額を了承したのか。

右質問する。

内閣衆質一六九第三五五号

平成二十年五月十六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出サイクロンにより多

数の死者を出したミャンマーへの人道支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出サイクロンによ

り多数の死者を出したミャンマーへの人道

支援に関する質問に対する答弁書

一について

在ミャンマー連邦日本大使館では、サイク

ロンの上陸が予測された本年五月二日、在留邦

人に対して注意喚起を電子メールにて発出する

とともに、サイクロンが上陸した同月三日に

は、同大使館内に野川保晶特命全権大使を長と

する緊急連絡室を設置した。

同大使館では、サイクロン上陸後の同月五日

以降、一般通信回線が不通となつたことから、

同大使館員が戸別に在留居住所地の住居、ア

パート及び邦人が多く利用するホテル等の宿泊

施設を訪問し、短期渡航者を含めた邦人の安否

確認を行つてゐる。さらに、同大使館は緊急時

用に同大使館に配備されているFM放送機を活

用し、同月四日以降毎日、在留邦人に對し、被

災状況及び復旧状況等の情報を提供しつつ、安

全对策を呼び掛けている。

外務省においては、同月六日付けで「スポーツ

ト情報」を発出するとともに、社団法人日本旅

行業協会等を通じ、ソアーリ旅行者等の安否状況

等を照会した。

二から八までについて

本年五月五日、日本政府はテント三百三十

張、発電機五十機等からなる二千八百万円相当

の緊急援助物資をミャンマー連邦(以下「ミャン

マー」という)に供与することを決定した。當

該物資の供与は、同日午前の時点で、サイクロ

ンにより、ミャンマーにおいて死者三百五十名

以上を含む住民多数が被災したほか、学校、病

院を含む公共機関や民間家屋二万戸以上が損壊する被害があつたこと及びミャンマー政府から

我が国に対し緊急援助を要請してきたこと等を踏まえ、外務省のアジア大洋州局南部アジア部及び国際協力局が中心となつて検討を行い、高

村外務大臣及び福田内閣総理大臣の了承を得て

決定したものである。本件決定に関する文書

は、外務省において作成されている。

三 一が事実なら、政府として、これまでロシア

連邦サハリン州政府が保管している、旧日本軍

に徴用された北方少数民族のうち、戦後に旧ソ

連の軍事法廷でスパイ罪などに問われて有罪判決を受けた計四十名の名簿(以下、「名簿」とい

う。)の写しを入手し、更に、北海道網走市の

ウイルタ協会が生存者や遺族らからの聞き取り

等の方法で調査を進めてきた結果明らかになつた、「名簿」掲載者以外に更に三十三名、戦後補償

を受けた結果明らかになつた、「名簿」掲載者以外に更に三十三名、戦後補償

(内閣衆質一六六第四一五号)では、政府は「今

後、御指摘の『北方少数民族』又はその遺族から

恩給や遺族年金等についての裁定請求があつた

場合には、必要に応じ、当該請求者の関係資料

の収集に協力する等必要な対応を行つてしまひ

たい。」との答弁がなされているが、今回政府が

「東京記事」にある様に、「戦後補償問題」を巡り、北方少数民族への補償に前向きになるに至つた経緯について説明されたい。

三 一が事実なら、政府として、これまでロシア

連邦サハリン州政府が保管している、旧日本軍

に徴用された北方少数民族のうち、戦後に旧ソ

連の軍事法廷でスパイ罪などに問われて有罪判決を受けた計四十名の名簿(以下、「名簿」とい

う。)の写しを入手し、更に、北海道網走市の

ウイルタ協会が生存者や遺族らからの聞き取り

等の方法で調査を進めてきた結果明らかになつた、「名簿」掲載者以外に更に三十三名、戦後補償

を受けた結果明らかになつた、「名簿」掲載者以外に更に三十三名、戦後補償

（内閣衆質一六六第四一五号）では、政府は「今

後、御指摘の『北方少数民族』又はその遺族から

恩給や遺族年金等についての裁定請求があつた

場合には、必要に応じ、当該請求者の関係資料

の収集に協力する等必要な対応を行つてしまひ

たい。」との答弁がなされているが、今回政府が

「東京記事」にある様に、「戦後補償問題」を巡り、北方少数民族への補償に前向きになるに至つた経緯について説明されたい。

三 一が事実なら、政府として、これまでロシア

連邦サハリン州政府が保管している、旧日本軍

に徴用された北方少数民族のうち、戦後に旧ソ

連の軍事法廷でスパイ罪などに問われて有罪判決を受けた計四十名の名簿(以下、「名簿」とい

う。)の写しを入手し、更に、北海道網走市の

ウイルタ協会が生存者や遺族らからの聞き取り

等の方法で調査を進めてきた結果明らかになつた、「名簿」掲載者以外に更に三十三名、戦後補償

を受けた結果明らかになつた、「名簿」掲載者以外に更に三十三名、戦後補償

（内閣衆質一六九第三五六号）では、政府は「今

後、御指摘の『北方少数民族』又はその遺族から

恩給や遺族年金等についての裁定請求があつた

場合には、必要に応じ、当該請求者の関係資料

の収集に協力する等必要な対応を行つてしまひ

たい。」との答弁がなされているが、今回政府が

「東京記事」にある様に、「戦後補償問題」を巡り、北方少数民族への補償に前向きになるに至つた経緯について説明されたい。

三 一が事実なら、政府として、これまでロシア

連邦サハリン州政府が保管している、旧日本軍

に徴用された北方少数民族のうち、戦後に旧ソ

連の軍事法廷でスパイ罪などに問われて有罪判決を受けた計四十名の名簿(以下、「名簿」とい

う。)の写しを入手し、更に、北海道網走市の

ウイルタ協会が生存者や遺族らからの聞き取り

等の方法で調査を進めてきた結果明らかになつた、「名簿」掲載者以外に更に三十三名、戦後補償

を受けた結果明らかになつた、「名簿」掲載者以外に更に三十三名、戦後補償

（内閣衆質一六九第三五六号）では、政府は「今

後、御指摘の『北方少数民族』又はその遺族から

恩給や遺族年金等についての裁定請求があつた

場合には、必要に応じ、当該請求者の関係資料

の収集に協力する等必要な対応を行つてしまひ

たい。」との答弁がなされているが、今回政府が

「東京記事」にある様に、「戦後補償問題」を巡り、北方少数民族への補償に前向きになるに至つた経緯について説明されたい。

三 一が事実なら、政府として、これまでロシア

連邦サハリン州政府が保管している、旧日本軍

に徴用された北方少数民族のうち、戦後に旧ソ

連の軍事法廷でスパイ罪などに問われて有罪判決を受けた計四十名の名簿(以下、「名簿」とい

う。)の写しを入手し、更に、北海道網走市の

ウイルタ協会が生存者や遺族らからの聞き取り

等の方法で調査を進めてきた結果明らかになつた、「名簿」掲載者以外に更に三十三名、戦後補償

を受けた結果明らかになつた、「名簿」掲載者以外に更に三十三名、戦後補償

を受けた結果明らかになつた、「名簿」掲載者以外に更に三十三名、戦後補償

を受けた結果明らかになつた、「名簿」掲載者以外に更に三十三名、戦後補償

を受けた結果明らかになつた、「名簿」掲載者以外に更に三十三名、戦後補償

を受けた結果明らかになつた、「名簿」掲載者以外に更に三十三名、

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方少数民族の戦時徴用に対する政府の補償問題に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

政府としては、従来より、「サハリン（旧樺太・少数民族）の方々が戦傷病者・戦没者・遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に規定する遺族年金等の支給要件に該当する場合には、これらを支給してきているところである。先の答弁書（平成二十年四月三日内閣参賛一六九第一一二号）三についてでも、これと同趣旨のことを述べたものであり、新たな方針を表明したものではない。今後とも「サハリン（旧樺太・少数民族）」の方々に対しても、同法の規定に基づき適切に対応してまいりたい。

平成二十年五月八日提出
質問 第三五七号

民法第七六六条及び第八一九条、ならびに、非親権者と子の面接交流に関する質問主意書

提出者 枝野 幸男

多くの先進国では、離婚後の共同親権は、子にとって最善の福祉と考えられており、虐待などの特別な理由がない限り、子と親の引き離しは児童虐待と見なされている。また、日本が一九九四年に批准している、いわゆる『国連子どもの権利条

約』第九条第三項では、父母の一方もしくは双方から分離されている児童が、定期的に父母のいずれとも直接の接触をする権利について規定している。

ところが、日本では、民法第七六六条及び第八一九条によつて、離婚後の共同親権は認められず、また、面接交渉についての明確な規定やこれを担保する手続が不十分であるために、一方の親と面接交渉できない子が少くない。

特に、離婚後の親権者、あるいは、その配偶者（内縁を含む）を加害者とする児童虐待事件によつて、子の命が奪われるケースも多々見られている。面接交渉についての明確な規定に基づき、子供との同居していない親が子供と定期的に会つて、子供の身体面、心理面についての変化を目にしていれば、こうした事件は、相当程度防げるはずである。

従つて、次の事項について質問する。

- 1 現行の民法第八一九条は、離婚の場合、父母のどちらか一方のみを親権者とする単独親権を採用している。このことが、親権をめぐる争いによって離婚係争中の夫婦の対立を一層激化させ、あるいは、離婚後の親子の交流を難しくさせている側面があるとの指摘がある。こうした指摘について、どのように考えるか。

民法第七六六条及び第八一九条、ならびに、非親権者と子の面接交流に関する質問主意書
主意書
2 離婚の際の、親権をめぐる争いにおいて、調停や裁判の実務では現状追認の傾向が強く、現に子を監護する親が親権者となりやすいと認識されている。このため、離婚係争中の一方の親による子の連れ去りや、逆にこれを防ぐための相手方配偶者からの子の隠ぺいがしばしば問題

となっている。こうした現状は、子の福祉に反するものとして問題であると思料するが、どのように考えるか。

3 現行の民法第八一九条は単独親権を強制し、また、裁判実務は、親権者ではない親と子との面接交渉を十分に確保することに消極的である。

さらに、離婚前後に生じた相手方への不信感を払拭できない多くの元夫婦の間では、子と元配偶者との間の不十分な面接交渉すら妨害される事例が少なくない。

多くの先進国において、両親が離婚した場合、子は双方の親と関わりを続けることが健全な成長を促す上で望ましいとされており、単に監護に関する決定をするだけでなく、監護調整を行なうペアレンティング・コーディネーター（監護調整人）という職種を導入する例もあると言われる。わが国でも、離婚後の両親の紛争を抑え、子が双方の親との関わりを適切に続けるための継続的サポートの提供がますます必要となることが予測されるが、どのように考えるか。

4 わが国の民法では、面接交渉などの離婚後の親子の交流について明確な規定がない。こうした不備が、離婚後の元夫婦間のトラブルや、子の双方の親との適切な関わりを困難にしているとの指摘がある。この指摘を、どのように考えるか。

5 わが国は一九九四年四月、『国連子どもの権利条約』を批准した。同条約では、親の離婚後でも、子どもの権利として親とは分離されないことが明示されている。わが国は、同条約を批准したにもかかわらず、非親権者・非監護者で

ある親と子との適切な交流がなされないケースが多々認められるが、こうした現状をどう考えれるか。

6 平成八年二月二六日に法務省法制審議会総会決定した『民法の一部を改正する法律案要綱』では、第六の「一」で「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及び交流、子の監護に要する費用の分担その他の監護について必要な事項は、その協議でこれを定めるものとする。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないものとする」とされている。この改正は、元夫婦の離婚後の不毛なトラブルを防ぎ、子と双方の親との適切な関わりを継続して、子の福祉を増進する上で、緊急に実現すべきであると思料するが、どう考えるか。

7 現在、多くの教育の現場では、非親権者である親は、親権者の同意が無ければ子の学校の記録の入手や学校行事への参加を事実上拒まれる。かかる状況は憲法第二四条に保障する家族関係における個人の尊厳と両性の平等に反していると思料するが、どう考えるか。

右質問する。

内閣衆質一六九第三五七号
平成二十年五月十六日

内閣總理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員枝野幸男君提出民法第七六六条及び第八一九条、ならびに、非親権者と子の面接交流に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す

〔別紙〕

衆議院議員枝野幸男君提出民法第七六六条

及び第八一九条、ならびに、非親権者と子

の面接交流に関する質問に対する答弁書

1について

民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十九条は、父母が離婚した場合について、父母のいずれかをその子の親権者とするいわゆる単独親権制度を採用している。御指摘のような問題については、離婚後に父母の双方が子の親権者になるいわゆる共同親権制度を採用した場合であつても、例えば、離婚時における子の現実の監護者の選定や離婚後の面接交渉をめぐる父母間の争いなどが生じ得ると考えられる。したがつて、法務省としては、御指摘のような問題は、いわゆる単独親権制度を採用することによつて生じる問題であるとは必ずしも考へていない。

2について

親権者の指定については、裁判所が、子の福祉の観点から、事案に応じて適切に行つているものと承知している。

3について

父母が離婚した後の親と子との面接交渉については、民法第七百六十六条规定第一項に規定する子の監護に必要な事項として、裁判所が定めることが可能であると承知している。御指摘の「継続的サポートの提供」については、我が国における必要性、実効性、実現可能

性、社会的意義等を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えている。

4について

3についてで述べたとおり、父母が離婚した後の親と子との面接交渉については、民法第七百六十六条规定第一項に規定する子の監護に必要な事項として、裁判所が定めることができると解されており、制度上親と子との面接交渉の機会は保障されているから、同条約に反するものではない。

5について

我が国が締結している児童の権利に関する条約(平成六年条約第二号)第九条3は、「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。」と規定する。

6について

3について述べたとおり、父母が離婚した後の親と子との面接交渉については、民法第七百六十六条规定第一項に規定する子の監護に必要な事項として、裁判所が定めることができると解されており、制度上親と子との面接交渉の機会は保障されているから、同条約に反するものではない。

7について

御指摘の「状況」については、文部科学省として把握していないため、お答えすることは困難であるが、子の学校の記録の開示や保護者等の学校行事への参加については、各教育委員会や学校が、個別・具体的な状況を踏まえつつ、御指摘の憲法第二十四条の趣旨、個人情報の取扱い、児童生徒に対する教育上の影響等を勘案しながら適切に判断されるべきものと考へる。

平成二十年五月八日提出
質問 第三五八号

改正建築基準法等に関する質問主意書

提出者 保坂 展人

改正建築基準法等に関する質問主意書
一 旧公団(住宅・都市整備公団等)物件の耐震強度不足について
旧公団の共同住宅については耐震強度不足で四十一棟の建て替えが行われている。旧公団の

の場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないものとする。」との提言をしている。このうち、前段で「父又は母と子と面会及び交流を子の監護に関する事項として例示している点については、3についてで述べた民法の解釈を確認するものであり、また、後段については、子の監護に必要な事項を定めに当たっての理念を確認するものであつて、いざも、現在、実際にこのような解釈及び理念を前提とした運用がされているものと承知している。したがつて、法務省としては、御指摘の法改正については、緊急に行う必要性は乏しいものと考へている。

7構造計算書について、文部科学省は構造計算書再提出の際、偽装した理由は何か。その者の処分はどのように行つたか。

8耐震強度不足で建て替えたものは何棟か。

9建て替えの財源はどこからいくら出たのか。

10建て替えが必要になった建物を建設した設会社や設計事務所の弁償はどのように行われたか。

11耐震強度不足になつた原因は何か。

12旧公団の耐震強度不足の建物と姉妹物件の施工時期の関係はどうか。

13旧公団物件と姉妹物件とでは耐震強度不足の原因がどのように違うか。

14旧公団物件が今後耐震強度不足が起こるようにならぬように改善したか。

15民間物件は税金で建て替えを行わないで、旧公団物件は税金で建て替えを行うことの整合性はどれ程のものか。

内規で構造計算書の永久保存の義務があるにもかかわらず紛失している中で、建て替えには間接的に税金が使われ、姉妹問題に比べほとんど行政処分もされていない。官尊民卑の現状を明らかにしてほしい。

1旧公団の共同住宅の構造計算書はすべて保存されているか。

2構造計算書がないものは何棟あるか。

3構造計算書は十分に探したか。

4構造計算書は誰に保管すべき義務があつたか。

官報 (号外)

- 16 旧公団の負債を今後どのように返済するか。
- 17 旧公団の負債を弁済するために職員の給料を下げるとは考えているか。
- 二 U-R(独立行政法人都市再生機構)について
- U-Rは完全民営化すべき組織であるが、実態は天下りの受け皿であり、税金の垂れ流しの温床になつてゐる。小さな国鉄と同じ状況になつてゐるのでないか。
- 1 機構になつた前と後でどのような改革を行つたか。機構になつた後は共同住宅の建設は行わないはずではなかつたか。現在は子会社への丸投げにしているだけで以前と変わらないのではないか。
- 2 U-Rが開発した宅地の建設はどこが受注しているか。入札方法はどのようにしているか。
- 3 U-R関連会社の工事受注実績は全体のどのくらいか。随意契約はどのくらいか。
- 4 U-R子会社受注の丸投げは行つているか。
- 丸投げを行つている場合の子会社の経費率はどうのくらいか。
- 5 U-R関連会社職員の勤務時間と給料は平均いくらか。
- 6 U-R関連物件で二百年住宅仕様で設計している物件は何棟あるか。
- 7 いつから二百年住宅仕様を取り入れているか。
- 8 誰の指示で二百年住宅仕様を取り入れたか。
- 9 また二百年住宅仕様はどのような仕様であるか。

- 10 二百年住宅法案(長期優良住宅の普及の促進に関する法律案)が法律にならない場合でも、今後もその仕様で建設を行うか。
- 11 二百年住宅仕様によつて建設費はどのくらいコストアップになるか。
- 三 改正建築基準法について
- 改正建築基準法が日本経済にこれほど深刻な影響を与えているにもかかわらず、国交省は抜本的な見直しを行おうとしない。経済だけなく技術者不足、日本の景観、文化への影響をまったく考慮していない。PSE法(電気用品まつたく考査)に倣つて抜本的な見直しを求める。
- 1 改正建築基準法に關して「確認審査および検査の厳格化」についてどのように具体的にパブリックコメントを行つたか。
- 2 そのパブリックコメントの実施結果で「厳格化」に反対する意見はどのくらいあつたか。
- 3 意見に対しても具体的にどのように対処したか。具体的に法案を改善したか。
- 4 二〇〇六年と二〇〇七年の建築総着工面積と住宅着工戸数はどのくらいか。
- 5 六月二十日の施行当初、二〇〇七年の建築総着工面積と住宅着工戸数の予想はどのくらいか。
- 6 建築総着工面積と住宅着工戸数の回復の目次から二百年住宅仕様を取り入れているか。
- 7 誰の指示で二百年住宅仕様を取り入れたか。
- 8 また二百年住宅仕様はどのような仕様であるか。

- 9 倒産を避けるため、さらにどのような施策を講じるか。コンプライアンス倒産と言われるが政府の責任はあるか。建設会社の責任はあるか。
- 10 少なくなつた技術者を今後どのように増やしていくか。
- 11 着工数の早い回復のため、確認申請の制度を見直す予定はあるか。
- 12 かつてのように確認申請提出後の訂正を認めめるか。
- 13 適合性判定の合格率はどのくらいか。詳細を分析すべきであると考えるが如何か。
- 14 適合性判定制度の円滑な運用のため対象範囲を改める予定はあるか。
- 15 適合性判定の有効性を実務者の九割は疑つているが、今後構造計算書偽装は防止できるか。
- 16 建築基準法第六条の三に基づくいわゆる四号特例(確認申請審査の簡略化)を構造設計一級建築士のみに認める根拠は何か。
- 17 四号特例を構造設計一級建築士のみに認めると大企業と中小企業との間に業務上の格差が生じる。四号特例廃止は一律に行うべきであると考えるが、どう思うか。
- 18 設備設計一級建築士の制度はいつから行い、その時点での設備設計一級建築士は何人いると想定しているか。その想定人数で確認申請の業務に支障はないか。
- 19 耐震偽装には品確法(住宅の品質確保の促進に関する法律)の性能表示制度のような

- て、政府が行つてゐるセイフティネットの効果の検証は行つたか。
- 9 倒産を避けるため、さらにどのような施策を講じるか。コンプライアンス倒産と言われるが政府の責任はあるか。建設会社の責任はあるか。
- 10 现場審査の制度が有効であるが、安全確保の視点で現場審査制度を導入しなかつたのはなぜか。
- 11 现場審査の制度が有効であるが、安全確保の視点で現場審査制度を導入しなかつたのはなぜか。
- 四 现場審査制度を導入しなかつたのはなぜか。
- 1 现場審査法が施行されると建築費のコストアップは必至で、また建設投資が鈍る状況になる。保険などで、保険の余剰金を目的外使用される恐れがある。保険の余剰金を目的外使用出来ない仕組みにできないか。
- 2 现場審査法による建設費のコストアップはどのくらいか。
- 3 事故率はどれくらいを見込んでいるか。
- 4 中間検査・完了検査または性能評価を受けた物件は保険の免除を行うという選択はできないか。
- 5 既存の組織・人員で業務は行えるはずなので、現場審査法のためのあらたな組織をつくる必要はないと考えるが如何か。
- 6 建物の高耐久化はよいが、無駄なコストアップになつてしまふ。経済が低迷しているときに実施すべきではない。
- 五 二百年住宅について
- 1 二百年住宅の二百年の根拠は何か。これら超長期ローンを設ける際二百年の根拠があやふやだと建物がなくなつてもローンだけが残ることになると考えるが如何か。
- 2 日本の建物の寿命が短いはどうしてか。その根拠を明確にしてほしい。
- 3 二百年住宅構想が長寿命化の対策になつているか。

4 二百年住宅は三十年後の中古市場の活性化には寄与するが、むしろ現在の中古市場の活性化を図るべきではないか。

5 二百年建物が建つというのは幻想である。そのために無駄な投資になるのではないか。

6 U.R.物件すでに二百年住宅仕様で建てるよう指示が出されているが拙速ではないか。

7 どのような物件に対して二百年住宅仕様で建てようとしているか。民間ではあり得ない、税金を投入して建てた公共住宅の場合無駄な投資にならないか。

8 住宅履歴書を二百年に渡って蓄積すること

9 二百年住宅を支援するメリットは何か。

10 二百年住宅はU.R.を生き残らためのものではないか。誰が管理するか。

右質問する。

内閣衆質一六九第三五八号

平成二十年五月十六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員保坂展人君提出改正建築基準法等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員保坂展人君提出改正建築基準法等に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」といいう。）から聴取したところによれば、日本住宅公団、住宅・都市整備公団又は都市基盤整備公

団が分譲した住宅（以下「旧公団分譲住宅」といいう。）であつて、平成十八年四月二十五日現在で

機構の文書の管理に関する規程により構造計算書の保存を要するものは五千九百五十二棟あり、それらのうち、平成十九年十二月二十八日

現在で構造計算書の保存が確認できず、これを紛失したと考えられるものは、千三百十七棟であるとのことである。

一の3について

機構から聴取したところによれば、旧公団分譲住宅の構造計算書の所在を確認するため、平成十七年十一月以降、本社から各支社等に対し、三回にわたる調査の指示を行い、各支社等においては、事務所、倉庫等の調査を行つたほ

か、構造計算書の保存が確認できない場合には、旧公団分譲住宅の設計又は建設工事を行つた設計事務所又は施工業者にも問い合わせるなど、できる限り、その所在の確認に努めてきた

ことである。

一の4について

機構から聴取したところによれば、旧公団分譲住宅の構造計算書については、機構の文書の管理に関する規程により、機構の支社又は地域

支社における建築物の設計を担当する部の長が文書管理者としてその管理に関する事務を行うこととされていることである。

一の5について

機構から聴取したところによれば、設計図書に基づき建設工事が施工された後においては通常ほとんど使用することがない構造計算書を適切に管理するために必要な文書管理の方法の周知徹底が不十分であったことが大きな要因である。

ると考えていることである。

一の6について

お尋ねの「行政処分」の意味するところが必要もし明らかではないが、一の1及び2についてお答えした構造計算書の紛失に関し、平成十八年五月二十三日付けで、国土交通大臣が、組織の長として総括責任を負う機構の理事長に対し、文書による厳重注意を行つたところであ

り、機構においても、機構の理事長が、技術管理を担当する理事及び文書管理を担当する理事に対し、文書による厳重注意を行うなど、再発防止のため必要な措置を講じたとのことである。

一の7について

お尋ねの「構造計算書再提出」の意味するところが必ずしも明らかではないが、機構から聴取したところによれば、住宅・都市整備公団が平成元年から平成四年までの間に分譲した住宅で施工上の瑕疵により設計上予定されていた性能が確保されていないと認められるもの（以下「施工瑕疵住宅」という。）であつて、補修を行うこととしたものが二十三棟あり、また、施工瑕疵住宅

である。なお、住宅・都市整備公団が平成元年から平成四年までの間に分譲した住宅で施工上の瑕疵により設計上予定されていた性能が確保されていないと認められるもの（以下「施工瑕疵住宅」という。）であつて、補修を行うこととしたものが二十棟あるとのことである。

一の8について

お尋ねの「耐震強度不足で建て替えたもの」の意味するところが必ずしも明らかではないが、機構から聴取したところによれば、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の構造耐力に関する規定に違反する旧公団分譲住宅を除却する

とともに、これらの存していた土地の全部又は一部に新たに住宅を建設した事例はないとのこ

とである。なお、住宅・都市整備公団が平成元年から平成四年までの間に分譲した住宅で施工上の瑕疵により設計上予定されていた性能が確

保されていないと認められるもの（以下「施工瑕疵住宅」という。）であつて、補修を行うこととしたものが二十棟あるとのことである。

一の9について

機構から聴取したところによれば、施工瑕疵住宅の補修又は改築に要した費用は、平成十九年度末までに約四百九十億円となつており、その財源は、機構の宅地造成等の業務による収入であるとのことである。

一の10について

機構から聴取したところによれば、施工瑕疵住宅について、施工上の瑕疵を発生させた建設工事の元請負建設業者三十八社に対し、工事請負契約に基づく損害賠償の請求を行い、当該元請負建設業者のうち、二十一社については中央建設工事紛争審査会による建設工事の請負契約に関する紛争処理の手続が行われているところ

官報 (号外)

であり、一社については訴訟が係属中であるとのことである。また、平成十九年度末までにおいて、和解又は中央建設工事紛争審査会による仲裁により当該元請負建設業者から支払を受けた金額の合計額は、約二十七億円となつてゐることである。

一の11及び13について

機構から聽取したところによれば、施工瑕疵住宅は、施工業者の極めて不適切な施工により、設計上予定されていた性能が確保されないと認められることとなつたものであるとのことである。一方、姉歯秀次元建築士により構造計算書が偽装された建築物は、当該構造計算書の偽装により、建築基準法の構造耐力に関する規定に違反することとなつたものである。

機構から聽取したところによれば、施工瑕疵住宅は、昭和六十三年から平成四年までの間に施工されているとのことである。一方、姉歯秀次元建築士により構造計算書が偽装された建築物は、平成九年から平成十六年までの間におりて建築基準法第一項の確認又は同法第六条の二第一項の確認(以下「建築確認」と総称する)を受けたものであり、それぞれ当該建築確認を受けた後の数年間が施工時期であると考えられる。

一の14について

機構から聽取したところによれば、旧公団分譲住宅については、耐震性に関する情報の提供等を行ふこととしており、また、機構が建設する住宅については、機構の職員が行う検査の回数を増加させるとともに、複雑な設計に基づく

工事については複数の者により監督することとするなど、施工上の瑕疵の発生を防止するため必要な措置を講じたとのことである。

一の15について

老朽化した共同住宅の建替えで市街地の整備

改善に資するもの等については、国又は地方公による施工瑕疵住宅の補修又は改築については、国の財政支援は行われていないところである。

一の16について

機構から聽取したところによれば、機構が設立時に都市基盤整備公団及び地域振興整備公団から承継した十六兆二千七百七十一億円の有利子負債については、平成四十六年度までに償還することとしているとのことである。また、平

成十七年七月一日に機構が策定した「経営改善に向けた取組みについて」によれば、機構が設立された時の繰越欠損金七千二百八十八億円を平成三十年度までに解消することを目指した取組を進めることがされており、平成十八年度末においては、繰越欠損金は四千九百五十五億円となつてゐるところである。

一の17について

機構から聽取したところによれば、その經營改善に向けた取組として、平成十九年度からお

おむね五年間で職員の本給の水準を四・八パーセント引き下げるなど、役職員の給与について見直しを進めるとともに、機構の中期計画に基づき、平成十三年度の常勤職員数の約二割にあたる約千人を平成二十年度末までに削減し、また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成十九

年十二月二十四日閣議決定)に基づき、平成二十一年度末までに平成二十年度末の人員を二割削減し、約三千二百人とするこにより、人件費の削減を行うこととしているとのことである。

二の1について

機構は、「特殊法人等整理合理化計画」(平成十三年十二月十九日閣議決定)に基づき、都市基盤整備公団の事業及び地域振興整備公団の地方都市開発整備等事業について、市街地整備改善事業を都市再生を図るものに限定すること、新規の宅地分譲事業を廃止すること、自ら土地を取得して行う賃貸住宅の新規建設は行わないこと等の措置を講じた上で、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)に基づき設立され、同法の定めるところにより、業務を行つてゐるところである。また、機構から聽取したところによれば、機構は、その業務の実施に当たっては、それぞれの都市の実情に応じて、できる限り民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者との協力及び役割分担が適切に図られるよう努めているところであり、お尋ねの「子会社への丸投げ」に当たるような業務の実施方法によることはないとのことである。

二の2について

お尋ねの「U.R.が開発した宅地の建設」の意味するところが必ずしも明らかではないが、機構から聽取したところによれば、機構が、設立された平成十六年七月一日から平成十九年三月三十一日までの間ににおいて発注した宅地の造成工事(その請負契約の予定価格が二百五十万円以

下の工事を除く。)を受注した者は、機構により競争参加資格の認定を受けた建設業者であり、その入札方法は、法令等の規定に基づき契約の相手方が特定されるもの、災害復旧等緊急の必要性があるものなど随意契約によることができるとのことである。

二の3について

機構から聽取したところによれば、機構が設立された平成十六年七月一日から平成十九年三月三十日までの間において機構の関係法人(独立行政法人会計基準第103、第114及び第125にいう「特定関連会社」、「関連会社」)から受注した工事の請負契約(その予定価格が二百五十万円以下の請負契約を除く。以下同じ。)の金額の合計額の当該期間に機構が発注した工事の請負契約の金額の合計額に対する割合は、約四パーセントであり、このうち約九十八パーセントが随意契約によるものであるとのことである。

二の4について

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十二条第一項及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第百二十七号)第十二条の規定により、建設業者が機構から請け負った工事を一括して他人に請け負わせることは禁止されているところであり、機構から聽取したところによれば、機構から工事を請け負う建設業者との工事請負契約書においてもその旨が明記されており、機構の関係法人が機構から受注した工事についても、一括して他

人に請け負わせることはしていないものと認識しているとのことである。

二の5について

機構から聴取したところによれば、機構の関係法人の職員の正規の勤務時間の平均については、休憩時間を除き、一週間当たり約三十七時間三十分であり、また、給料の額の平均については、その提出について各関係法人の協力を得る必要があるとともに、調査に時間を要することから、お答えすることは困難であるとのことである。

二の6から11までについて

お尋ねの「二百年住宅仕様」の意味するところが必ずしも明らかではないことから、お答えすることは困難である。なお、第百六十九回国会に提出した長期優良住宅の普及の促進に関する法律案第二条第四項第一号及び第四号の国土交通省令で定める基準並びに同項第二号及び第三号の国土交通省令で定める措置の内容については、現在検討しているところである。

三の1から3までについて

建築物の安全性の確保を図るために建築基準法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十二号。以下「改正法」という。)の施行に伴い必要となる関係政令については平成十九年一月二十七日から同年二月二十五日まで、改正法の施行に伴い必要となる関係省令については同年三月十四日から同年四月十三日まで及び同年四月十八日から四月二十七日まで、改正法による改正後の建築基準法に基づく確認審査等に関する指針(以下単に「指針」という。)については同

年三月十四日から同年四月十三日まで、総務省及び国土交通省のホームページを通じて行政手続法(平成五年法律第八十八号)に基づく意見公募手続を実施したところであり、当該意見公募手続において提出された意見のうち指針の内容の全部に反対していると解される意見及び指針の内容の一部について反対していると解される意見の件数は、それぞれ十八件及び六百十件であつた。また、当該意見公募手続において提出された意見については、関係政省令等に適切に反映するとともに、それらのうち主な意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方を国土交通省のホームページを通じて公表したところである。

三の4について

国土交通省が取りまとめた建築着工統計によると、平成十八年に建築工事に着工した建築物の床面積の合計は一億八千八百八十七万平方メートル、同年の新設住宅着工戸数の合計は百二十九万三百九十一戸、平成十九年に建築工事に着工した建築物の床面積の合計は一億六千九十九万平方メートル、同年の新設住宅着工戸数の合計は百六万七百四十一戸となつてている。

三の5について

お尋ねの「予想」は行っていない。

三の6について

国土交通省が取りまとめた建築着工統計によれば、平成十九年十月以降の各月における建築工事に着工した建築物の床面積の合計及び新設住宅着工戸数の対前年同月比の伸び率は、それぞれ着実に改善してきており、また、建築基準法の規定による構造計算適合性判定(以下単に

「構造計算適合性判定」という。)において建築物の構造計算が適正に行われたものであると判定された建築物の件数についても着実に増加していることから、改正法が施行された際の改正法による改正後の建築基準法及び関係政省令等の運用が建築着工に及ぼした影響については解消されつつあると考えている。なお、景気回復がこのところ足踏み状態にある中で、住宅市場についても、原油価格の高騰に伴う資材価格の高騰、分譲マンション販売に係る在庫数量の増加等の懸念材料もあることから、引き続き、今後の動向を注視して参りたい。

関係省庁において、建築確認及び建築着工の減少に伴う経済的影響に関する情報を共有し、必要に応じ、適切な対応を行うこととしている。また、政府の責任は、建築確認の審査等が適正かつ円滑に実施されるよう建築基準法の施行に関する事務を適確に行うことにあると考えており、引き続き、これに取り組んで参りたい。なお、建設会社の責任については、倒産に円以上のものに限る。)について、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立て、破産手続開始の申立て又は特別清算開始の申立てが行われた件数は、平成十八年においては二千六百六件、平成十九年においては二千九百三十九件である。

お尋ねの「技術者」の意味するところが必ずしも明らかではないことから、お答えすることは困難であるが、建築物の質の向上その他建築の発達及び改善のために必要な技術者の確保に努めて参りたい。

お尋ねの「技術者」の意味するところが必ずしも明らかではないことから、お答えすることは困難であるが、建築物の質の向上その他建築の発達及び改善のために必要な技術者の確保に努めて参りたい。

三の10について

改正法附則第八条の規定により、政府は、改正法の施行後五年を経過した場合において改正法による改正後の建築基準法等の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされているところであるが、建築確認の審査等が適正かつ円滑に実施されるよう建築基準法の施行に関する事務を適確に行うこととに

取り組んでいるところであること並びに改正法が施行された際の改正法による改正後の建築基準法及び関係政省令等の運用が建築着工の減少に及ぼした影響が解消されつつあることから、現時点において建築確認に係る制度の見直しを行なうことは考えていない。

三の12について

確認審査等に関する指針(平成十九年六月二十日国土交通省告示第八百三十五号)により、建築確認の申請後においては申請書等を訂正することは原則としてできないが、申請書等に軽微な不備がある場合には当該申請書等を補正し、又は申請書等の記載事項に不明確な点がある場合には追加説明書を提出することは認められており、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について技術的助言(平成十九年九月二十五日国住指第二千三百二十七号)等により、それらの具体的な事例を示すなど、建築確認の審査が適正かつ円滑に実施されるよう努めているところである。

三の13について

本年三月に構造計算適合性判定において構造計算が適正に行われたものであると判定した結果を記載した通知書が交付されたものの件数の同月に構造計算適合性判定が行われた件数(構造計算適合性判定の申請が行われた後において建築確認の申請が取り下げられた件数を含む)に対する割合は、約九十八パーセントである。なお、現在、国土交通省においては、構造計算適合性判定において構造計算が適正に行われてないと判断した事例を収集し、設計者等に対

してそれらの事例に関する情報の提供を行うなど、建築確認の審査が適正かつ円滑に実施されよう努めているところである。

三の15について

「適合性判定の有効性を実務者の九割は疑っている」との御指摘については承知していないが、構造計算適合性判定の実施など、建築基準法の適切な運用を通じて、いわゆる構造計算書偽装問題の再発を防止することができるものと考えている。

三の16及び17について

現在、建築基準法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される同法第六条第一項の規定に基づく政令の規定の内容について検討しているところであることから、お答えすることは困難である。

三の18について

設備設計一級建築士については、建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)第一条(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号))第十条の次に一条を加える改正規定その他設備設計一級建築士制度の創設に関する改

正規定に係る部分に限る。)は、建築士法等の一部を改正する法律の施行の日から施行され、同法による改正後の建築士法第二十条の三の規定

は、建築士法等の一部を改正する法律附則第三条第十二項の規定により同法の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から適用されることとされている。また、お尋ねの「想定人数」については、同法による改正後の建築士法の円滑な施行のために必要な資金をあらかじめ準備する場合に比べ、住宅の建

ることから、お答えすることは困難であるが、いずれにしても、所要の人数の設備設計一級建築士の確保に努めて参りたい。

三の19について

お尋ねの「現場審査」の意味するところが必ずしも明らかではないが、建築基準法においては、同法第七条第一項又は第七条の二第二項の規定による建築物に関する完了検査及び同法第七条の三第一項又は第七条の四第一項の規定による建築物に関する中間検査について定めているところである。なお、改正法により、階数が三以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事のうち一定のものに係る工事の完了後には中間検査を申請しなければならないこととされたところである。

四の1について

お尋ねの「保険の余剰金」の意味するところが必ずしも明らかではないが、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号。以下「履行確保法」という。)の規定により、住宅瑕疵担保責任保険法人は、締結した保険契約に基づく債務の履行に備え、受け取った保険料の一部を責任準備金として積み立てなければならないこととされている。

四の2について

履行確保法による住宅建設瑕疵担保保証金若しくは住宅販売瑕疵担保保証金の供託又は住宅建設瑕疵担保責任保険契約若しくは住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結は、いずれも、各建設業者又は宅地建物取引業者がそれぞれ住宅の瑕疵担保責任の履行を確保するために必要な資金をあらかじめ準備する場合に比べ、住宅の建

設又は販売に要する費用を増大させるものではないと考えている。

四の3について

財團法人住宅保証機構から聽取したところによれば、同財團法人が行っている住宅の瑕疵担保責任の履行に係る保険契約制度における実績によると、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第九十四条及び第九十五条に規定する期間における新築住宅の保険事故の発生率は約〇・七五パーセントであるとのことである。

四の4について

住宅に瑕疵があつた場合において、当該住宅の建設工事の発注者又は買主の保護のためには、その瑕疵担保責任の確実な履行を確保することが重要であることにかんがみ、建築基準法の規定による中間検査若しくは完了検査又は住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定による住宅性能評価を受けた住宅についても、当該住宅の建設工事の発注者又は買主に瑕疵による損害が生じた場合に備え、履行確保法の規定による措置を講ずることが必要であると考えている。

四の5について

履行確保法の規定による住宅瑕疵担保責任保険法人の指定、住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務に関する規程及び事業計画の認可その他履行確保法の施行に関する事務を適確に行なう必要があることから、平成二十年四月一日に国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室を新たに設置したところである。

五の1について

我が国において近年滅失した住宅の平均築後年数がおおむね三十年であるという状況にかんがみ、住宅がより一層長期にわたり使用される必要な取組を進めることが必要であると考えており、いわゆる二百年住宅の「二百年」は、実際の二百年間ではなく、現状の住宅の平均的な使用期間を超える長期間を象徴的に表すものとして用いられているものである。また、長期にわたり良好な状態で使用することができる住宅の整備が図られるよう、償還期間を一層長期のものとした長期固定金利の住宅ローンを民間金融機関が供給することができるよう支援を行うこととする場合には、当該住宅の耐用年数の範囲内で適切な償還期間のものを対象に必要な支援を行つて参りたい。

我が国において近年滅失した住宅の平均築後年数がおおむね三十年となつてゐる原因としては、様々なものがあり一概にお答えすることは困難であるが、例えば、耐久性等の住宅の性能に問題があること、適切な維持保全が実施されていないこと、既存住宅の活用に係る国民意識の醸成が不十分であること、世帯構成の変化に對応した改築を行うことが構造上困難であることなどが挙げられる。

いわゆる二百年住宅構想は住宅がより一層長

期にわたり使用されるよう必要な取組を進めるものであり、住宅の長寿命化に寄与すると考えている。

五の4について

既存住宅の市場の活性化を図るため、既存住宅に係る住宅性能表示制度の普及の促進、価格査定マニュアルの策定及び宅地建物取引業者によるその活用の促進、既存住宅の購入に要する費用に係る民間金融機関による長期固定金利の融資の促進、既存住宅の購入に係る税制特例の対象の拡大その他既存住宅の市場環境の整備を進めているところである。

五の5について

五の1についてでお答えしたとおり、いわゆる二百年住宅の「二百年」とは現状の住宅の平均的な使用期間を超える長期間を象徴的に表すものであり、住宅がより一層長期にわたり使用されるよう必要な取組を進めるに当たつては、住生活の向上及び環境への負荷の低減に資するよう適切な構造及び設備を備えた住宅の整備を促進して参りたい。

五の6及び7について

お尋ねの「二百年住宅仕様」及び「指示」の意味するところが必ずしも明らかではないことは、明らかではないことから、お答えすることは困難であるが、機関の業務が効率的かつ効率的に行われるよう努めているところである。

五の8について

五の1についてでお答えしたとおり、いわゆる二百年住宅の「二百年」とは現状の住宅の平均的な使用期間を超える長期間を象徴的に表すものであり、住宅がより一層長期にわたり使用されるよう必要な取組を進めるに当たつては、住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録の整備及び活用並びに適切な期間の保存を促進して

参りたい。また、当該記録を管理する主体としては、住宅の所有者、マンションの管理組合等が考えられるところである。

五の9及び10について

いわゆる二百年住宅構想は機関の業務の範囲及び事業の量とは直接の関係を有するものではなく、住宅がより一層長期にわたり使用されるよう必要な取組を進めるものであり、これにより、住生活の向上及び環境への負荷の低減が図られるものと考えている。

五の1について

五の1についてでお答えしたとおり、いわゆる二百年住宅の「二百年」とは現状の住宅の平均的な使用期間を超える長期間を象徴的に表すものであり、住宅がより一層長期にわたり使用されるよう必要な取組を進めるに当たつては、住生活の向上及び環境への負荷の低減に資するよう適切な構造及び設備を備えた住宅の整備を促進して参りたい。

平成二十年五月八日提出
質問 第三五九号

一九九九年のキルギスにおける日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一九九九年のキルギスにおける日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金等に関する再質問主意書

前回答弁書で外務省は認識しているか。

「前回答弁書」(内閣衆質一六九第二八一号)を踏まえ、再質問する。

一九九九年八月にキルギスで起きた日本人鉱山技師ら四人が誘拐された事件(以下、「日本人誘拐事件」という。)について、本年一月三十一日、キルギスの国会において、当時人質の解放交渉に携わっていた人物により、「日本人誘拐事件」が発生した際に日本政府が支払ったとされる身代金(以下、「身代金」という。)がキルギスの治安当局の人間によつて山分けされていたとの証言(以下、「証言」という。)がなされた。

現在外務省は「証言」の議事録(以下、「議事録」という。)の提供をキルギス国会に要請していると承知するが、「前回答弁書」では「平成二十年四月九日現在、キルギス共和国議会より御指摘の『議事録』の提供を受けるには至っていないが、その理由は明らかではない。」との答弁がなされている。では、二〇〇八年五月八日現在、「議事録」の提供はなされているのかどうか明らかにされたい。

二 一で、「議事録」の提供が未だなされていないのなら、その理由は何であると外務省は認識しているか。「前回答弁書」で外務省は「その理由は明らかではない」としているが、キルギス国会が「議事録」の提供に応しない理由について、外務省なりの見解を示されたい。

三 一で、「議事録」の提供が未だなされていないのなら、外務省としてキルギス側に對して「議事録」の提供を改めて申し入れてはいるのか。申し入れているのなら、その直近の日にちを明らかにされたい。

四 外務省は「議事録」の入手を既に諦めたのか。五 我が国として「身代金」を払つていない根拠について、「前回答弁書」で外務省は「日本政府として身代金を支払つていないことは、例えば、当時の外務大臣が平成十一年十一月九日の記者会見において述べている。」との答弁をしてい

る。外務省HPによると、右答弁にある日に、当時の河野洋平外務大臣は記者からの「キルギス事件」に関し、身代金を払つたとの報道があり、政府としてはそれを否定しているという経緯は承知しているが、身代金という形ではなく、人質を取りに行く車や対策本部等でキルギ

官 報 (号 外)

八 「車両をどうしたか」というような詳細について
は承知していない。もし非常に意味のある御質
問であれば、よく調べておく。」と答えている
が、「日本人誘拐事件」の人質を迎えに行く車
や、当時キルギス国大使館に設けられた現地対
策本部（以下、「対策本部」という。）等におい
て、本来ならばキルギス側が負担すべき費用を
政府が肩代わりした事実があるか否かについ
て、右の河野大臣の答弁にある様に、外務省と
して詳細に調べているか。

六 五で、調べていないのなら、その理由を説明
されたい。

七 外務省はあくまで「身代金」を支払った事実は
ないとしているが、今井正現沖縄大使が「日本
人誘拐事件」発生当時、当時の内閣官房副長官
の任にあつた当方に對して「身代金」の説明を
し、「身代金」支払の決裁を求めたことが確かに
あるが、右について外務省の見解如何。

八 前回質問主意書でも指摘したが、「身代金」に
ついては、「対策本部」での支出の詳細について
記録した文書（以下、「文書」という。）は既に外
務省において廃棄されており、「文書」にどの様
な名称が付けられていたか、「文書」は何年間保
存されていたか、「文書」に秘密指定はかけられ
ていたのか、「文書」作成の責任者は誰であつた
のか等については一切わからぬとの答弁がな
されている。「身代金」が支払われ、それについ
て記録した文書がかつて外務省にあつたにして
も、既に廃棄されている可能性も考えられると
ころ、現在外務省において保管されている文書

の中に「身代金」について書かれたものがない」とをもつて「身代金」を支払つたことを否定する根拠にはならないと考えるが、外務省の見解如何。

九 外務省は「身代金」支払の事実を否定する根拠として、当時のアカエフ大統領や河野外務大臣の発言を挙げている。しかし、それらはまさに当方のもとを訪れ、「身代金」の説明をし、決裁を求めた今井氏の行動と真っ向から食い違うものであるが、外務省はこの矛盾をどう説明するのか。外務省の認識を示されたい。

十 今井氏が「日本人誘拐事件」が発生した當時、

会より御指摘の「議事録」の提供を受けるには至っていないが、その理由は明らかではない。三及び四について
御指摘の「議事録」については、在キルギス日本大使館よりキルギス側に対し引き続き提供を要請しているところであり、例えば、平成二十年四月三十日に同様の要請を行っている。
五及び六について
お尋ねについては、先の答弁書(平成二十年四月四日内閣衆質一六九第二三四号)十五から二十までについてでお答えした理由により、お答えすることは困難である。

会より御指摘の「議事録」については、在キルギス日本大使館よりキルギス側に対し引き続き提供を要請しているところであり、例えば、平成二十年四月三十日に同様の要請を行っている。

五及び六について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十年四月四日内閣衆質一六九第一二〇号)十五から二十までについてでお答えした理由により、お答えすることは困難である。

七から十までについて

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十年三月四日内閣衆質一六九第一一〇号)一及び二について等でお答えしたとおり、日本政府として、御指摘の「身代金」を支払ったという事実はない。

平成二十年五月八日提出

質問 第三六〇号

国後島北方海域での日本船拿捕事件等をめぐる外務省の国民への情報開示等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

国後島北方海域での日本船拿捕事件等をめぐる外務省の国民への情報開示等に関する再質問主意書

「前回答弁書」内閣衆質一六九第三二一號)を踏まえ、再質問する。

再質問主意書

一 国後島北方海域で北海道の羅臼漁協所属の刺し網漁船四隻がロシア国境警備隊に拿捕された

事件(以下、「拿捕事件」という。)が発生した二〇〇七年十二月十三日、在ユジノサハリンスク日本国総領事館(以下、「総領事館」という。)の總領事公邸において、天皇誕生日祝賀レセプション(以下、「レセプション」という。)が開催されていたが、「レセプション」開催中、夏井重雄総領事は「拿捕事件」の情報収集に当たっている職員に対し具体的にどの様な指示を出していたのか、一度でも「レセプション」の場を中座し、「拿捕事件」の情報収集に当たっている職員のものとへ出向く等、直接情報収集の現場に足を運んだかと前回質問主意書で問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねにあるよう御指摘のレセプション開催中の夏井重雄在ユジノサハリンスク日本国総領事の行動の詳細についてまで記録は作成しておらず、お答えすることは困難であるが、在ユジノサハリンスク日本国総領事館(以下「総領事館」という。)は、御指摘のだ捕事件の発生以降、同総領事の指揮の下、御指摘の船体及び乗組員全員の解放等の申入れを行つたるものと承知している。」との答弁がなされているが、右答弁は、実際に夏井総領事が「レセプション」開催中に總領事として「拿捕事件」に対応していくか、夏井総領事本人に対して直接確認をし、答弁することを求める。

三 二〇〇六年八月にロシア国境警備隊に拿捕され、未だにその船体が返還されていない根室の方二かご漁船第三十一吉進丸について、外務省の情報収集の方針等、それを明らかにすること

で外務省の情報源が特定されてしまう可能性がある事柄は一切問わずに、①第三十一吉進丸は現在どこにあり、誰が所有し、誰によつて何の用途に使われているのか等、外務省が把握しているとする第三十一吉進丸の現状と、②外務省は写真またはビデオ等による第三十一吉進丸の船体の映像を入手しているか否かの二点を問うたところ、「前回答弁書」でも「外務省として、ロシア側に対し御指摘の船体の引渡し等の申入れを行ふ等のために、御指摘の船体の現状を確認している。外務省が行つておる情報収集活動により得られた情報の内容を明らかにすることにより、総領事館の職員が船体の現状を直接確認するに当つて行つておる情報収集活動に関するお尋ねについてお答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされている。では、右答弁にある様に、これまで何人の「総領事館」職員が第三十一吉進丸の現状を直接確認しているのか明らかにされたい。

四 外務省があくまでも第三十一吉進丸の現状について国民に明らかにすることを避けるというのなら、第三十一吉進丸の現状についての情報などをどのように活かす考えているのか。「前回答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。

五 外務省は、外務省が第三十一吉進丸の映像を

入手しているか否かを明らかにしていないが、当方は、第三十一吉進丸の映像を公開することを求めておらず、外務省がその映像を入手しているか、していないかを問うておるのみである。例えば第三十一吉進丸の映像を公開すれば、同時に船体の周囲にある建築物や風景等も明らかになり、情報源が明らかになるおそれがあることは考えられるが、映像を入手しているか否かだけを明らかにすることで「情報収集活動に関する情報源が明らかになるおそれがある」と外務省が考えるのは根拠がないと思料するところ、外務省が第三十一吉進丸の写真またはビデオ等の動画での映像を入手しているか否か、再度質問する。

六 第三十一吉進丸の船体及び「拿捕事件」により押収された第三十一吉定丸、第三十八翼丸、第三十八祐幸丸、第三十一豊佑丸の船体の返還

官を、本年三月十九日の以前と以後、いつロシア側に対して求めたかとの質問に対して、「前回答弁書」では「例えば、平成二十年四月十四日に行われた日露外相会談において御指摘の船体の引渡しを求めるなど、ロシア側に対し申入れを行つた。」との答弁がなされているが、では本年四月二十六日に行われた日ロ首脳会談において、右に挙げた船体の返還について、福田康夫内閣総理大臣より言及はされたか。

七 六で、言及されていないのならば、その理由を明らかにされたい。

八 「拿捕事件」でロシア側に押収された船体の内、第三十一吉定丸について、本年一月十六日付でロシア連邦サハリン州ユジノクリリスク地

区裁判所において、乗組員を有罪とし、判決が発効した後にロシア側は船体の返還に応じる旨の判決が下されたと承知するが、右判決を外務省は承知しているか。

九 外務省として八の判決にどの様に対応したのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第三六〇号
平成二十年五月十六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出国後島北方海域での日本船拿捕事件等をめぐる外務省の国民への情報開示等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出国後島北方海域での日本船拿捕事件等をめぐる外務省の国民への情報開示等に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の総領事は、御指摘のレセプション開催中にも御指摘のだ捕事件に対応すべく、在ユジノサハリンスク日本国総領事館(以下「総領事館」という。)の館員に対し適切な指示を出しておいたと承知しております。先の答弁書(平成二十年三月十八日内閣衆質一六九第一五二号)四から七までについてでその旨をお答えしている。

八 及び九について

北方四島周辺水域における御指摘の日本漁船のだ捕事件に係る「判決」については承知している。御指摘のだ捕事件及び本件に係る「判決」を含めこれに関するロシア側による手続は、我が国の北方領土問題に関する立場から容認しえず、外務省として、ロシア側に対し申入れを行つておる。

お尋ねについても、先の答弁書(平成二十年

四月十八日内閣衆質一六九第二七五号)一について述べた理由により、お答えすることは差し控えたい。

四及び五について

先の答弁書平成二十年四月三十日内閣衆質一六九第三二一号(三から五までについてでお答えしたとおり、外務省として、ロシア側に対し御指摘の船体の引渡し等の申入れを行う等のために、御指摘の船体の現状を確認している。

外務省が行つておる情報収集活動により得られた情報の内容を明らかにすることにより、総領事館の職員が船体の現状を直接確認するに当たつて行つておる情報収集活動に関する情報源が明らかになるおそれがあるため、御指摘の船体の現状等に関するお尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

六及び七について

平成二十年四月十四日に行われた日露外相会談において御指摘の船体の引渡しを求めるな

ど、ロシア側に対し申入れを行つており、御指摘の首脳会談において御指摘の言及はなされたかった。

八及び九について

北方四島周辺水域における御指摘の日本漁船のだ捕事件に係る「判決」については承知している。御指摘のだ捕事件及び本件に係る「判決」を含めこれに関するロシア側による手続は、我が

國の北方領土問題に関する立場から容認しえず、外務省として、ロシア側に対し申入れを行つておる。

官報 (号外)

平成二十年五月八日提出
質問第三六一號

後期高齢者医療制度の保険料と自己負担額の本人通知に関する質問主意書

提出者 山井 和則

後期高齢者医療制度の保険料と自己負担額の本人通知に関する質問主意書

後期高齢者医療制度の保険料と自己負担額の本人通知について、次のとおり質問する。

後期高齢者医療制度において、六十五歳から

後期高齢者医療制度の保険料と自己負担額の本人通知について、次のとおり質問する。

内閣衆質一六九第三六一號
平成二十年五月十六日

内閣總理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

の保険料と自己負担額の本人通知に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度の保険料と自己負担額の本人通知に関する質問に対する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの各地方自治体の窓口における対応に

ついては把握していないが、政府としては、御

指摘の保険料額及び一部負担金の負担割合並び

にそれらの今後の見通しについて、六十五歳か

ら七十四歳までの障害者に対し必要な情報を提

供するよう、各地方自治体に対し要請している

ところである。

三及び四について

厚生労働省としては、現時点において、お尋

ねの政策誘導や強制は考えていない。

なお、後期高齢者の診療報酬については、今

後とも、後期高齢者の心身の特性を踏まえ、後

期高齢者に対する適切な医療が提供されるよ

う、その適切な設定に努めてまいりたい。

平成二十年五月八日提出
質問第三六二號

後期高齢者医療制度に係る保険料の見通しに

提出者 山井 和則

後期高齢者医療制度に係る保険料の見通しに
に関する質問主意書

後期高齢者医療制度に係る保険料の見通しに
に関する質問主意書

平成十八年十月五日に行われた「社会保障審議会後期高齢者医療の在り方に関する特別部会(第一回)」に提出された「後期高齢者医療制度の概要」と題する資料(以下、「特別部会資料」という)を見るところ、「後期高齢者医療制度保険料は、平成二十年度が六・一万円、平成二十七年度には八・五万円と試算されている。また、高齢者負担率は、平成二十年度が十%、平成二十七年度には十・八%となる。また、一人あたりの国民健康保険料についても、平成二十年度が七・九万円、平成二十七年度には九・七万円と試算されている。この試算に連して、後期高齢者医療制度の保険料の将来見通しについて質問する。

一 特別部会資料では、一人あたり国民健康保険料について、平成二十年度が七・九万円、平成二十七年度には九・七万円と試算されている。この試算に変更はないか。また、この試算を行った方法について、試算過程を検証できるよう、教えていただきたい。

二 特別部会資料の「保険料等の変化(試算)」では、平成二十年度の一人あたり後期高齢者保険料は、年額六・一万円である。実際の平成二十年度の一人あたり後期高齢者保険料は七・二万円であり、この平成二十年度の実績を起算点として、特別部会資料と同じ計算方式となるよう

に試算するならば、起算点が六・一万円から、七・二万円すなわち一・八倍になつております。計算過程は同一であるため、結果も一・八倍となり、平成二十七年度の後期高齢者保険料は約十万円となる。この試算に間違はないか。

もし、この試算に間違があれば、正しい試算過程を分かりやすく教えていただきたい。

三 特別部会資料の「保険料等の変化(試算)」では、年額七・四万円となつていて、同じ特別部会資料の「後期高齢者医療制度の保険料(平成二十年度推計)」では、年額七・四万円となつていて、同じ特別部会資料において、同じ年度の年額保険料が違っている理由を、分かりやすく教えていただきたい。

四 平成二十年四月十一日、新聞各紙が「全国平均の後期高齢者保険料は、平成二十年度の約七・二万円から平成二十七年度には八・五万円となる」と報道した。この報道は正しいか。

五 平成二十年五月八日提出
質問第三六二號

後期高齢者医療制度に係る保険料の見通しに

提出者 山井 和則

後期高齢者医療制度に係る保険料の見通しに

に関する質問主意書

円を起算点とし、平成二十七年には七十四歳以下の人口の減少によって高齢者医療費を高齢者が負担する割合が十・八%に増加するため、保険料は、人口構成の変化によって、まず六・五万円に増加する。さらに、平成二十七年度は八万円に増加する。その後高齢者医療費が伸びて、年額八・五万円となつた。その前提となる一人あたりの後期高齢者医療費の伸びは、七年間で約二十九%であり、年あたり伸び率を計算すると、約三・七%である。もし、この理解に、間違いがあれば、正しい試算過程を分かりやすく教えていただきたい。

七 五の報道が間違っている場合、何年後に行くらになるか。それはいつ明らかになるか。右質問する。

内閣衆質一六九第三六二号

平成二十年五月十六日

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度に係る保険料の見通しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度に係る保険料の見通しに関する質問に対する答弁書

一について
御指摘の試算は、平成十八年の健康保険法等の一部を改正する法律案の提出に当たつて、国民健康保険の医療給付を賄うために必要な保険料について、当時、試算を行つたものであり、それ以降、国民健康保険の一人当たりの保険料の試算は行つていません。

この試算の過程を申し上げれば、平成十八年度予算において前提とした国民健康保険等の各制度の加入者数及び医療給付費を起算点として算出した平成二十年度及び平成二十七年度のこれらを見込数を基に、国民健康保険の加入者の医療給付費(平成二十年度においては八・三兆円、平成二十七年度においては九・九兆円)に後期高齢者支援金(平成二十年度においては一・五兆円、平成二十七年度においては二・三

兆円)を加えた額から、医療給付費及び後期高

齢者支援金に対する公費負担(平成二十年度においては四・五兆円)、前期高齢者交付金(平成二十年度は二・四兆円、平成二十七年度は三・三兆円)並びに療養給付費等交付金(平成二十年度においては〇・六兆円)を控除して国民健康保険が保険料で賄うべき額を算出(平成二十年度は三・〇兆円、平成二十七年度は三・七兆円)し、これらを平成二十年度においては三千八百万人、平成二十七年度においては三千八百万人と推計した国民健康保険の加入者数でそれぞれ除して一人当たりの保険料を試算したものである。

二について
後期高齢者医療制度においては低所得者等に対する保険料の軽減措置があり、年額六・一万円はこの軽減後における保険料の平均値であるのに対し、年額七・四万円は軽減前における保険料の平均値であるため、これらの金額が異なつているものである。

三について
厚生労働省においては、平成十八年の健康保険法等の一部を改正する法律案の提出に当たつて試算した医療給付費を賄うために必要な一人当たり後期高齢者医療の保険料は平成二十年度六・一万円から平成二十七年度八・五万円になるとお示している一方、各後期高齢者医療広域連合において平成二十年度に被保険者から徴収するものとして算定した保険料の全国平均は七・二万円となつていて。御指摘の報道については、各報道機関がこれらの資料に基づき報道されたものであると認識しており、厚生労働省として、後期高齢者の保険料が平成二十年度の約七・二万円から平成二十七年度には八・五万円となるとの試算は行つていない。

四について
三についてで回答したとおり、平成二十七年の一人当たり後期高齢者医療の保険料については、平成二十年度の一人当たり後期高齢者医療の保険料を起算点として計算したものではない。

御指摘の六・一万円については、平成十八年の健康保険法等の一部を改正する法律案の提出に当たつての試算において平成二十年度の後期高齢者医療の医療給付を賄うために必要な後期高齢者一人当たり保険料額を試算したものである一方、御指摘の七・二万円については、各後期高齢者医療広域連合が平成二十年度において医療給付、審査支払手数料、葬祭費、財政安定化基金拠出金及び保健事業に要する費用等の見込みに照らし、おおむね二年を通じ財政の均衡を保つことができるよう算定した保険料の全国平均であり、両者の比率が平成二十七年度においても妥当するとは限らないことから、当該比率である御指摘の一・一八倍を単純に乗じた八・五万円以外の試算は行つていない。

五から七について
また、平成二十七年度における後期高齢者医療の保険料については、三についてでお示したものではなく、平成十八年度予算において前提とした後期高齢者医療の医療給付費を起算点として算出した平成二十七年度の後期高齢者医療の医療給付費の見込額(十四・八兆円)に、後期高齢者医療の被保険者を除く医療保険にした平成二十七年度の一人当たり後期高齢者医療の医療給付費の見込額(七・二万円)を基にした平成二十七年度の一人当たり後期高齢者医療の医療給付費の見込額(十四・八兆円)

医療の保険料の試算は行つておらず、お尋ねの試算過程をお示しすることは困難である。

質問 第三六三号
後期高齢者医療制度に係る保険料の実態調査等に関する質問主意書

平成二十年五月八日提出

提出者 山井 和則

後期高齢者医療制度に係る保険料の実態調査等に関する質問主意書

後期高齢者医療制度に係る保険料の実態調査等について、次のとおり質問する。

一

平成二十年五月四日の読売新聞朝刊では、「七十五歳以上の後期高齢者医療制度(長寿医療制度)で、制度導入の経過措置がなくなる八月以降、一部の高齢者の医療費の窓口負担がこれまでの一割から三割に上がるケースが出てくる」旨を内容とする記事が掲載されたが、後期高齢者医療制度で八月から窓口負担が三割になるのは何人くらいか。それはどのようなケースか。

二 今回、厚生労働省が六月の年金給付までに行うこととなつた実態調査(以下「実態調査」という。)では何を調査するのか、調査項目を具体的に示していただきたい。

三 実態調査では、本人の保険料の変化は調べるのか。

四 実態調査では、世帯員の保険料の変化は調べるのか。

五 実態調査では、世帯全体の保険料合計額の変化は調べるのか。

六 国民の一番の関心の一つは、被保険者の過半数の保険料が下がつているのか、それとも上がつているのかだと思われる。実態調査では、被保険者の過半数の保険料が下がつているのか、上がつているのかがわかるような調査をすべきと考えるがいかがか。

七 実態調査では、夫婦のうち夫が後期高齢者、妻が前期高齢者となる場合に、夫の保険料は下がつても、妻の国民健康保険の保険料が上がる

ケースはあり得るか。あり得るならどのような場合か。全国で何人くらい、何組くらいの夫婦がこのようなケースに該当するか。

八 夫が後期高齢者医療制度に入り、妻が国民健康保険制度に残る場合、夫の保険料が上がるの

はどのようなケースで何割くらいか。妻の保険料が上がるのはどのようなケースで何割くらいか。夫と妻の合計で上がるのはどのようなケー

スで何割くらいか。

九 今回の実態調査では、後期高齢者医療制度に移行した人の保険料負担について調査するのか。

十 さらに、本人の保険料負担が変わる影響による家族の保険料負担の変化も調査すべきと考

えるが調査するのか。しないなら、その理由は何

か。

十一 厚生労働省資料では、後期高齢者医療制度の保険料が平成二十年度で六万円と出ている

が、実際には七万二千円である。この差額はどう

のような理由で生じるのか。

十二 また、二十年度に六万円とすれば二十七年度に八万五千円だが、二十年度に七万二千円であれば、二十七年度にはいくらになると推定されるか。さらに、後期高齢者医療制度の平均年間保険料は二十年度いくらで、二十七年度はいくらか。何%の伸びになるか。

十三 同様に国民健康保険の平均年間保険料は、二十年度と二十七年度はそれぞれいくらか。伸びは何%と推定されるか。

十四 後期高齢者医療制度の保険料の引き上げ率と国民健康保険の保険料の引き上げ率は、今後七年ではどちらが高いか。また、七年目以降は

どちらが高いか。

十五 今まで政府は保険料が安くなると宣伝してきたが、保険料が安くなるのは、国民健康保険の保険料を算定するために四方式を採用した自

リックであり、国民をだますことになりかねない。実態調査において、もし過半数の高齢者の保険料が上がつていた場合、今まで嘘の宣伝をした責任をどのようにとるのか。

十六 今まで政府は保険料が安くなると宣伝してきたが、保険料が安くなるのは、国民健康保険の保険料を算定するために四方式を採用した自

リックであり、国民をだますことになりかねない。実態調査において、もし過半数の高齢者の保険料が上がつていた場合、今まで嘘の宣伝をした責任をどのようにとるのか。

十七 今まで政府は保険料が安くなると宣伝してきたが、保険料が安くなるのは、国民健康保険の保険料を算定するために四方式を採用した自

リックであり、国民をだますことになりかねない。実態調査において、もし過半数の高齢者の保険料が上がつていた場合、今まで嘘の宣伝をした責任をどのようにとるのか。

内閣衆質一六九第三六三号

平成二十年五月十六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度

に係る保険料の実態調査等に関する質問に対

し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度に係る保険料の実態調査等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの人数については、把握していない。

また、お尋ねのケースについては、例えば、夫が七十五歳以上で後期高齢者医療の被保険者である、妻が七十歳以上七十五歳未満で国民健康保険の被保険者である場合において、夫の一部負担金の負担割合の判定に当たり、本年七月までの経過措置により夫婦の所得又は収入を基準にして一割負担となつていただところ、本年八月からは、夫の所得又は収入のみを基準に判定す

ることになるため、三割負担になるという場合である。

二から五まで、九及び十について

お尋ねの実態調査は、単身者が国民健康保険から後期高齢者医療に移行した場合、夫婦が共

同移行した場合及び家族と同居する者が後期高齢者医療に移行した場合について、それ

ぞれ一定の所得を前提とした事例を設定し、市町村ごとに移行前と移行後との世帯の保険料額の変化及び被保険者に被保険者証が届いていない事案や保険料の年金からの特別徴収の方法による徴収に係る事務手続に誤りがあった事案が生じたこと等の運用面の問題に係る対応状況等について、調査を行うものである。

六について

御指摘の事実を正確に把握するための調査を行うこととした場合、各都道府県の後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)及び各市町村にとって膨大な負担となることが見込まれることから、制度開始直後の多忙な時期に、制度の円滑な運営に支障を来さないよう、一定の所得を前提とした事例を設定し、保険料負担に係る各市町村の保険料額の傾向を把握することとしたものである。

七について

お尋ねについては、実態調査の取りまとめを待つて、お答えできる範囲でお答えするべきことであると考へておる。

八について

お尋ねのそれぞれの事例において、保険料が

上がる場合は様々であり、一概にお答えすることは困難である。また、それぞれの事例における保険料が上がる割合については、把握していない。

十一について

御指摘の六万円については、平成十八年の健康保険法等の一部を改正する法律案の提出に当たつての試算において平成二十年度の後期高齢者医療給付を賄うために必要な後期高齢者一人当たり保険料額を試算したものである一方、御指摘の七万二千円については、各広域連合が平成二十年度において医療給付、審査支払手数料、葬祭費、財政安定化基金拠出金及び保健事業に要する費用等の見込みに照らし、おむね二年を通じ財政の均衡を保つことができるように算定した保険料の全国平均であり、このような違いにより御指摘の差額が生じているものと考えられる。

十二について

お尋ねの平成二十年度における後期高齢者医療の平均年間保険料は、各広域連合において算定した保険料を全国平均したものとする、七万二千円であるが、平成二十七年度における後期高齢者医療の平均年間保険料の試算は行つていません。なお、平成十八年の健康保険法等の一部を改正する法律案の提出に当たつての試算においては、医療給付を賄うために必要な後期高齢者一人当たり保険料額として、平成二十年度においては六万円、平成二十七年度においては八万五千円と試算しており、これらの数値を用いて機械的に計算すれば、平成二十年度から平成二十七年度への伸び率は約二十三パーセントとなる。

トとなる。
十三について

御指摘の国民健康保険の平均年間保険料については、平成二十年度のそれは現時点で把握しておらず、平成二十七年度のそれは試算を行っていない。なお、平成十八年の健康保険法等の一部を改正する法律案の提出に当たつての試算においては、国民健康保険における医療給付及び後期高齢者支援金を賄うために必要な被保険者一人当たり保険料として、平成二十年度においては七万九千円、平成二十七年度においては九万七千円と試算しており、これらの数値を用いて機械的に計算すれば、平成二十年度から平成二十七年度への伸び率は約二十三パーセントとなる。

十四について

平成十八年の健康保険法等の一部を改正する法律案の提出に当たつての試算並びに後期高齢者医療及び国民健康保険の平成二十年度及び平成二十七年度における平均年間保険料については、十二について及び十三についてでお答えしたとおりであり、お尋ねの七年後における後期高齢者医療及び国民健康保険の平均年間保険料は、後期高齢者医療制度における世帯のとらえ方に関する質問主意書

提出者 山井 和則

平成二十年五月八日提出
質問 第三六四号

後期高齢者医療制度における世帯のとらえ方に関する質問主意書

後期高齢者医療制度における世帯のとらえ方に関する質問主意書

後期高齢者医療制度は、七十五歳以上の国民を、これまでの世帯単位の健康保険制度から分離するものである。これまでの生計を一にする家族の絆を基本とする健康保険制度の在り方から、個人単位の在り方に、制度設計は大きく変更された。しかし、この制度設計の変更は多くの不整合を生じさせている。世帯のとらえ方の問題について、以下質問する。なお以下の質問においては、国民健康保険料の軽減措置について考える場合、市町村が七割・五割・二割軽減の三段階の軽減措置をとつてはいると仮定する。

一 厚生年金額二一〇万円を受給する七十六歳

ら、国民健康保険について、約八割の市町村が採用し、最も多くの国民健康保険の被保険者に係る保険料の算定に用いられている方式に着目し、当該方式を採用する市町村における保険料率等の平均値を用いることにより、国民健康保険の保険料から後期高齢者医療の保険料への代表的な変化について、導入前後の傾向を算定したものである。従つて、これらの方式を採用している自治体を全国平均と勝手に位置づけたとの御指摘今まで嘘の宣伝をしたとの御指摘については当たらないものと考えている。

の夫と、基礎年金額七九万円を受給する七十歳の妻からなる、年金収入のみで生活する夫婦二人世帯では、後期高齢者医療制度の導入によつて、夫は後期高齢者医療制度、妻は国民健康保険に加入することとなる。夫婦共に国民健康保険に加入している時には夫の所得で夫婦二人が生活していることとらえられ、年金収入が、二人世帯の被保険者均等割額の二割軽減を受けることの出来る二三八万円以下であるため、被保険者均等割額と世帯平等割額の一割軽減を受けることが可能であった。しかし、夫が後期高齢者医療制度に移行してからの保険料の算定に当たつては、後期高齢者医療制度の被保険者は世帯に一人であると扱われ、年金収入が、单身世帯の場合に被保険者均等割額の二割軽減を受けることの出来る二〇三万円を超えていたため、被保険者均等割額の二割軽減措置は受けられない。以上の理解に間違いはないか。間違いがあれば、指摘していただきたい。

二 一で挙げた夫婦の妻の保険料の算定に当たつては、夫は特定同一世帯所属者と扱われ、夫の所得も含めた合計所得が基準となる。この結果、妻のみを単身世帯と考えた場合には適応され、被保険者均等割額と世帯平等割額の七割軽減の対象ではなくなり、平等割額については五年間の五割軽減措置はあるが、原則的には二割軽減が適応される。以上の理解に間違いはないか。間違いがあれば、指摘していただきたい。

三 一と二に示した事例において、世帯主である夫が妻を扶養する形で、夫婦が居住と生計を一にする世帯を構成している事実は、夫が七十五

歳になる前も後も何ら変わりはない。しかし、夫が後期高齢者医療制度に移行することによつて、後期高齢者医療制度においては、妻が後期高齢者医療制度の被保険者でないことを根拠に、妻を扶養し、妻と世帯を構成しているといふことは無視され、保険料軽減が行われない。一方、妻は、夫に扶養され、夫と世帯を構成している事実を認定され、単身とみなされた場合より保険料軽減が縮小される。後期高齢者医療制度に移行した夫には、妻と世帯を構成している事が否定され、国民健康保険に残る妻には、夫と世帯を構成している事実が認定されるのは、整合性がないと考えるが、政府の見解はいかがか。

四 厚生年金額四〇〇万円を受給する七十六歳の夫と、基礎年金額七九万円を受給する七十三歳の妻からなる、年金収入のみで生活する夫婦二人世帯では、後期高齢者医療制度の導入によつて、夫は後期高齢者医療制度、妻は国民健康保険に加入することとなる。夫婦共に国民健康保険に加入している時には夫の所得で夫婦二人が生活しているとらえられ、夫婦合わせた年金収入が、二人世帯で三割負担となる五二〇万円未満であるため、夫の窓口負担は一割であつた。後期高齢者医療制度での夫の窓口負担の割合を定める現役並み所得の判定においては、後期高齢者医療制度の被保険者は世帯に一人であると扱われ、単身で年金収入三八三万円以上であるので、夫の窓口負担は三割負担となる。さらに、二年後に、妻が七十五歳になるとして、夫婦の収入が合わせて五二〇万円未満であるとして、夫の窓口負担は一割に軽減される。

六 四と五に示した事例において、世帯主である夫が妻を扶養する形で、夫婦が居住と生計を一にする世帯を構成している事実は、夫が七十五歳になる前も後も、妻が七十五歳になる前も後も、何ら変わりはない。にもかかわらず、後期高齢者医療制度に移行した夫については、国民健康保険に残る妻を扶養している事実は無視され、単身者としては高収入であるとみなされ、三割負担が課せられる。一方、国民健康保険に加入している時には夫の所得で夫婦二人が生活しているとらえられ、夫婦合わせた年金収入が、二人世帯で三割負担となる五二〇万円未満であるため、夫の窓口負担は一割であつた。後期高齢者医療制度での夫の窓口負担の割合を定める現役並み所得の判定においては、後期高齢者医療制度の被保険者は世帯に一人であると扱われ、単身で年金収入三八三万円以上であるので、夫の窓口負担は三割負担となる。さらに、二年後に、妻が七十五歳になるとして、夫婦の収入が合わせて五二〇万円未満であるとして、夫の窓口負担は一割に軽減される。

七 さらに、四と五に示した事例において、夫婦の在り方も、収入も、現役並み所得判定基準も、全く変わらないのに、夫の窓口負担は、夫とも七十五歳までは一割(平成二十年度末までの特別措置による)、夫七十五歳以上かつ妻七十五歳未満では三割、夫婦とも七十五歳以上では一割と、変わっていく。この窓口負担の変化には、何の根拠もなく、制度としての欠陥で扱われ、夫の所得も含めた合計所得が基準となれば、指摘していたいただきたい。

五 四で挙げた夫婦の妻の国民健康保険保険料の算定に当たっては、夫は特定同一世帯所属者とには適応される、被保険者均等割額と世帯平等割額の七割軽減の対象ではなくなり、平等割額については五年間の五割軽減措置はあるが、原則的には軽減措置は適応されない。以上の理解に間違いはないか。間違いがあれば、指摘していただきたい。

六 四と五に示した事例において、世帯主である夫が妻を扶養する形で、夫婦が居住と生計を一にする世帯を構成している事実は、夫が七十五歳になる前も後も、妻が七十五歳になる前も後も、何ら変わりはない。にもかかわらず、後期高齢者医療制度に移行した夫については、国民健康保険に残る妻を扶養している事実は無視され、三割負担が課せられる。一方、国民健康保険に加入している時には夫の所得で夫婦二人が生活しているとらえられ、夫婦合わせた年金収入が、二人世帯で三割負担となる五二〇万円未満であるため、夫の窓口負担は一割であつた。後期高齢者医療制度での夫の窓口負担の割合を定める現役並み所得の判定においては、後期高齢者医療制度の被保険者は世帯に一人であると扱われ、単身で年金収入三八三万円以上であるので、夫の窓口負担は三割負担となる。さらに、二年後に、妻が七十五歳になるとして、夫婦の収入が合わせて五二〇万円未満であるとして、夫の窓口負担は一割に軽減される。

八 平成十七年国勢調査によれば、七十五歳以上の有配偶男性は約三二九万人、七十五歳以上の有配偶女性は二二三万人であった。この事実からすれば、最低でも一六万組、一一六万人の七十五歳以上の高齢男性と、ほとんどが六十五歳から七十四歳と推定される一六万人の高齢女性が、夫婦でありながら、後期高齢者医療制度とそれ以外の保険に分かれ、加入しているとを考えられる。このことからすると、一、三で指摘したような事例は稀ではないと思われるが、政府が以下のような事例の数を把握しているなら、教えていただきたい。

① 四と五で指摘した、夫婦の一方のみが後期高齢者医療制度に加入することによって、一方の窓口負担が三割負担となる事例数

② 一と二で指摘した、夫婦の一方のみが後期高齢者医療制度に加入することによって、被保険者均等割額や世帯平等割額の軽減が受けられないか、縮減する事例数

九 報道によれば、厚生労働省は平成二十年六月十六日までに、後期高齢者医療制度について新制度へ移行したことで本人の支払う保険料がどちららい増えたか減ったかを実態調査するとのことである。私は、この調査の必要性を、「後期高齢者医療制度創設に伴う高齢者医療負担に関する質問主意書」で主張したところであるが、平成十九年十月十六日付内閣衆質一六八第一八七号の答弁書において、「お尋ねの点を把握するための調査については、…当該制度の施行前後という多忙な時期にこれらの調査の実施を依頼することは、当該制度の円滑な施行に支障を来たしかねないことから、お尋ねの調査を行ない、公表することは考えていない。」と答弁があると考えるが、政府の見解はいかがか。

十 後期高齢者医療制度による保険料の変化についての実態調査においては、後期高齢者医療制度に移行した人の保険料負担のみならず、後期高齢者医療制度導入の影響で保険料負担が変わると考えられるが、政府の見解はいかがか。もし他の世帯員についての調査を行わないのではあると考へられるが、政府の見解はいかがか。

十一 健康保険の被扶養者として保険料を負担していないなかつた七十五歳以上の高齢者が、後期高齢者医療制度に移行した場合、新たに保険料負担が発生することとなる。後期高齢者が、健康保険の被保険者に扶養され、居住と生計を一にする世帯を構成している事実は、七十五歳になる前も後も何ら変わらないにもかかわらず、七十四歳までは保険料負担がなく、七十五歳からは保険料を負担しなくてはならない理由を、十四歳と七十五歳がどう違うのかを明確にして、改めて教えていただきたい。

十二 健康保険の被扶養者となつていた七十五歳

議長の報告

以上の高齢者が、後期高齢者医療制度に移行した場合の保険料の軽減割合の判定は、後期高齢者本人と世帯主の所得の合計を基準として行われる。新制度導入によって、七十五歳以上の高齢者を、強制的に世帯から切り離して後期高齢

者医療制度に移行させたにもかかわらず、世帯として生計を一にし、世帯主による扶養が行われている事実を前提とした軽減割合の判定を行なうのは、制度として整合性がないと思われるが、政府の見解はいかがか。

合の判定は、被保険者と国民健康保険に加入していない擬制世帯主の所得の合計を基準として、行われるのが原則である。しかし、この原則については、平成十三年十二月二十五日付厚生労働省保険局長通知「国民健康保険における「世帯主」の取扱いについて」において「擬制世帯において世帯主の変更を希望する場合については、…当該擬制世帯に属する国民健康保険の被保険者を国民健康保険における世帯主とすることができる」とされたところであり、国民健康保険に加入していない擬制世帯主を、住民票上の世帯主としたまま、国民健康保険における世帯主のみを、国民健康保険被保険者へと変更できることとなつたものである。これによつて、国民健康保険においては、擬制世帯主の所得が高いう場合にも、国民健康保険における世帯主のみを変更して、国民健康保険加入者の所得に応じた保険料の軽減措置を受けることが可能となつている。一方、後期高齢者医療制度においては、世帯主を、後期高齢者医療制度に加入していない擬制世帯主から、後期高齢者医療制度被保険者に変更する手続きは、存在していない

と思われるが、間違いないか。もし擬制世帯主変更の手続きが後期高齢者医療制度には存在せず、国民健康保険に存在しているのならば、高齢者差別であり、制度として不整合ではないかと思われるが、政府の見解はいかがか。

〔別紙〕
衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度における世帯のとらえ方に関する質問に対する答弁書
一について
御指摘のとおりである。

り、整合性がないという御指摘は当たらないと考えていい。

四について

御指摘のとおりである

五について

国民健康保険の保険料

における所得の少ない

国民健康保険の保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下同じ。）における所得の少ない被保険者に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額の判定に当たっては、被保険者に加えて、被保険者でない世帯主の所得も含めて判定されることから、御指摘の妻に係る被保險者均等割額及び世帯別平等割額の減額の判定

六について

に当たつては、そもそも妻のみを単身世帯として判定することはなく、夫の後期高齢者医療制度移行後においても、七割の軽減措置は適用されず、経過措置により夫が後期高齢者医療制度に移行後五年間は、引き続き二割の軽減措置が適用されるものである。

後期高齢者医療の被保険者に係る一部負担金の負担割合の判定については、療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者について算定した所得額の合計額及び当該療養の給付を受ける者及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者について算定した収入額の合計額の該当世帯における合算額に基づき行つらるが、この取扱いについては、基

二五二十二

後期高齢者医療の保険料における所得の少ない被保険者に係る被保険者均等割額の減額の判

定に当たつては、被保険者、その属する世帯の

世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定（二所擧頭の合計頭の当該

被保険者が二年間算定した所得額の合計額の当該

が、この取扱いについては、基本的に国民健康

保険の保険料における所得の少ない被保険者に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額の判定に当たつての取扱いと同様のものであ

所得の額及び収入の額に基づき判定を行う国民健康保険と同様のものである。また、後期高齢者医療の保険料における所得の少ない被保険者に係る被保険者均等割額と国民健康保険の保険料における所得の少ない被保険者に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額の判定に係る取扱いについては、三及び十二についてで

内閣衆質一六九第三六四号
平成二十年五月十六日

平成二十年五月十六日

内閣總理大臣

河野羊平殿

清異 清平廬

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度における世帯のとらえ方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

三

述べたとおりである。これらの点から、整合性がないという御指摘は当たらないものと考えている。

七について

後期高齢者医療制度は、七十五歳以上の高齢者等に対し、これまでの医療に加えて、一人一人の生活面を含めて丁寧に診ていく医療を提供することも、長年、社会に貢献してこられたこうした方々の医療費を国民全体でしつかり支えていくものであり、急速な人口の少子高齢化を迎えるつつある我が国において必要な制度であると考えている。御指摘の一部負担金の負担割合の変化については、このような後期高齢者医療制度を創設した結果生じたものであり、御指摘のような場合において一部負担金の負担割合の変化があつたとしても、直ちに制度としての欠陥であるとは考えていない。

お尋ねの事例数については、把握していない九について

御指摘の答弁については、全数調査を行うことを前提にお答えしたものであるが、全数調査を行ふこととする各都道府県の後期高齢者医療広域連合及び各市町村にとって膨大な負担となることから、全数調査は行わず、被保険者の保険料負担に係る各市町村の傾向を把握するこ十について

お尋ねについては、今回実施する実態調査において、各市町村における後期高齢者医療制度に移行する者と同居する場合の保険料額の変化

についても把握することとしている。

十一について

国民健康保険においては、所得のない被保険者を含めた全ての被保険者を保険料の算定対象としていることを踏まえ、七十五歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療においても、国民健康保険における取扱いとの均衡を考慮し、被用者保険の被扶養者であつた方にも保険料を負担していただきことが必要であると判断したものである。

十二について

国民健康保険においては、世帯主は、主として世帯の生計を維持する者であつて、国民健康保険の保険料の納付義務者として社会通念上妥当と認められる者と解されており、ご指摘の通りは、例えば夫婦で共働きをしており、被保険者ではない夫が世帯主となつてゐる世帯において、妻に所得があり、実質的に妻が保険料を納付しているにもかかわらず、夫を世帯主として保険料の納付請求が行われること等が世帯の実態を反映していないとの指摘を踏まえ、世帯主を変更した後も保険料の納付が見込ること等を条件に、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に規定する世帯主の変更を届け出ることなく、実態に即して世帯主を変更する手続きを示したものであり、希望があれば一律に世帯主の変更を認めるものではない。御指摘のとおり、後期高齢者医療においては、お尋ねの手続を明文で示したものはないが、後期高齢者医療においても、国民健康保険と同様、実態に即して世帯主を変更することは有り得るものと考えている。

十四について

七についてで述べたとおり、後期高齢者医療制度は、我が国において必要な制度であると考へてある。御指摘の不整合についての考え方方はこれまで述べたとおりであるが、政府としては、制度の趣旨や内容について、国民にさらに理解を深めていただけのよう、引き続き、周知のための広報にさらに努めてまいりたい。

右質問する。
内閣総理大臣 福田 康夫
内閣衆議院議員山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援料に関する質問

平成二十年五月十六日
内閣総理大臣 福田 康夫
内閣衆議院議員山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援料に関する質問

平成二十年五月八日提出
質問 第三六五号

後期高齢者終末期相談支援料に関する質問
主意書
提出者 山井 和則

〔別紙〕
衆議院議員山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援料に関する質問に対する答弁書
付する。

一について
御指摘の事務連絡については、厚生労働省より地方社会保険事務局、都道府県関係部局の行政機関、日本医師会等の関係団体等に送付しているほか、厚生労働省ホームページに掲載している。これまでも診療報酬の算定に係る取扱いについては、現場の医師への周知を含め、今回と同様の方法で周知を行つてあるところであり、今回も適切に周知がなされるものと考えている。

二について
厚生労働省としては、お尋ねの終末期について、特別な定義を置いているわけではない。

三及び四について
厚生労働省の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)に規定するとおり、後期高齢者終末期相談支援料の算定もととなる話し合いの際に、医師が立ち会う必要はあるのか、いずれか。

二 終末期の定義を明らかにされたい。

三 後期高齢者終末期相談支援料の算定もととなる話合いの際に、医師が立ち会う必要はあるのか、いずれか。

二について
厚生労働省としては、お尋ねの終末期について、特別な定義を置いているわけではない。

三及び四について
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)に規定するとおり、後期高齢者

者終末期相談支援料の算定に当たっては、保険医が、患者の同意を得て、看護師と共同し、患者及びその家族等とともに、終末期における診療方針等について話し合うこととしており、この話し合いに医師が全く立ち会わず、看護師のみが立ち会うことは認めていないものである。

平成二十年五月八日提出

質問第三六六号

国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行することによる保険料の変化に関する質問主意書

提出者 山井 和則

国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移

卷之三

臣臣僕は、保障から後、其高齢者医療制度へ移行することによる保険料の変化について、次のとおり質問する。

後期高齢者医療制度の保険料負担について、全国平均で比較した場合、基礎年金だけで生活している方及び平均的な厚生年金だけで生活をしている方は、軽減されるか。軽減されるのであれば、それは過半数を超えているのか。

国民健康保険料を算定するため四方式を採用している「多くの市町村」は何箇所で、全市町村に占める割合は何パーセントか。

三　国民健康保険料を算定するため四方式を採用している「多くの市町村」の全人口はどれ位で、総人口に占める割合は何パーセントか。

右質問する。

内閣衆質一六九第三六六号
平成二十年五月十六日

衆議院議長 河野 洋平

衆議院議員山井和則君提出国
期高齢者医療制度へ移行する
の変化に関する質問に対し、
する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提
ら後期高齢者医療制度へ
る保険料の変化に関する
書

一について
お尋ねについては把握して
ることは困難である。

二について
国民健康保険法施行令昭
三百六十二号(第二十九条の
割額、資産割額、被保険者均
平等割額から基礎賦課額を算
「四方式」という。)により国民
(地方税法(昭和二十五年法律
の規定による国民健康保険税
の国民健康保険を行なう市町村
「保険者」という。)は、「平成
保険実態調査報告」によれば、
保険者中、千九百六十三保険
者に占める割合は約八十四パ
ーについて

御指摘の四方式を採用する
びその給入人口に占める割合に

臣 福田 康夫
殿

トである。
者の中の被保険者は約二千三百六十九万人であり、
全被保険者数に占める割合は約四十九パーセン
トではない。なお、「平成十七年度国民健康保険実
態調査報告」によれば、保険者の全被保険者約
四千七百八十六万人中、四方式を採用する保険

右質問する。
内閣衆質一六九第三六七号
平成二十年五月十六日
ないか。 れていることは、法の下の

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議員山井和則君提出障害者の後期高齢者
医療制度への加入に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出障害者の後期高
齢者医療制度への加入に関する質問に対する

一及び二について
後期高齢者医療制度においては、老人保健制度における取扱いに倣つて、六十五歳から七十四歳までの障害者について、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)の規定に基づき、申請を行い、後期高齢者医療広域連合の認定を受けることにより、後期高齢者医療制度に加入することができるとしているが、当該認定に係る申請を行うか否かは、御指摘の地方自治体が独自に行っている医療費助成の他に、保険料、一部負担金の負担割合等の様々な要素を踏まえ自主的に判断していただくものである。従つて、このような取扱いをすることが、御指摘の差別に当たるとは考えておらず、また、日本国憲法第十四条第一項に規定する法の下の平等に反するとも考えていない。

平成二十年五月八日提出
質問第三六八号

鴨下環境大臣がテレビ番組に持参したハンガーバーに関する質問主意書

提出者 山井 和則

鷗下環境大臣がテレビ番組に持参したハンガーバーに関する質問主意書

最 (号 外)

三 その番組で鴨下環境大臣は、私たちも騙されているかもしれないのに再調査すると発言しているた。この事実に間違はないのか。

四 その後、再調査を行つたか。行つたならば、いつどのような方法で行い、どのような結果が出たのか。

五 もしまだ結果が出ていないならば、いつ結果が出るのか。

六 また、番組で再調査すると鴨下環境大臣が発言した以上、再調査結果について、鴨下環境大臣が直接、取材に答えるべきと考えるがいかがか。

われていると聞いているが、容器包装リサイクル法に基づくリサイクル事業には年間いくらの予算が使われているのか。また、多くの税金が使われている以上、鷹下環境大臣が番組に持参したハンガーが本当にリサイクル製品か否かを明らかにすることは必要不可欠と考えるがいかが

の促進等に関する法律(平成七年法律第百二号。以下「法」という)第二条第八項に規定する再商品化が行われ製品となつたペレット(以下「容りプラ・ペレット」という)を配合して製造されたものである。

る。 が、平成十六年度に環境省が行つた調査では、市町村が行う分別収集及び選別保管の費用は年間約三千億円と推計されるとの結果が出ていて、なお、法第十一條から第十四条までの規定に基づき特定事業者が負担する再商品化の費用は、平成十八年度で約四百八十億円となつていて、

また、六について述べたとおり、環境省においては、平成二十年二月から四月にかけて、累次にわたり取材に応じ、再調査結果について説明を行つたところである。

環境省において所持している本件ハンガーの
数は一つであり、広島リサイクルセンター株式
会社から、昨年十二月に一つ入手したものであ

九について

の、市場において品質、需要、価格等を勘案して製品が選択された結果によるものであると考えている。

四、五及び十一について

三

三 その番組で鴨下環境大臣は、私たちも騙されているかもしれないのに再調査すると発言した。この事実に間違はないのか。

四　その後、再調査を行つたか。行つたならば、いつどのような方法で行い、どのような結果が出たのか。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出鶴下環境大臣が

テレビ番組に持参したハンガリーに関する質

問に対する答弁書

二二四

御指摘のハンガー（以下「本件ハンガー」とい

。)は、容器包装に係る分別収集及び再商品化

平成二十年五月二十日 衆議院会議録第三十号

官 報 (号 外)	
<p>第八条</p> <p>(1) この条約の適用上、当事者の一方が行つた言明その他の行為は、相手方が当該当事者の一方の意図を知り、又は知らないことはあり得なかつた場合には、その意図に従つて解釈する。</p> <p>(2) (1)の規定を適用することができない場合には、当事者の一方が行つた言明その他の行為は、相手方と同種の合理的な者が同様の状況の下で有したであろう理解に従つて解釈する。</p> <p>(3) 当事者の意図又は合理的な者が有したであろう理解を決定するに当たつては、関連するすべての状況(交渉、当事者間で確立した慣習及び当事者の事後の行為を含む。)に妥当な考慮を払う。</p> <p>第九条</p> <p>(1) 当事者は、合意した慣習及び当事者間で確立した慣習に拘束される。</p> <p>(2) 当事者は、別段の合意がない限り、当事者双方が知り、又は知っているべきであった慣習であつて、国際取引において、関係する特定の取引分野において同種の契約をする者に広く知られ、かつ、それらの者により通常遵守されているものが、默示的に当事者間の契約又はその成立に適用されることとしたものとする。</p> <p>第十一条</p> <p>この条約の適用上、<u>「書面」</u>には、電報及びテレックスを含む。</p>	<p>常居所を基準とする。</p> <p>第十二条</p> <p>売買契約は、書面によって締結し、又は証明することを要しないものとし、方式について他のいかなる要件にも服さない。売買契約は、あらゆる方法(証人を含む。)によつて証明することができることを要する。</p>
<p>第十三条</p> <p>申込み、承諾その他の意思表示を書面による方法以外の方法で行うことを認める前条、第二十九条又は第二部のいかなる規定も、当事者のいずれかが第九十六条の規定に基づく宣言を行つた締約国に営業所を有する場合には、適用しない。当事者は、この条の規定の適用を制限し、又はその効力を変更することができない。</p>	<p>第十四条</p> <p>この条約の適用上、「書面」には、電報及びテレックスを含む。</p> <p>第二部 契約の成立</p> <p>(1) 一人又は二人以上の特定の者に対してした契約を締結するための申入れは、それが十分に確定し、かつ、承諾があるときは拘束されるとの申入れをした者の意思が示されている場合に、申入れは、申込みとなる。申入れは、物品を示し、並びに明示的又は黙示的に、その数量及び代金を定め、又はそれらの決定方法について規定している場合には、十分に確定しているものとする。</p> <p>(2) 一人又は二人以上の特定の者に対してした申入れは、申込みとなる。申入れは、物品を示し、並びに明示的又は黙示的に、その数量及び代金を定め、又はそれらの決定方法について規定している場合には、十分に確定しているものとする。</p>
<p>第十五条</p> <p>(1) 申込みは、相手方に到達した時にその効力を生ずる。</p> <p>(2) 申込みは、撤回することができない場合で、あつても、その取りやめの通知が申込みの到達時以前に相手方に到達するときは、取りやめることができる。</p> <p>第十六条</p> <p>(1) 申込みは、契約が締結されるまでの間、相手方が承諾の通知を発する前に撤回の通知が当該相手方に到達する場合には、撤回することができない。</p> <p>(2) 申込みは、次の場合には、撤回することができない。</p> <p>(a) 申込みが、一定の承諾の期間を定めることによるか他の方法によるかを問わず、撤回することができないものであることを示している場合</p> <p>(b) 相手方が申込みを撤回することができないものであると信頼したことが合理的であり、かつ、当該相手方が当該申込みを信頼して行動した場合</p>	<p>第十七条</p> <p>申込みは、撤回することができない場合であつても、拒絶の通知が申込み者に到達した時にその効力を失う。</p> <p>第十八条</p> <p>(1) 申込みに対する同意を示す相手方の言明その他の行為は、承諾とする。沈黙又はいかなる行為も行わないことは、それ自体では、承諾とならない。</p> <p>(2) 申込みに対する同意を示す相手方の言明その他の行為は、承諾とする。沈黙又はいかなる行為も行わないことは、それ自体では、承諾とならない。</p>
<p>第十九条</p> <p>(1) 申込みに対する承諾を意図する応答であつて、追加・制限その他の変更を含むものは、当該申込みの拒絶であるとともに、反対申込みとなる。</p> <p>(2) 申込みに対する承諾を意図する応答は、追加的な又は異なる条件を含む場合であつても、当該条件が申込みの内容を実質的に変更しないときは、申込者が不當に遅滞することなくその相違について口頭で異議を述べ、又はその旨の通知を発した場合を除くほか、承諾となる。申込者がそのような異議を述べない場合には、契約の内容は、申込みの内容に承諾に含まれた変更を加えたものとする。</p> <p>(3) 追加的な又は異なる条件であつて、特に、代</p>	<p>第二十条</p> <p>(1) 申込みに対する承諾は、同意の表示が申込者に到達した時にその効力を生ずる。同意の表示が、申込者の定めた期間内に、又は期間の定めがない場合には、取引の状況(申込者が用いた通信手段の迅速性を含む。)について妥当な考慮を払った合理的な期間内に申込者に到達しないときは、承諾は、その効力を生じない。口頭による申込みは、別段の事情がある場合を除くほか、直ちに承諾されなければならない。</p> <p>(2) 申込みに基づき、又は当事者間で確立した慣習により、相手方が申込み者に通知することなく、物品の発送又は代金の支払等の行為を行うことにより同意を示すことができる場合には、承諾は、当該行為が行われた時にその効力を生ずる。ただし、当該行為が(2)に規定する期間内に行われた場合に限る。</p>

官報(号外)

(1) 申込者が電報又は書簡に定める承諾の期間は、電報が発信のために提出された時から又は書簡に示された日付若しくはこのようない場合は、電報が発信のためには封筒に示された日付から起算する。申込者が電話、テレックスその他の即時の通信の手段によって定める承諾の期間は、申込みが相手方に到達した時から起算する。

(2) 承諾の期間中の公の休日又は非取引日は、当該期間に算入する。承諾の期間の末日が申込者の営業所の所在地の公の休日又は非取引日に当たるために承諾の通知が当該末日に申込者の住所に届かない場合には、当該期間は、当該末日に続く最初の取引日まで延長する。

第二十一条

(1) 遅延した承諾であつても、それが承諾としての効力を有することを申込者が遅滞なく相手方に対して口頭で知らせ、又はその旨の通知を發した場合には、承諾としての効力を有する。

(2) 遅延した承諾が記載された書簡その他の書面が、通信状態が通常であったとしたならば期限までに申込者に到達したであろう状況の下で発送されたことを示している場合には、当該承諾は、承諾としての効力を有する。ただし、当該申込者が自己の申込みを失効していたものとすることを遅滞なく相手方に対して口頭で知らせ、又はその旨の通知を發した場合に對して口頭で知ら

第二十二条

承諾は、その取りやめの通知が当該承諾の効力の生ずる時以前に申込者に到達する場合には、取りやめることができる。

第二十三条

契約は、申込みに対する承諾がこの条約に基づいて効力を生ずる時に成立する。

第二十四条

この部の規定の適用上、申込み、承諾の意思表示その他の意思表示が相手方に「到達した」時とは、申込み、承諾の意思表示その他の意思表示が、相手方に對して口頭で行われた時又は他の方法により相手方個人に対し、相手方の営業所若しくは郵便送付先に対し、若しくは相手方が営業所に対しても届けられた時とする。

第二十五条

第一章 総則

第二十六条

契約の解除の意思表示は、相手方に対する通知によって行われた場合に限り、その効力を有する。

第二十七条

この部に別段の明文の規定がある場合を除くほか、当事者がこの部の規定に従い、かつ、状況に応じて適切な方法により、通知、要求その他の通信を行った場合には、当該通信の伝達において遅延若しくは誤りが生じ、又は当該通信が到達しなかつたときでも、当該当事者は、当該通信を行つたことを援用する権利を奪われない。

第二十八条

当事者の一方がこの条約に基づいて相手方の義務の履行を請求することができる場合であつても、裁判所は、この条約が規律しない類似の売買契約について自国の法に基づいて同様の裁判をするであろうときを除くほか、現実の履行を命ぜる裁判をする義務を負わない。

第二十九条

(1) 契約は、当事者の合意のみによつて変更し、又は終了させることができる。

(2) 合意による変更又は終了を書面によつて行うこと必要とする旨の条項を定めた書面による契約は、その他の方法による合意によつて変更し、又は終了させることができない。ただし、当事者の一方は、相手方が自己の行動を信頼したこと限度において、その条項を主張することができない。

第三十条

第二章 売主の義務

第三十一条

特定の場所において物品を引き渡す義務を負わぬ場合には、売主の引渡しの義務は、次のことが成る。

(a) 売買契約が物品の運送を伴う場合には、買主に送付するために物品を最初の運送人に交付すること。

(b) (a)に規定する場合以外の場合において、契約が特定物、特定の在庫から取り出される不特定物又は製造若しくは生産が行われる不特定物に関するものであり、かつ、物品が特定の場所に存在し、又は特定の場所で製造若しくは生産が行われることを当事者双方が契約の締結時に知つていたときは、その場所において物品を買主の処分にゆだねること。

(c) その他の場合には、売主が契約の締結時に當業所を有していた場所において物品を買主の処分にゆだねること。

第三十二条

(1) 売主は、契約又はこの条約に従い物品を運送人に交付した場合において、当該物品が荷印、船積書類その他の方法により契約上の物品として明確に特定されないとときは、買主に對して物品を特定した発送の通知を行わなければならぬ。

(2) 売主は、物品の運送を手配する義務を負う場合には、状況に応じて適切な運送手段により、かつ、このような運送のための通常の条件により、定められた場所までの運送に必要となる契約を締結しなければならない。

(3) 売主は、物品の運送について保険を掛ける義務を負わない場合であつても、買主の要求があるときは、買主が物品の運送について保険を掛けるために必要な情報であつて自己が提供する

ことのできるすべてのものを、買主に対しても提供しなければならない。

第三十三条

売主は、次のいずれかの時期に物品を引き渡さなければならない。

(a) 期日が契約によって定められ、又は期日を

契約から決定することができる場合には、そ

の期日

(b) 期間が契約によって定められ、又は期間を

契約から決定することができる場合には、買

主が引渡しの日を選択すべきことを状況が示

していない限り、その期間内のいずれかの時

(c) その他の場合には、契約の締結後の合理的な期間内

第三十四条

売主は、物品に関する書類を交付する義務を負う場合には、契約に定める時期及び場所において、かつ、契約に定める方式により、当該書類を

交付しなければならない。売主は、その時期より前に当該書類を交付した場合において、買主に不

合理な不便又は不合理な費用を生じさせないと

は、その時期まで、当該書類の不適合を追回する

ことができる。ただし、買主は、この条約に規定

する損害賠償の請求をする権利を保持する。

第二節 物品の適合性及び第三者の権利又は請求

第三十五条

(1) 売主は、契約に定める数量、品質及び種類に適合し、かつ、契約に定める方法で収納され、又は包装された物品を引き渡さなければならぬ。

(2) 当事者が別段の合意をした場合を除くほか、

物品は、次の要件を満たさない限り、契約に適合しないものとする。

(a) 同種の物品が通常使用されるであろう目的に適したものであること。

(b) 契約の締結時に売主に対しても明示的又は黙示的に知らされていた特定の目的に適したものであること。ただし、状況からみて、買主が売主の技能及び判断に依存せず、又は依存することが不合理であった場合は、この限りでない。

(c) 売主が買主に対して見本又はひな形として示した物品と同じ品質を有するものであること。

(d) 同種の物品にとって通常の方法により、又は保存及び保護に適した方法により、収納され、又は包装されていること。

はこのような方法がない場合にはその物品の

保管に適した方法により、収納され、又は包装されていること。

買主が契約の締結時に物品の不適合を知り、又は知らないことはあり得なかつた場合には、検査は、までの規定に係る責任を負わない。

売主は、当該物品の不適合について(2)(a)から(d)

までの規定に係る責任を負わない。

第三十六条

(1) 売主は、契約及びこの条約に従い、危険が買

主に移転した時に存在していた不適合について

責任を負うものとし、当該不適合が危険の移転

した時の後に明らかになつた場合においても責

任を負う。

(2) 売主は、(1)に規定する時の後に生じた不適合

であつて、自己の義務違反(物品が一定の期間

通常の目的若しくは特性を保持するとの保証に対

する違反を含む)によつて生じたものについて

実に交付された日から二年以内に売主に対して

も責任を負う。

第三十七条

売主は、引渡しの期日前に物品を引き渡した場合には、買主に不合理な不便又は不合理な費用を生じさせないときに限り、その期日まで、欠けて

いる部分を引き渡し、若しくは引き渡した物品の数量の不足分を補い、又は引き渡した不適合な物品の代替品を引き渡し、若しくは引き渡した物品の不適合を修補することができる。ただし、買主は、この条約に規定する損害賠償の請求をする権利を保持する。

第三十八条

(1) 買主は、状況に応じて実行可能な限り短期間に内に、物品を検査し、又は検査させなければならぬ。

(2) 契約が物品の運送を伴う場合には、検査は、物品が仕向地に到達した後まで延期することができない。

(3) 買主が自己による検査のための合理的な機会なしに物品の運送中に仕向地を変更し、又は物品を転送した場合において、売主が契約の締結時にそのような変更又は転送の可能性を知り、又は知つているべきであったときは、検査は、物品が新たな仕向地に到達した後まで延期することができる。

第三十九条

(1) 売主は、自己が契約の締結時に知り、又は知らないことはあり得なかつた工業所有権その他の知的財産権に基づくものである場合には、売主の義務は、次条の規定によつて規律される。

第四十条

物品の不適合が、売主が知り、又は知らないこ

とはあり得なかつた事実であつて、売主が買主に

対して明らかにしなかつたものに関するものであ

る場合には、売主は、前二条の規定に依拠するこ

とができる。

第四十一条

売主は、買主が第三者の権利又は請求の対象となつている物品を受領することに同意した場合を除くほか、そのような権利又は請求の対象となつてない物品を引き渡さなければならない。ただ

し、当該権利又は請求が工業所有権その他の知的財産権に基づくものである場合には、売主の義務

は、次条の規定によつて規律される。

第四十二条

(1) 売主は、自己が契約の締結時に知り、又は知

らないことはあり得なかつた工業所有権その他の

知的財産権に基づく第三者の権利又は請求の

対象となつていな物品を引き渡さなければならない。

ただし、そのような権利又は請求が、

次の国の方の下での工業所有権その他の知的財

産権に基づく場合に限る。

(a) ある国において物品が転売され、又は他の

方法によつて使用されることを当事者双方が

契約の締結時に想定していた場合には、当該

国の方

(b) その他の場合には、買主が営業所を有する

國の法

官報(号外)

<p>(2) 売主は、次の場合には、(1)の規定に基づく義務を負わない。</p> <p>(a) 買主が契約の締時に(1)に規定する権利又は請求を知り、又は知らないことはあり得なかつた場合</p>	
<p>(b) (1)に規定する権利又は請求が、買主の提供した技術的図面、設計、製法その他の指定に売主が従つたことによつて生じた場合</p>	
<p>(1) 買主は、第三者の権利又は請求を知り、又は知るべきであった時から合理的な期間内に、売主に對してそのような権利又は請求の性質を特定した通知を行わない場合には、前二条の規定に依拠する権利を失う。</p>	
<p>(2) 売主は、第三者の権利又は請求及びその性質を知つていた場合には、(1)の規定に依拠することができない。</p>	
<p>第四十三条</p>	
<p>第三十九条(1)及び前条(1)の規定にかかわらず、買主は、必要とされる通知を行わなかつたことについて合理的な理由を有する場合には、第五十条の規定に基づき代金を減額し、又は損害賠償(得るはずであつた利益の喪失の賠償を除く。)の請求をすることができる。</p>	
<p>第三節 売主による契約違反についての救済</p>	
<p>第四十四条</p>	
<p>第三十九条(1)及び前条(1)の規定にかかわらず、買主は、代金の引渡しを請求することができる。ただし、その不適合が重大な契約違反となり、かつ、その請求を第三十九条に規定する通知の際に又はその後の合理的な期間内に行う場合に限る。</p>	
<p>第四十五条</p>	
<p>(1) 買主は、売主が契約に基づく義務を履行しない場合には、次のことを行うことができる。</p> <p>(a) 次条から第五十二条までに規定する権利を行使すること。</p>	
<p>(2) 買主は、売主による義務の履行のために合理的な長さの付加期間を定めることができる。</p>	
<p>(3) 買主は、(1)の規定に基づいて定めた付加期間内に履行をしない旨の通知を売主から受けた場合を除くほか、当該付加期間内は、契約違反に行使すること。</p>	
<p>第四十六条</p>	
<p>(1) 買主が契約違反についての救済を求める場合には、裁判所又は仲裁廷は、売主に對して猶予期間を与えることができない。</p>	
<p>第四十七条</p>	
<p>(1) 買主は、物品が契約に適合しない場合には、代金の引渡しを請求することができる。ただし、その不適合が重大な契約違反となり、かつ、その請求を第三十九条に規定する通知の際に又はその後の合理的な期間内に行う場合に限る。</p>	
<p>(2) 買主は、物品が契約に適合しない場合には、代金の引渡しを請求することができる。ただし、その不適合が重大な契約違反となり、かつ、その請求を第三十九条に規定する通知の際に又はその後の合理的な期間内に行う場合に限る。</p>	
<p>(3) 買主は、物品が契約に適合しない場合には、代金の引渡しを請求することができる。ただし、その不適合が重大な契約違反となり、かつ、その請求を第三十九条に規定する通知の際に又はその後の合理的な期間内に行う場合に限る。</p>	
<p>第四十八条</p>	
<p>(1) 次条の規定が適用される場合を除くほか、売主は、引渡しの期日後も、不合理に遅滞せず、かつ、買主に對して不合理な不便又は買主の支出した費用につき自己から償還を受けることについての不安を生じさせない場合には、自己の費用負担によりいかなる義務の不履行も追及することができる。ただし、買主は、この条約に両立しない救済を求めた場合は、この限りでない。</p>	
<p>(2) 買主が契約違反についての救済を求める場合には、裁判所又は仲裁廷は、売主に對して猶予期間を与えることができない。</p>	
<p>第四十九条</p>	
<p>(1) 買主は、次のいずれかの場合には、契約の解除の意思表示をすることができる。</p> <p>(a) 契約又はこの条約に基づく売主の義務の不履行が重大な契約違反となる場合</p>	
<p>(b) 引渡しがない場合において、買主が第七十四条から第七十七条までの規定に従つて損害賠償の請求をすること。</p>	
<p>(2) 買主は、損害賠償の請求をする権利を、その他の救済を求める権利の行使によつて奪われなかつた場合</p>	
<p>(3) 買主が契約違反についての救済を求める場合には、裁判所又は仲裁廷は、売主に對して猶予期間を与えることができない。</p>	
<p>第五十条</p>	
<p>(1) 買主は、次のことを行ふことができる。</p> <p>(a) 契約又はこの条約に基づく売主の義務の不履行が重大な契約違反となる場合</p>	
<p>(b) 引渡しがない場合において、買主が第七十七条の規定に基づいて定めた付加期間内に売主が物品を引き渡さず、又は売主が当該付加期間内に引き渡さない旨の意思表示をしたとき。</p>	
<p>(2) 買主は、売主が物品を引き渡した場合には、次の期間内に契約の解除の意思表示をしない限り、このような意思表示をする権利を失う。</p>	
<p>(3) 買主が第四十七条(1)の規定に基づいて定めた付加期間を経過した時又は売主が当該付加期間内に義務を履行しない旨の意思表示をした時から合理的な期間内</p>	
<p>(4) 買主が当該違反を知り、又は知るべきであつた時</p>	
<p>(5) 買主が前条(2)の規定に基づいて示した期間を経過した時又は買主が履行を受け入れない旨の意思表示をした時</p>	
<p>(6) 買主が第四十九条(1)の規定に基づいて定めた付加期間を経過した時又は賣主が履行を受け入れない旨の意思表示をした時</p>	
<p>(7) 買主が(2)又は(3)に規定する売主の要求又は通知は、一定の期間内に履行をする旨の売主の通知は、(2)に規定する買主の選択を知らせることが可能である旨の意思表示をする。</p>	
<p>(8) 買主がそれらを受けない限り、その効力を生じない。</p>	
<p>第五十一条</p>	
<p>物語が契約に適合しない場合には、代金が既に支払われたか否かを問わず、買主は、現実に引き渡された物品が引渡しにおいて有した価値が契約に適合する物品であつたとしたならば、当該引渡時において有したであろう価値に対して有する割合と同じ割合により、代金を減額することができる。ただし、売主が第三十七条规定若しくは第四十八条の規定に基づきその義務の不履行を追完した場合又は買主がこれらの規定に基づく売主による履行を受け入れることを拒絶した場合には、買主</p>	

は、代金を減額することができない。

第五十一条

(1) 売主が物品の一部のみを引き渡した場合又は引き渡した物品の一部のみが契約に適合する場合には、第四十六条から前条までの規定は、引渡しのない部分又は適合しない部分について適用する。

(2) 買主は、完全な引渡し又は契約に適合した引渡しが行われないことが重大な契約違反となる場合に限り、その契約の全部を解除する旨の意思表示をすることができる。

第五十二条

(1) 売主が定められた期日前に物品を引き渡す場合には、買主は、引渡しを受領し、又はその受領を拒絶することができる。

(2) 売主が契約に定める数量を超過する物品を引き渡す場合には、買主は、超過する部分の引渡しを受領し、又はその受領を拒絶することができる。買主は、超過する部分の全部又は一部の引渡しを受領した場合には、その部分について契約価格に応じて代金を支払わなければならぬ。

第三章 買主の義務

第五十三条

買主は、契約及びこの条約に従い、物品の代金を支払い、及び物品の引渡しを受領しなければならない。

第五十四条

代金を支払う買主の義務には、支払を可能とするため、契約又は法令に従つて必要とされる措置とともに手続を遵守することを含む。

第五十五条

契約が有効に締結されている場合において、当該契約が明示的又は默示的に、代金を定めず、又は代金の決定方法について規定していないときは、当事者は、反対の意思を示さない限り、関係する取引分野において同様の状況の下で売却された同種の物品について、契約の締結時に一般的に請求されていた価格を默示的に適用したものとする。

第五十六条

代金が物品の重量に基づいて定められる場合において、疑義があるときは、代金は、正味重量によつて決定する。

第五十七条

(1) 買主は、次の(a)又は(b)に規定する場所以外の特定の場所において代金を支払う義務を負わない場合には、次のいずれかの場所において買主に對して代金を支払わなければならない。

(2) (a) 物品又は書類の交付と引換えに代金を支払うべき場合には、當該交付が行われる場所を負担する。

(b) 買主は、契約の締結後に営業所を変更したことによつて生じた支払に付隨する費用の増加額を負担する。

第五十八条

(1) 買主は、いづれか特定の期日に代金を支払う義務を負わない場合には、売主が契約及びこの条約に従い物品又はその処分を支配する書類を賣主の処分にゆだねた時に代金を支払わなければならぬ。売主は、その支払を物品又は書類の交付の条件とができる。

(2) 買主は、契約が物品の運送を伴う場合には、

代金の支払と引換えでなければ物品又はその処分を支配する書類を買主に交付しない旨の条件を付して、物品を発送することができる。

(3) 買主は、物品を検査する機会を有する時まで代金を支払う義務を負わない。ただし、当事者が合意した引渡し又は支払の手続が、買主がそのような機会を有することと両立しない場合は、この限りでない。

第五十九条

売主によるいかなる要求又はいかなる手続の遵守も要することなく、買主は、契約若しくはこの条約によつて定められた期日又はこれらから決定することができる期日に代金を支払わなければならぬ。

第六十条

引渡しを受領する買主の義務は、次のことから成る。

(a) 買主による引渡しを可能とするために買主に合理的に期待することのできるすべての行為を行うこと。

第六十一節 引渡しの受領

第六十二条

(1) 売主は、買主が契約又はこの条約に基づく義務を履行しない場合には、次のことを行うことができる。

(a) 次条から第六十五までに規定する権利を行使すること。

(b) 第七十四条から第七十七までの規定に従つて損害賠償の請求をすること。

(2) 売主は、損害賠償の請求をする権利を、その他救済を求める権利の行使によって奪われない。

(3) 売主が契約違反についての救済を求める場合には、裁判所又は仲裁廷は、買主に対しても猶予期間を与えることができない。

第六十三条

(1) 売主は、買主による義務の履行のためには、領その他の買主の義務の履行を請求することができる。ただし、売主がその請求と両立しない救済を求めた場合は、この限りでない。

第六十四条

(1) 売主は、(1)の規定に基づいて定めた付加期間内に履行をしない旨の通知を買主から受けた場合を除くほか、当該付加期間内は、契約違反についてのいかなる救済も求めることができない。ただし、売主は、これにより、履行の遅滞について損害賠償の請求をする権利を奪われない。

第六十五条

(1) 売主は、次のいづれかの場合には、契約の解除の意思表示をすることができる。

(a) 契約又はこの条約に基づく買主の義務の不履行が重大な契約違反となる場合

(b) 売主が前条(1)の規定に基づいて定めた付加期間内に買主が代金の支払義務若しくは物品の引渡しの受領義務を履行しない場合又は買主が当該付加期間内にそれらの義務を履行しない旨の意思表示をした場合

(2) 売主は、買主が代金を支払った場合には、次

- の時期に契約の解除の意思表示をしない限り、このような意思表示をする権利を失う。
- (a) 買主による履行の遅滞については、売主が履行のあつたことを知る前
- (b) 履行の遅滞を除く買主による違反については、次の時から合理的な期間内
- (i) 売主が当該違反を知り、又は知るべきであった時
- (ii) 売主が前条(1)の規定に基づいて定めた付加期間を経過した時又は買主が当該付加期間内に義務を履行しない旨の意思表示をした時

- 第六十五条 条
- (1) 買主が契約に従い物品の形状、寸法その他の特徴を指定すべき場合において、合意した期日又は売主から要求を受けた時から合理的な期間内に買主がその指定を行わないときは、売主は、自分が有する他の権利の行使を妨げられることなく、自己の知ることができた買主の必要に応じて、自らその指定を行うことができる。
- (2) 売主は、自ら(1)に規定する指定を行う場合に、買主に対してその詳細を知らせ、かつ、買主がそれと異なる指定を行うことができる合理的な期間を定めなければならない。買主がその通信を受けた後、その定められた期間内に異なる指定を行わない場合には、売主の行った指定は、拘束力を有する。
- 第四章 危険の移転
- 第六十六条 条
- 買主は、危険が自己に移転した後に生じた物品の滅失又は損傷により、代金を支払う義務を免れ

- (1) 売買契約が物品の運送を伴う場合において、買主に送付するために物品を最初の運送人に交付した時に買主に移転する。売主が特定の場所において物品を運送人に交付する義務を負うときは、危険は、物品をその場所において運送人に及ぼさない。
- (2) (1)の規定にかかわらず、危険は、荷印、船積書類、買主に対する通知又は他の方法のいずれによるとか問わず、物品が契約上の物品として明確に特定される時まで買主に移転しない。
- 第六十八条 条
- 運送中に売却された物品に関し、危険は、契約の締結時から買主に移転する。ただし、運送契約を証する書類を発行した運送人に対して物品が交付された時から買主が危険を引き受けることを状況が示している場合には、買主は、その時から危険を引き受け。もつとも、売主が売買契約の締結時に、物品が滅失し、又は損傷していたことを知り、又は知っているべきであつた場合において、そのことを買主に対して明らかにしなかつたときは、その滅失又は損傷は、売主の負担とする。

- 第六十九条
- 買主は、危険が自己に移転した後に生じた物品の滅失又は損傷により、代金を支払う義務を免れ

- (1) 前二条に規定する場合以外の場合には、危険は、買主が物品を受け取った時に、又は買主が期限までに物品を受け取らないときは、物品が買主の処分にゆだねられ、かつ、引渡しを受領しないことによって買主が契約違反を行つた時から買主に移転する。
- (2) 売買契約が物品の運送を伴う場合において、買主が特定の場所において物品を交付する義務を負わないときは、危険は、売買契約に従つて付した時に買主に移転する。売主に送付するために物品を最初の運送人に交はれる場合は、危険は、物品を最初の運送人に及ぼさない。
- (3) 売買契約が物品の運送を伴う場合において、買主に送付するために物品を最初の運送人に交付した時に買主に移転しない。売主が特定の場所において物品を運送人に交付する義務を負うときは、危険は、物品を最初の運送人に及ぼさない。
- 第六十七条 条
- (1) 売買契約が物品の運送を伴う場合において、買主が特定の場所において物品を受け取る義務を負うときは、危険は、買主の営業所以外の場所において物品を受け取らなければならず、また、相手方がおいて物品を受け取る義務を負うときは、危険は、引渡しの期限が到来し、かつ、物品がその場所において買主の処分にゆだねられたことを買主が知つた時に移転する。
- (2) もつとも、買主が売主の営業所以外の場所において物品を受け取る義務を負うときは、危険は、引渡しの期限が到来し、かつ、物品がその場所において買主の処分にゆだねられたことを買主が知つた時に移転する。
- (3) 契約が特定されていない物品に関するものではある場合には、物品は、契約上の物品として明確に特定される時まで買主の処分にゆだねられないものとする。
- 第七十条
- 売主が重大な契約違反を行つた場合には、前三条の規定は、買主が当該契約違反を理由として求めることができる救済を妨げるものではない。
- 第五章 売主及び買主の義務に共通する規定
- 第一節 履行期前の違反及び分割履行契約
- 第七十一条
- (1) 当事者の一方は、次のいずれかの理由によって相手方がその義務の実質的な部分を履行しないで相手方がその義務の緒結後に明らかになつた場合には、自己の義務の履行を停止することができます。
- (2) (1)の規定は、相手方がその義務を履行しない旨の意思表示をした場合には、適用しない。
- 第七十二条
- (1) 当事者の一方は、時間が許す場合には、契約の解除の意思表示をする意図を有する当事者は、相手方がその履行について適切な保証を提供することを可能とするため、当該相手方に對して合理的な通知を行わなければならない。
- (2) 時間が許す場合には、契約の解除の意思表示をする意図を有する当事者は、相手方がその履行について適切な保証を提供することを可能とするため、当該相手方に對して合理的な通知を行わなければならない。
- (3) 時間が許す場合には、契約の解除の意思表示をする意図を有する当事者は、相手方がその履行について適切な保証を提供することを可能とするため、当該相手方に對して合理的な通知を行わなければならない。
- 第七十三条
- (1) 物品を複数回に分けて引き渡す契約において、いずれかの引渡部についての当事者の一方による義務の不履行が当該引渡部分についての重大な契約違反となる場合には、相手方は、当該引渡部分について契約の解除の意思表示をすることができる。
- (2) いずれかの引渡部分についての当事者の一方による義務の不履行が将来の引渡部分についての重大な契約違反が生ずると判断する十分な根拠がある場合には、相手方は、当該引渡部分について契約の解除の意思表示をすることができる。

- (1) 物品を複数回に分けて引き渡す契約において、いずれかの引渡部についての当事者の一方による義務の不履行が当該引渡部分についての重大な契約違反となる場合には、相手方は、当該引渡部分について契約の解除の意思表示をすることができる。
- (2) いずれかの引渡部分についての当事者の一方による義務の不履行が将来の引渡部分についての重大な契約違反が生ずると判断する十分な根拠がある場合には、相手方は、当該引渡部分について契約の解除の意思表示をすることができる。
- 第六十八条
- 売主が(1)に規定する事情が明らかになる前に物品を既に発送している場合には、物品を取得する権限を与える書類を買主が有しているときであつても、売主は、買主への物品の交付を妨げることができる。この(2)の規定は、物品に関する売主と買主との間の権利についてのみ規定する。
- 第六十九条
- (1) 前二条に規定する場合以外の場合には、危険は、買主が物品を受け取った時に、又は買主が期限までに物品を受け取らないときは、物品が買主の処分にゆだねられ、かつ、引渡しを受領しないことによって買主が契約違反を行つた時から買主に移転する。
- (2) 売買契約が物品の運送を伴う場合において、買主が特定の場所において物品を受け取る義務を負うときは、危険は、買主の営業所以外の場所において物品を受け取らなければならず、また、相手方がおいて物品を受け取る義務を負うときは、危険は、物品を最初の運送人に及ぼさない。
- (3) 売買契約が物品の運送を伴う場合において、買主に送付するために物品を最初の運送人に交付した時に買主に移転しない。売主が特定の場所において物品を運送人に交付する義務を負うときは、危険は、物品を最初の運送人に及ぼさない。
- 第七十条
- (1) 当事者の一方は、時間が許す場合には、契約の解除の意思表示をする意図を有する当事者は、相手方がその履行について適切な保証を提供することを可能とするため、当該相手方に對して合理的な通知を行わなければならない。
- (2) 時間が許す場合には、契約の解除の意思表示をする意図を有する当事者は、相手方がその履行について適切な保証を提供することを可能とするため、当該相手方に對して合理的な通知を行わなければならない。
- (3) 時間が許す場合には、契約の解除の意思表示をする意図を有する当事者は、相手方がその履行について適切な保証を提供することを可能とするため、当該相手方に對して合理的な通知を行わなければならない。
- 第七十二条
- (1) 当事者の一方は、時間が許す場合には、契約の解除の意思表示をする意図を有する当事者は、相手方がその履行について適切な保証を提供することを可能とするため、当該相手方に對して合理的な通知を行わなければならない。
- (2) 時間が許す場合には、契約の解除の意思表示をする意図を有する当事者は、相手方がその履行について適切な保証を提供することを可能とするため、当該相手方に對して合理的な通知を行わなければならない。
- (3) 時間が許す場合には、契約の解除の意思表示をする意図を有する当事者は、相手方がその履行について適切な保証を提供することを可能とするため、当該相手方に對して合理的な通知を行わなければならない。
- 第七十三条
- (1) 物品を複数回に分けて引き渡す契約において、いずれかの引渡部についての当事者の一方による義務の不履行が当該引渡部分についての重大な契約違反となる場合には、相手方は、当該引渡部分について契約の解除の意思表示をすることができる。
- (2) いずれかの引渡部分についての当事者の一方による義務の不履行が将来の引渡部分についての重大な契約違反が生ずると判断する十分な根拠がある場合には、相手方は、当該引渡部分について契約の解除の意思表示をすることができる。

官 報 (号 外)

あつた時より前に物品の全部又は一部を通常の営業の過程において売却し、又は通常の使用の過程において消費し、若しくは改変した場合

第八十三条

前条の規定に従い契約の解除の意思表示をする権利又は売主に代替品の引渡しを請求する権利を失つた買主であつても、契約又はこの条約に基づく他の救済を求める権利を保持する。

第八十四条

(1) 売主は、代金を返還する義務を負う場合には、代金が支払われた日からの当該代金の利息も支払わなければならない。

(2) 買主は、次の場合には、物品の全部又は一部から得たすべての利益を売主に対し返還しなければならない。

(a) 買主が物品の全部若しくは一部を返還しなければならない場合

(b) 買主が物品の全部若しくは一部を返還することができない場合又は受け取った時と実質的に同じ状態で物品の全部若しくは一部を返還する場合において、契約の解除の意思表示をし、又は売主に代替品の引渡しを請求したとき。

第六節 物品の保存

第八十五条

買主が物品の引渡しの受領を遅滞した場合又は代金の支払と物品の引渡しが同時に行われなければならず、かつ、買主がその代金を支払つていなかった場合において、売主がその物品を占有しているとき又は他の方法によりその処分を支配することができるときは、売主は、当該物品を保存する

ため、状況に応じて合理的な措置をとらなければならぬ。売主は、自己の支出した合理的な費用について買主から償還を受けるまで、当該物品を保持することができる。

第八十六条

(1) 買主は、物品を受け取った場合において、当該物品を拒絶するために契約又はこの条約に基づく権利行使する意図を有するときは、当該物品を保存するため、状況に応じて合理的な措置をとらなければならない。買主は、自己の支出した合理的な費用について売主から償還を受けるまで、当該物品を保持するため、状況に応じて合理的な措置をとらなければならない。

(2) 買主は、次の場合には、物品の全部又は一部から得たすべての利益を売主に対して返還しなければならない。

(1) 買主は、代金を返却する権利行使するときは、買主が代金が支払われた日からの当該代金の利息も支払わなければならない。買主は、自己の支出した合理的な費用について売主から償還を受けるまで、当該代金の利息も支払わなければならない。

(2) 買主は、次の場合には、物品の全部又は一部から得たすべての利益を売主に対して返還しなければならない。

(a) 買主が物品の全部若しくは一部を返還しなければならない場合

(b) 買主が物品の全部若しくは一部を返還することができない場合又は受け取った時と実質的に同じ状態で物品の全部若しくは一部を返還する場合において、契約の解除の意思表示をし、又は売主に代替品の引渡しを請求したとき。

(c) 買主が物品の占有を取得する場合に限る。この規定は、売主又は売主のために物品を管理する権限を有する者が仕向地に存在する場合には、適用しない。買主がこの(2)の規定に従い物品の占有を取得する場合には、買主の権利及び義務は、(1)の規定によつて規律される。

第八十七条

買主が物品の引渡しの受領を遅滞した場合又は代金の支払と物品の引渡しが同時に行われなければならず、かつ、買主がその代金を支払つていなかった場合において、売主がその物品を占有しているとき又は他の方法によりその処分を支配することができるときは、売主は、当該物品を保存する

(1) 第八十五条又は第八十六条の規定に従い物品を保存するための措置をとる義務を負う当事者は、相手方の費用負担により物品を第三者の倉庫に寄託することができる。ただし、それに関して生ずる費用が不合理でない場合に限る。

第八十八条

国際物品売買契約に関する国際連合条約の締結について承認を求める件及び同報告書

を保存する義務を負う当事者は、物品の占有の取得若しくは取戻し又は代金若しくは保存のための費用の支払を相手方が不合理に遅滞する場合には、適切な方法により当該物品を売却することができる。

ため、状況に応じて合理的な措置をとらなければならぬ。売主は、自己の支出した合理的な費用について買主から償還を受けるまで、当該物品を保持することができる。

百八十年九月三十日まで、ニューヨークにある国際連合本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

この条約は、署名のために開放した日から、署名国でないすべての国による加入のために開放しておく。

この条約は、署名国によつて批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

この条約は、署名のために入会書は、国際連合事務総長に寄託する。

批准書、受諾書、承認書及び加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

この条約は、署名のために入会書は、国際連合事務総長に寄託する。

官報 (号外)

第一百条

(1) この条約は、第一条(1)(a)に規定する双方の締約国又は同条(1)(b)に規定する締約国についてこ

の条約の効力が生じた日以後に契約を締結するための申入れがなされた場合に限り、その契約の成立について適用する。

(2) この条約は、第一条(1)(a)に規定する双方の締約国又は同条(1)(b)に規定する締約国についてこの条約の効力が生じた日以後に締結された契約についてのみ適用する。

第一百一条

(1) 締約国は、寄託者にあてた書面による正式の通告により、この条約又は第二部若しくは第三部のいずれかを廃棄することができる。

(2) 廃棄は、寄託者がその通告を受領した後十二箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。当該通告において廃棄の効力発生につき一層長い期間が指定されている場合には、廃棄は、寄託者が当該通告を受領した後その一層長い期間が満了した時に効力を生ずる。

千九百八十年四月十一日にウイーンで、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成した。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。

国際物品売買契約に関する国際連合条約の締結について承認を求める件に関する報告書

告書

本件の目的及び要旨

本条約は、国際物品売買契約についての統一法を設けることによって国際取引の発展を促進することを目的として、国際連合国際商取引法委員会が起草し、昭和五十五年四月十一日、

ウイーンで開催された国際物品売買契約に関する国際連合会議において採択された。

本条約は、企業間等の国際物品売買契約について、その成立及び契約当事者の権利義務に関する事項を定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、本条約の締結により、条約が適用される物品売買契約について契約当事者となる我が國国民の権利及び義務が直接規律されることとなり、また、条約が適用される物品売買契約に係る訴えが我が国の裁判所に提起された場合に、条約の規定に従い裁判を行う義務を負うこととなる。

1 この条約は、営業所が異なる国に所在する当事者間の物品売買契約について、これらの

国がいずれも締約国である場合又は国際私法の準則によれば締約国の法の適用が導かれる場合に適用すること。

2 この条約は、個人用等に購入された物品の売買、競り売買、強制執行に基づく売買、有価証券等の売買、船舶・航空機の売買、電気の売買等には適用しないこと。

3 この条約は、売買契約の成立並びに売買契約から生ずる売主及び買主の権利義務について、国会の承認を求めるのである。

てのみ規律すること。

4 当事者は、この条約の適用を排除できるものとし、第十二条の規定に従うことを条件として、この条約のいかなる規定も、その適用を制限し、又はその効力を変更することができること。

5 契約は、原則として申込みに対する承諾が申込者に到達した時に成立すること。

6 申込みに対する承諾を意図する応答であつて、追加、制限その他の変更を含むものは、当該申込みの拒絶であるとともに、反対申込みとなる。ただし、申込みに対する承諾を意図する応答は、追加的な又は異なる条件を含む場合であつても、当該条件が申込みの内容を実質的に変更しないときは、申込者が不当に遲滞することなくその相違について口頭で異議を述べ、又はその旨の通知を発した場合を除くほか、承諾となること。

7 当事者の一方は、契約又はこの条約に基づく相手方の義務の不履行が重大な契約違反となる場合には、契約の解除の意思表示をすることができる。

右
平成二十年二月二十六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿
外務委員長 平沢 勝栄

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国企業の関係する国際取引における法的安定性を高め、もつて取引実務を円滑化するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十年五月十六日

千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（アンティグア条約）の締結について承認を求めるの件

国会に提出する。

平成二十年二月二十六日

内閣総理大臣 福田 康夫

千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（アンティグア条約）の締結について承認を求めるの件

千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（アンティグア条約）の締結について承認を求めるの件

千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（アンティグア条約）の締結について承認を求めるの件

理由

この条約は、東太平洋におけるまぐろ類資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によつて設置された全米熱帯まぐろ類委員会の任務を強化すること等について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、このような目的に積極的に協力し、及び我が国の漁業の安定した発展を図るとの見地から有意義であると認められる。よつて、この条約を締結することいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタ

(号外)

リカ共和国との間の条約によつて設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約(アンティグア条約)

この条約の締約国は、千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約に反映されているとおり、国際法の関連規定に従つて、すべての国が高度回遊性の種を含む海洋生物資源の保存及び管理のために必要な措置をとる義務並びに当該措置をとるに当たつて他の国と協力する義務を有することを認識し、自国の管轄の下にある水域において海洋生物資源を探査し、及び開発し、保存し、並びに管理す

るための沿岸国の主権的権利であつて海洋法に関する国際連合条約に規定するもの並びに同条約に従つて公海において自国民が漁獲に従事するすべての国の権利を想起し、

千九百九十二年の国際連合環境開発会議が採択

した環境及び開発に関するオランダ宣言及びアジェンダ二十一、特にその第十七章並びに二千二年の持続可能な開発に関する世界首脳会議が採択したヨハネスブルク宣言及び実施計画に係る約束を再確認し、

千九百九十五年の国際連合食糧農業機関の総会が採択した責任ある漁業に関する行動規範(同行動規範の不可分の一部を成す千九百九十三年の保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定及び同行動規範の枠組みの中で国際連合食糧農業機関が採択した国際的な行動計画を含む。)の原則及び基準を実施する必要性を強調し、

第五十回国際連合総会が、その決議第二十四号

(第五十回国際連合総会期に基づき、分布範囲が排他的經濟水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング

魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管

理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に

関する国際連合条約の規定の実施のための協定を採択したことにより、

締約国の国民の食糧、雇用及び経済的利益の源として高度回遊性魚類資源の漁獲を行うことの重要性を考慮し、並びに保存管理措置がそのような必要性に対処するものでなければならない、かつ、

当該措置の経済的及び社会的な影響を考慮するものでなければならないことを認め、

この条約の目的を達成するため、地域の開発途上国、特に沿岸国の特別な事情及び必要を考慮し、

全米熱帯まぐろ類委員会の特記すべき努力及び関するその活動の重要性を認識し、

千九百四十九年の全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約の実施により得られた経験から利益を得ることを希望し、

海洋生物資源の保存及び持続可能な利用という目的を達成するために多数国間の協力が最も効果的な手段となることを再確認し、

この条約の対象となる魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを約束し、

千九百四十九年の全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約を最新のものとする通じて、前記の目的及び全米熱帯まぐろ類委員会の強化を最もよく達成することができるることを確信して、

次のとおり協定した。

第一部 一般規定

第一条 定義

この条約の適用上、

- 「この条約の対象となる魚類資源」とは、この条約の適用水域においてまぐろ類の漁獲を行う船舶によって採捕されるまぐろ類資源及び他の魚種をいう。
- 「漁獲」とは、次のことをいう。
 - この条約の対象となる魚類資源を実際に探索し、若しくは採捕すること又は探索しようとして、若しくは採捕しようとすること。
 - 「コンセンサス」とは、投票することなく、かつ、異議が申し立てられることなく、決定を採択することをいう。
- 「旗国」とは、別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかのものをいう。
 - 船舶に対して自國の旗を掲げる権利を与える船舶を含む。)
- 「地域的な経済統合」のための機関であつて、船舶に対して自國の旗を掲げる権利を与える国が構成するもの
- 「コンセンサス」とは、投票することなく、かつ、異議が申し立てられることなく、決定を採択することをいう。
- 「締約国」とは、第二十七条、第二十九条及び第三十条の規定に従い、この条約に拘束されることに同意し、かつ、自己についてこの条約の効力が生じている国及び地域的な経済統合のための機関をいう。
- 「委員会の構成国」とは、締約国並びに第二十八条の規定に従つてこの条約及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置を遵守すること

は準備するために海上において作業すること。ただし、乗組員の健康及び安全又は船舶の安全に関する緊急事態における作業を除く。

(e) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。ただし、乗組員の健康及び安全又は船舶の安全に関する緊急事態における活動を除く。

(f) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(g) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(h) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(i) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(j) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(k) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(l) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(m) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(n) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(o) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(p) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(q) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(r) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(s) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(t) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(u) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(v) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(w) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(x) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(y) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(z) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(aa) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(bb) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(cc) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(dd) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(ee) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(ff) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

(gg) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段(航空用であるか海上用であるかを問わない。)を使用すること。

- についての正式な約束を表明した漁業主体をいう。
- 8 「地域的な経済統合のための機関」とは、当該機関の構成国からこの条約の対象となる事項に関する権限(当該事項に關し当該機関の構成国を拘束する決定を行う権限を含む)の委譲を受けた地域的な経済統合のための機関をいう。
- 9 「千九百四十九年の条約」とは、全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約をいう。
- 10 「委員会」とは、全米熱帯まぐろ類委員会をいう。
- 11 「国連海洋法条約」とは、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約をいう。
- 12 「千九百九十五年の国連公海漁業協定」とは、千九百九十五年の分布範囲が排他的經濟水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に關する国際連合条約の規定の実施のための協定をいう。
- 13 「行動規範」とは、国際連合食糧農業機関の総会が千九百九十五年十月にその第二十八回国会期において採択した責任ある漁業に関する行動規範をいう。
- 14 「国際いるか保存計画協定」とは、千九百九十八年五月二十一日の国際的ないかの保存計画に関する協定をいう。

第二条 目的

この条約は、国際法の関連規則に従い、この条約の対象となる魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的とする。

第三条 条約の適用水域	
この条約の適用水域(以下「条約水域」という。)は、北アメリカ、中央アメリカ及び南アメリカの海岸線と次の線により囲まれる太平洋の水域から成る。	
i 北緯五十度の緯度線(北アメリカの海岸線との交点から西經百五十度の子午線との交点まで)	ii 西經百五十度の子午線(北緯五十度の緯度線との交点から南緯五十度の緯度線との交点まで)
iii 南緯五十度の緯度線(西經百五十度の子午線との交点から南アメリカの海岸線との交点まで)	
1 この条約のいかなる規定も、自国の主権若しくはその管轄の下にある水域における海洋生物資源の探査及び開発、保存並びに管理に関する沿岸国(の主権若しくは主権的権利であつて国連海洋法条約に規定するもの又は国連海洋法条約に従つて公海において自国民が漁獲に從事するすべての國の権利を害し、又は損なうものではない)。	2 公海について定める保存管理措置と国の管轄の下にある水域について定める保存管理措置とは、この条約の対象となる魚類資源の保存及び管理を確保するために一貫性のあるものとする。
2 委員会の構成国は、この条約の対象となる魚類資源の保存、管理及び持続可能な利用のため、行動規範又は千九百九十五年の国連公海漁業協定の関連規定に規定する予防的な取組方法を直接に又は委員会を通じて適用する。	3 第二部 条約の対象となる魚類資源の保存及び利用
3 委員会の構成国は、特に、情報が不確実、不正確又は不十分である場合には、一層の注意を払う。十分な科学的情報がないことをもつて、又はどらないこととする理由としてはならない。	4 第四条 予防的な取組方法の適用
4 委員会の本部は、引き続きアメリカ合衆国カリフォルニア州サンディエゴに置く。	5 第五条 保存管理措置の一貫性
5 委員会は、まぐろ類を優先させて、次の任務を遂行する。	6 第七条 委員会の任務

(a) この条約の対象となる魚類資源及び、必要な場合には、関連し、又は依存する種についての条約水域における科学的調査(豊度に関するもの並びに生物学的及び生物測定学的なもの)並びに自然的要素及び人間の活動がこれら魚類資源及び種の資源量に及ぼす影響に関する科学的調査を促進し、実施し、及び調整すること。	1 この条約の対象となる魚類資源及び、必要な場合には、関連し、又は依存する種についての条約水域における科学的調査(豊度に関するもの並びに生物学的及び生物測定学的なもの)並びに自然的要素及び人間の活動がこれら魚類資源及び種の資源量に及ぼす影響に関する科学的調査を促進し、実施し、及び調整すること。
(b) この条約の対象となる魚類資源の漁業に関するデータの収集、検証並びに適時の交換及び報告のための基準を採択すること。	2 この条約の対象となる魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保し、並びに最大持続生産量を実現することのできる豊度の水準に採捕される種の資源量を維持し、又は回復するため、特に、条約水域全体における委員会が決定する当該魚類資源の総漁獲可能量又は総漁獲能力若しくは総漁獲努力量を設定することを通じて、入手することのできる最良の科学的証拠に基づく措置を採択すること。
(c) 入手することのできる最良の科学的情報に基づき、この条約の対象となる魚類資源のうち特定のものの漁獲が最大限度で行われてい	3 委員会の構成国は、漁獲対象資源、非漁獲対象種又は漁獲対象資源に関連し、若しくは依存する種の状態に懸念がある場合には、これらの資源又は種の状態及び保存管理措置の有効性を
(d) 入手することのできる最良の科学的情報に基づいて、国際法に従い、その任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を有す	4 委員会の本部は、引き続きアメリカ合衆国カリフォルニア州サンディエゴに置く。

5 委員会は、法人格を有するものとし、また、他の国際機関及び委員会の構成国との関係において、国際法に従い、その任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を有す。	6 委員会及びその職員の特権及び免除は、委員会と関連する構成国との間で合意するところによる。
6 委員会の本部は、引き続きアメリカ合衆国カリフォルニア州サンディエゴに置く。	7 第七条 委員会の任務
7 委員会は、まぐろ類を優先させて、次の任務を遂行する。	8 委員会の構成国との間で合意するところによる。
(a) この条約の対象となる魚類資源及び、必要な場合には、関連し、又は依存する種についての条約水域における科学的調査(豊度に関するもの並びに生物学的及び生物測定学的なもの)並びに自然的要素及び人間の活動がこれら魚類資源及び種の資源量に及ぼす影響に関する科学的調査を促進し、実施し、及び調整すること。	9 委員会は、まぐろ類を優先させて、次の任務を遂行する。
(b) この条約の対象となる魚類資源の漁業に関するデータの収集、検証並びに適時の交換及び報告のための基準を採択すること。	10 委員会は、まぐろ類を優先させて、次の任務を遂行する。
(c) 入手することのできる最良の科学的情報に基づき、この条約の対象となる魚類資源の长期的な保存及び持続可能な利用を確保し、並びに最大持続生産量を実現することのできる豊度の水準に採捕される種の資源量を維持し、又は回復するため、特に、条約水域全体における委員会が決定する当該魚類資源の総漁獲可能量又は総漁獲能力若しくは総漁獲努力量を設定することを通じて、入手することのできる最良の科学的証拠に基づく措置を採択すること。	11 委員会は、まぐろ類を優先させて、次の任務を遂行する。
(d) 入手することのできる最良の科学的情報に基づいて、国際法に従い、その任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を有す	12 委員会は、まぐろ類を優先させて、次の任務を遂行する。

るか又はその濫獲が行われているかを決定し、この決定に基づき、漁獲能力又は漁獲努力量の増加が当該魚類資源の保存を脅かすおそれがあるか否かを決定すること。

(e) (d) に規定する魚類資源に関し、委員会が採択し、又は適用する基準に基づき、関連する国際的な基準及び慣行を考慮して、委員会の構成国のうち新たなものとの漁獲についての利益に関する配慮の程度について決定すること。

(f) この条約の対象となる魚類資源と同一の生態系に属する種であつて当該魚類資源の漁獲によって影響を受けるも又は当該魚類資源に関連し、若しくは依存する種の資源量をその再生産が著しく脅威にさらされることとなる水準に維持し、又は回復するため、必要に応じ、これらの種についての保存管理措置及び勧告を探査すること。

(g) 浪費、投棄、紛失、又は遺棄された漁具による捕獲、非漁獲対象種(魚類であるか非魚類であるかを問わない)の捕獲及び漁獲対象資源に関連し、又は依存する種(特に絶滅のおそれがある種)への影響を回避し、減少させ、及び最小限にするための適切な措置を探査すること。

(h) 濫獲及び過剰な漁獲能力を防止し、又は排除するための適切な措置並びにこの条約の対象となる魚類資源の持続可能な利用に応じた漁獲努力量を超えない水準を確保するための適切な措置を探査すること。

(i) 委員会が必要と認める要素を含む包括的な計画であつて、データの収集及び監視のための委員会の事務局長を任命すること。

(j) 委員会の活動計画を承認すること。

(k) 第十四条の規定に従つて、委員会の予算を

のものを作成すること。委員会の構成国は、それぞれ、委員会が採択する指針に適合する自国の計画を維持することができる。

(l) (a) から(i)までの規定に基づいて採択する措置を策定するに当たり、国際いるか保存計画協定に基づいて採択される措置との調整及び両立の必要性に妥当な考慮が払われることを確保すること。

(m) 選択性を有し、環境上安全で、かつ、費用対効果の大きい漁具及び漁法の開発及び使用並びに他の関連する活動(特に技術移転及び訓練に関連した活動を含む)を実行可能な限り促進すること。

(n) 必要な場合には、すべての関連要因を考慮して、総漁獲可能量又は総漁獲能力(積載能力を含む)若しくは総漁獲努力量の配分のための基準を作成し、及び当該配分に関する決定を行うこと。

(o) 第四条の規定に従い、予防的な取組方法を適用すること。第四条2に規定する十分な科学的情報がない場合において、委員会が予防的な取組方法に従つて措置を探査するときは、委員会は、できる限り速やかに、当該措置を維持し、又は修正するために必要な科学的情報を入手するものとする。

(p) 行動規範の関連規定その他関連する国際文書(特に行動規範の枠組みの中で国際連合食糧農業機関が採択した国際的な行動計画を含む)の適用を促進すること。

(q) 委員会の事務局長を任命すること。

(r) 過去の予算期間に関する決算を承認すること。

承認すること。

(s) 規則及び手続、財政規則並びに任務を遂行するために必要な他の運営上の内部規則を探査し、又は修正すること。

(t) 第十四条3の規定を考慮して、国際いるか保存計画協定に対して事務局を提供すること。

報告を考慮すること。

第八条 委員会の会合

1 委員会の通常会合は、少なくとも年一回、委員会が合意する場所及び日に開催する。

2 委員会は、また、必要と認める場合には、特別会合を開催することができる。特別会合は、委員会の構成国の少なくとも二の構成国の要請により招集する。ただし、その要請を構成国の過半数が支持することを条件とする。

(u) 委員会が必要と認める補助機関を設置すること。

(v) 委員会が採択する保存管理措置の実効性を損なう活動を防止し、抑止し、及び排除するため、入手することのできる最良の科学的情報を含む関連情報に基づき、この条約の目的を達成するためには必要なその他の措置(国際法に適合する無差別的な及び透明性のある措置を含む)又は勧告を探査すること。

3 委員会の会合は、定足数が満たされる場合にのみ開催する。定足数は、委員会の構成国の三分の二が出席する場合に満たされる。この規則は、この条約に基づいて設置する補助機関の会合についても適用する。

4 委員会の会合は、英語及びスペイン語で行うものとし、委員会の文書は、これらの言語で作成する。

5 構成国は、別段の決定を行わない限り、議長及び副議長をこの条約の異なる締約国から選出する。議長及び副議長の任期は、一年とし、その後任者が選出されるまでの間在任するものとする。

第九条 意思決定

1 別段の定めがある場合を除くほか、前条の規定に基づいて招集される会合における委員会によるすべての決定は、当該会合に出席する委員会の構成国がコンセンサスにより行うものとする。

2 この条約及びその附属書の改正の採択に関する決定並びに第三十条(c)の規定に基づくこの条約への加入の招請は、すべての締約国によるコンセンサスを必要とする。この場合において、

3 委員会は、科学の分野に従事する職員が取り扱う科学的な事項に関する活動計画の指針を検討するに当たり、特に、第十二条の規定に基づいて設置する科学諮問委員会の助言、勧告及び

会合の議長は、委員会の構成国すべてに対し、提案された決定に関する意見を表明する機会を与えることを確保する。締約国は、最終的な決定を行うに当たり、これらの意見を考慮する。

3 次の事項に関する決定に関しては、委員会の構成国すべてによるコンセンサスを必要とする。

(a) 委員会の予算並びに構成国の分担金の形式及び割合の決定に関する採択及び修正

(b) 第七条(1)に規定する事項

4 2及び3に規定する決定に関し、締約国又は委員会の構成国が、委員会の会合を欠席した場合であつて6の規定に基づく通告を送付しないときは、事務局長は、当該締約国又は委員会の構成国に対し、当該会合において行われた決定を通報する。当該締約国又は委員会の構成国によるその通報の受領の後三十日以内に、事務局長が当該締約国又は委員会の構成国からの回答を受領していない場合には、当該締約国又は委員会の構成国は、当該決定に関するコンセンサスに参加したものとみなす。当該締約国又は委員会の構成国がそのような三十日の期間内に当該決定に関するコンセンサスに参加することができない旨を書面により回答する場合には、当該決定は、効力を生じないものとし、委員会は、できる限り速やかにコンセンサスに達するよう努める。

5 会合に出席しなかつた締約国又は委員会の構成国が、4の規定に基づき、事務局長に対し、会合において行わされた決定に関するコンセンサスに参加することができない旨を通告する場合

において、当該締約国又は委員会の構成国が同一の事項が議題となる委員会の次回の会合に出席しないときは、当該締約国又は委員会の構成国は、当該同一の事項に関するコンセンサスに反対することができない。

6 委員会の構成国が、当該構成国にとってやむを得ない特別なかつ不測の事態によって委員会の会合に出席することができない場合には、

(a) 可能な場合には会合の開始前に又はできる限り速やかに、事務局長に対し書面によりその旨を通告する。その通告は、受領の確認が

当該構成国に対し事務局長により行われた時に効力を生ずる。

(b) 事務局長は、その後できる限り速やかに、

当該構成国に対し、会合において1の規定に従つて行われたすべての決定を通報する。

(c) 当該構成国は、(b)に規定する通報の三十日以内に、事務局長に対し、これらの決定のうち一又は二以上の決定に関するコンセンサスに参加することができない旨を書面により通告することができる。この場合において、当該構成国は、できる限り速やかにコンセンサスに達するよう努める。

7 この条約に基づいて委員会が採択する決定は、この条約に別段の定めがある場合又は当該決定が行われる時に別段の合意がある場合を除くほか、当該決定についての通報の後四十五日

を検討するための委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。検討委員会は、委員会の構成国それぞれがこの目的のために指名する代表で構成する。代表は、委員会の構成国それぞれが適当と認める専門家及び顧問を伴うことができる。

6 検討委員会の任務は、附属書三に掲げる。

(a) 特に(a)に規定する情報を配布すること。

(b) 検討委員会が任務を遂行するために必要と認める統計的な分析を提供すること。

(c) 検討委員会の報告書を作成すること。

(d) 検討委員会の委員にすべての関連する情報を

活動に必要な情報を収集し、及びデータベースを作成すること。

(b) 検討委員会が任務を遂行するために必要と認める統計的な分析を提供すること。

(c) 検討委員会の報告書を作成すること。

(d) 検討委員会の委員にすべての関連する情報

を検討するための委員会(以下「検討委員会」といいう。)を設置する。検討委員会は、委員会の構成国それぞれがこの目的のために指名する代表で構成する。代表は、委員会の構成国それぞれが適当と認める専門家及び顧問を伴うことができる。

7 検討委員会の任務は、附属書三に掲げる。

(a) 特に(a)に規定する情報を配布すること。

(b) 検討委員会が任務を遂行するために必要と認める統計的な分析を提供すること。

(c) 検討委員会の報告書を作成すること。

(d) 検討委員会の委員にすべての関連する情報

を検討するための委員会(以下「検討委員会」といいう。)を設置する。検討委員会は、委員会の構成国それぞれがこの目的のために指名する代表で構成する。代表は、委員会の構成国それぞれが適当と認める専門家及び顧問を伴うことができる。

8 検討委員会の活動を支援するために、委員会の職員は、次のことを行う。

9 委員会が採択する措置の実施状況

10 委員会が採択する措置の実施状況

11 委員会が採択する措置の実施状況

官報 (号外)

- 2 事務局長は、委員会による検討のため、次条に規定する分担金及び同条3に規定する拠出金からの支出を明示した詳細な年次予算案を委員会に提出する。
- 3 委員会は、この条約及び国際いるか保存計画協定に基づいて行う活動のために別個の勘定を維持する。同協定に提供する役務及びこれに対応する費用の見積りは、委員会の予算に明示する。事務局長は、同協定の締約国会議に対し、その承認を得るため、当該役務を提供する年に先立つて、同協定に基づいて遂行する職務に対応する役務及びその費用の見積りを提供する。
- 4 委員会の勘定は、毎年独立の会計検査を受け

- 第十五条 分担金
- 1 委員会の構成国そのぞれによる予算に対する分担金の額は、第九条3の規定に従つて、委員会が採択し、及び必要に応じて修正する算定方式に基づいて決定される。委員会が採択する算定方式は、すべての構成国にとって透明性があり、かつ、公平であるものとし、委員会の財政規則に定める。
- 2 委員会の運営を可能とし、前条1の規定に基づいて採択する年次予算を適時に賄うものとする。
- 3 委員会は、この条約の対象となる魚類資源及び、適切な場合には、関連し、又は依存する種に関する調査これらの魚類資源及び種の保存並びに海洋環境の保全のための任意の拠出金を受領するための基金を設立する。
- 4 第九条の規定にかかるらず、委員会の構成国のはずかがその時までの二十四箇月間に支払

- うべきであった分担金の総額に等しいか又はこれを超える額の支払を延滞している場合には、当該委員会の構成国のはずかは、委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、この条の規定に基づく自國の義務を履行するまで委員会の意思決定に参加する権利を有しない。
- 5 委員会の構成国は、それぞれ、委員会及びその補助機関の会合への出席に係る自國の経費を負担する。

- 第十六条 透明性

- (a) 秘密でない関連する情報を公に普及させること。

- (b) 適当な場合には、非政府機関、水産業(特に漁船団)の代表並びに他の関心を有する団体及び個人との協議を円滑にし、これらが効果的に参加すること。

- 2 非締約国、関連する政府間機関及び非政府機関(委員会に関連する事項について認められた経験を有する環境に関する機関及び条約水域において操業する委員会の構成国のみぐろに関する事項)の代表並びに個人との協議を円滑にし、これらが効果的に参加すること。

- 3 各締約国は、第十条の規定に基づいて設置する検討委員会に対し、事務局長を通じて、次の事項を速やかに通報する。

- (a) 委員会が採択する保存管理措置の遵守について適用する法律上及び行政上の規定(違反及び制裁に関する規定を含む)。

- (b) 委員会が採択する保存管理措置の遵守を確保するためによる措置(適当な場合には、個々の事業の分析及びその事業について行う最終的な決定を含む)。

第四部 委員会の構成国の権利及び義務

第十七条 国の権利

- 4 各締約国は、次のことを行う。

(a) 委員会のオブザーバー又は自國の計画の下でのオブザーバーが乗船の上記録した関連する情報を、秘密に関する適用可能な規則に従うこととして、利用し、及び開示することを許可すること。

(b) 検討委員会の任務を遂行するために必要な情報について、委員会がその採択する手続規則に従つて収集し、及び分析することを、船舶の所有者又は船長が認めることを確保すること。

(c) 委員会に対し、まぐろの漁獲を行うための船舶の活動に関する報告書及び検討委員会の活動のために必要な他の情報を六箇月ごとに提供すること。

(d) 検討委員会の任務を遂行するために必要な情報について、委員会がその採択する手続規則に従つて収集し、及び分析することを、船舶の所有者又は船長が認めることを確保すること。

(e) 検討委員会の任務を遂行するために必要な情報について、委員会がその採択する手続規則に従つて収集し、及び分析することを、船舶の所有者又は船長が認めることを確保すること。

(f) 検討委員会の任務を遂行するために必要な情報について、委員会がその採択する手続規則に従つて収集し、及び分析することを、船舶の所有者又は船長が認めることを確保すること。

(g) 検討委員会の任務を遂行するために必要な情報について、委員会がその採択する手続規則に従つて収集し、及び分析することを、船舶の所有者又は船長が認めることを確保すること。

(h) 検討委員会の任務を遂行するために必要な情報について、委員会がその採択する手続規則に従つて収集し、及び分析することを、船舶の所有者又は船長が認めることを確保すること。

- この条約のいかなる規定も、国際法に基づいて採択される保存管理措置の実施及び遵守を確保するために必要な措置(必要な法令の制定を含む)をとる。

- 1 各締約国は、この条約及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置の実施及び遵守を確保するために必要な措置(必要な法令の制定を含む)をとる。
- 2 各締約国は、第二十二条の規定に従うことを条件として並びに委員会が作成し、及び採択する手続規則に従つて、委員会が要求する場合であつて適当なときはいつでも、委員会に対し、この条約の目的を達成するために必要なすべての情報(統計的及び生物学的な情報並びに条約水域における漁獲のための活動に関する情報を含む)及びこの条約に基づいて採択される措置の実施のためにとる措置に関する情報を提供する。

- 3 各締約国は、他の国旗を掲げる船舶が条約水域について採択される保存管理措置の実効性を損なう活動に従事したと信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、当該船舶の旗国の注意を喚起するものとし、また、適当と認めるときは、委員会の注意を喚起することができる。

- 4 各締約国は、他の国旗を掲げる船舶が条約水域について採択される保存管理措置の実効性を損なう活動に従事したと信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、当該船舶の旗国の注意を喚起するものとし、また、適當と認めるときは、委員会の注意を喚起することができる。

- 5 各締約国は、自國の管轄の下にある水域において操業する船舶がこの条約及びこの条約に基づいて採択される措置を遵守することを確保すること。

- 6 各締約国は、他の国旗を掲げる船舶が条約水域について採択される保存管理措置の実効性を損なう活動に従事したと信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、当該船舶の旗国の注意を喚起するものとし、また、適當と認めるときは、委員会の注意を喚起することができる。

- 7 各締約国は、当該旗国に対して十分な証拠を提供するものとし、また、委員会に対してその証拠の要約を提供することができる。委員会は、申し立てられた内容及び当該旗国の検討のために提供されたその証拠について当該旗

情報を配布してはならない。

7 各締約国は、自國の管轄の下にある船舶がこの条約に基づいて採択される措置に反する活動を行つたことに関連する情報が提供される場合には、委員会又は他の締約国の要請により、十分な調査を行い、及び適当なときは国内法令に従つて手続をとり、並びに調査の結果及び措置をできる限り速やかに委員会及び該当するときは他の締約国に通報する。

8 各締約国は、自國の国内法に従い、及び国際法に適合する方法で、この条約及びこの条約に基づいて採択される措置の遵守を確保する上で効果的であり、かつ、不法な活動を行つた者から当該活動により生ずる利益を取り上げるほど重い制裁(適当な場合には、漁獲の許可の拒否、停止又は取消しを含む。)を適用する。

9 自國の海岸が条約水域に接する締約国、自國の船舶がこの条約の対象となる魚類資源の漁獲を行う締約国又は自國の領域内において漁獲物が陸揚げされ、及び加工される締約国は、この条約の遵守及び委員会が採択する保存管理措置の適用の確保のために協力する。そのような協力は、適当な場合には、協力のための措置及び制度の採択を通じて行われる。

10 条約水域において漁獲を行う船舶が委員会の採択する保存管理措置の実効性を損なう活動その他当該保存管理措置に違反する活動に従事したと委員会が決定する場合には、締約国は、委員会が勧告を採択した後、この条約及び国際法に従い、当該船舶が当該活動を継続しないことを確保するための適切な措置がその旗国によってとられるまでの間、当該船舶が当該活動を行

うことを抑止するための措置を取ることができ

第十九条 漁業主体による実施、遵守及び取締り

前条の規定は、委員会の構成国である漁業主体について準用する。

第二十条 旗国の義務

1 各締約国は、自國の旗を掲げる船舶がこの条約及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置を遵守すること並びに当該船舶が当該保存管理措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保するために国際法に従つて必要な措置をとる。

2 締約国は、自國の旗を掲げる権利を有する船舶のいずれに対しても、自國の適当な一又は二以上の当局が許可を与えていない限り、当該船舶がこの条約の対象となる魚類資源の漁獲に使用されることを認めない。締約国は、この条約に基づく自國の旗を掲げる船舶に関する責任を効果的に果たすことができる場合に限り、当該船舶を条約水域における漁獲のために使用することを許可する。

第二十二条 秘密性

第二十三条 協力及び支援

1 委員会は、委員会の構成国である開発途上国がこの条約に基づく義務を履行すること、自國の管轄の下で漁業を发展させるための能力を高めること及び持続可能な方法で公海漁業に参加することを支援するために、技術支援、技術移転、訓練その他の形態の協力に関する措置を採択するよう努める。

2 委員会の構成国は、1の規定の効果的な実施に必要な協力、特に財政上及び技術上の協力並びに技術移転を円滑にし、及び促進する。

第七部 紛争の解決

第二十五条 紛争の解決

1 委員会の構成国は、紛争を防止するために協力する。構成国は、この条約の解釈又は適用に関する紛争について、できる限り速やかにすべての者が満足すべき解決を図るために、一又は二以上の構成国と協議することができる。

2 紛争が1に規定する協議によって合理的な期間内に解決しない場合には、当該紛争の当事者である構成国は、国際法に従い自國が合意することができる平和的手段を通じて当該紛争を解決するため、できる限り速やかに当事者間で協議を行う。

第五部 秘密性

第二十二条 秘密性

1 委員会は、この条約に基づいて情報を入手する機会を与えられるすべての団体及び個人のための秘密性に関する規則を定める。

第六部 協力

2 委員会は、関連する機関又は枠組みとの合意により、1の規定に基づいて設ける制度的な枠組みに関する運営に係る規則を採択する。

第三部 構成

第四部 機関

第五部 管理

第六部 費用

第七部 終則

第八部 附則

第九部 附則

第十部 附則

第十一部 附則

第十二部 附則

第十三部 附則

第十四部 附則

第十五部 附則

第十六部 附則

第十七部 附則

第十八部 附則

第十九部 附則

第二十部 附則

第二十一部 附則

第二十二部 附則

第二十三部 附則

第二十四部 附則

第二十五部 附則

第二十六部 附則

第二十七部 附則

第二十八部 附則

第二十九部 附則

第三十部 附則

第三十一部 附則

第三十二部 附則

第三十三部 附則

第三十四部 附則

第三十五部 附則

第三十六部 附則

第三十七部 附則

第三十八部 附則

第三十九部 附則

第四十部 附則

第四十一部 附則

第四十二部 附則

第四十三部 附則

第四十四部 附則

第四十五部 附則

第四十六部 附則

第四十七部 附則

第四十八部 附則

第四十九部 附則

第五十部 附則

第五十一部 附則

第五十二部 附則

第五十三部 附則

第五十四部 附則

第五十五部 附則

第五十六部 附則

第五十七部 附則

第五十八部 附則

第五十九部 附則

第六十部 附則

第六十一部 附則

第六十二部 附則

第六十三部 附則

第六十四部 附則

第六十五部 附則

第六十六部 附則

第六十七部 附則

第六十八部 附則

第六十九部 附則

第七十部 附則

第七十一部 附則

第七十二部 附則

第七十三部 附則

第七十四部 附則

第七十五部 附則

第七十六部 附則

第七十七部 附則

第七十八部 附則

第七十九部 附則

第八十部 附則

第八十一部 附則

第八十二部 附則

第八十三部 附則

第八十四部 附則

第八十五部 附則

第八十六部 附則

第八十七部 附則

第八十八部 附則

第八十九部 附則

第九十部 附則

第九十一部 附則

第九十二部 附則

第九十三部 附則

第九十四部 附則

第九十五部 附則

第九十六部 附則

第九十七部 附則

第九十八部 附則

第九十九部 附則

第一百部 附則

第一百一部 附則

第一百二部 附則

第一百三部 附則

第一百四部 附則

第一百五部 附則

第一百六部 附則

第一百七部 附則

第一百八部 附則

第一百九部 附則

第一百十部 附則

第一百十一部 附則

第一百十二部 附則

第一百十三部 附則

第一百十四部 附則

第一百十五部 附則

第一百十六部 附則

第一百十七部 附則

第一百十八部 附則

第一百十九部 附則

第一百二十部 附則

第一百二十一部 附則

第一百二十二部 附則

第一百二十三部 附則

第一百二十四部 附則

第一百二十五部 附則

第一百二十六部 附則

第一百二十七部 附則

第一百二十八部 附則

第一百二十九部 附則

第一百三十部 附則

第一百三十一部 附則

第一百三十二部 附則

第一百三十三部 附則

第一百三十四部 附則

第一百三十五部 附則

第一百三十六部 附則

第一百三十七部 附則

第一百三十八部 附則

第一百三十九部 附則

第一百四十部 附則

第一百四十一部 附則

第一百四十二部 附則

第一百四十三部 附則

第一百四十四部 附則

第一百四十五部 附則

第一百四十六部 附則

第一百四十七部 附則

第一百四十八部 附則

第一百四十九部 附則

第一百五十部 附則

第一百五十一部 附則

第一百五十二部 附則

第一百五十三部 附則

第一百五十四部 附則

第一百五十五部 附則

第一百五十六部 附則

第一百五十七部 附則

第一百五十八部 附則

第一百五十九部 附則

第一百六十部 附則

第一百六十一部 附則

第一百六十二部 附則

第一百六十三部 附則

第一百六十四部 附則

第一百六十五部 附則

第一百六十六部 附則

第一百六十七部 附則

第一百六十八部 附則

第一百六十九部 附則

第一百七十部 附則

第一百七十一部 附則

第一百七十二部 附則

第一百七十三部 附則

第一百七十四部 附則

第一百七十五部 附則

第一百七十六部 附則

第一百七十七部 附則

第一百七十八部 附則

第一百七十九部 附則

第一百八十部 附則

第一百八十一部 附則

第一百八十二部 附則

第一百八十三部 附則

第一百八十四部 附則

第一百八十五部 附則

第一百八十六部 附則

第一百八十七部 附則

第一百八十八部 附則

第一百八十九部 附則

第一百九十部 附則

第一百九十一部 附則

第一百九十二部 附則

第一百九十三部 附則

第一百九十四部 附則

第一百九十五部 附則

第一百九十六部 附則

第一百九十七部 附則

第一百九十八部 附則

第一百九十九部 附則

第二百部 附則

第二百一部 附則

第二百二部 附則

平成二十年五月二十日 衆議院会議録第三十号

一千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によつて設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（アンティグア条約）の締結について承認を求める件及び同報告書

四
六

iv 船舶の解撤、操業の中止又は喪失

v その他の理由

5 この附属書は、委員会の構成国である漁業主体について準用する。

附属書二 委員会の会合におけるオブザーバーの参加に関する原則及び基準

- 1 事務局長は、第八条の規定に基づいて招集される委員会の会合に、その活動がこの条約の実施に関連する政府間機関を招請し、並びにこの条約の対象となる魚類資源の保存及び持続可能な利用に関心を有する非締約国であつて参加を要請するものを招請する。
- 2 第十六条2に規定する非政府機関は、管理関係の会合又は代表团の長の会合を除くほか、第八条の規定に基づいて招集される委員会及びその補助機関のすべての会合にオブザーバーとして参加する資格を有する。
- 3 委員会の会合においてオブザーバーとして参加を希望する非政府機関は、事務局長に対し、当該会合の少なくとも五十日前に参加の要請を通報する。事務局長は、当該会合の開始の少なくとも四十五日前に当該非政府機関の名称を6に規定する情報とともに委員会の構成国に通報する。
- 4 委員会の会合が五十日以内の通報により開催される場合には、事務局長は、3に規定する期間につき一層大きな柔軟性を有するものとする。
- 5 委員会及びその補助機関の会合に参加すること

とを希望する非政府機関については、また、7の規定に従うことを条件として、毎年の参加を認めることができる。

6 3から5までに規定する参加の要請には、非政府機関の名称及び事務所の所在地、その任務についての記述並びにその任務及び活動がどの

ように委員会の活動に関連しているかについての記述を含める。これらの情報は、必要な場合には、最新のものとする。

7 オブザーバーとして参加を希望する非政府機関は、委員会の構成国の少なくとも三分の一が書面により当該非政府機関の参加について理由を付して反対しない限り、参加することができ

る。

8 委員会の会合に参加することを認められるすべてのオブザーバーに對しては、業務上の秘密のデータを含む書類を除くほか、委員会の構成国が一般的に入手することができる同様の書類を送付し、又は提供する。

9 委員会の会合に参加することを認められるオブザーバーは、次のことを行うことができる。

(a) 2の規定に従うことの条件として会合出席すること。ただし、投票することはできない。

(b) 議長の招請により会合の期間中に口頭による陳述を行うこと。

(c) 議長の承認により会合の期間中に文書を配布すること。

(d) 適当な場合であつて、議長が承認したときは、他の活動に從事すること。

(e) 事務局長は、非締約国及び非政府機関のオブザーバーに対し、合理的な手数料の支払及びそ

の出席のための費用の負担を要求することができる。

11 委員会の会合に参加することを認められるすべてのオブザーバーは、当該会合の他の参加者に適用されるすべての規則及び手続に従う。

12 11に規定する要件に従わない非政府機関は、委員会が別段の決定を行わない限り、以後の会合への参加者から除外されるものとする。

附属書三 委員会が採択する措置の実施状況を検討するための委員会

附属書四 科学諮問委員会

10 委員会が採択する保存管理措置及び第十八条9に規定する協力のための措置の遵守について検討し、及び監視すること。

(a) 委員会が採択する保存管理措置及び第十八条9に規定する協力のための措置の遵守について検討し、及び監視すること。

(b) 船舶の国籍ごとの情報又は、国籍ごとの情報が関連する事案の処理にとつて十分でない場合には、船舶ごとの情報及び検討委員会の任務を遂行するために必要な他の情報を分析

する。

(c) 委員会に対し、将来の活動の一部として科学の分野に從事する職員が取り扱う特定の問題及び項目について勧告すること。

(d) 検討委員会と協議の上、第七条1(i)に規定するデータの収集及び監視のための計画の優先事項及び目的を委員会に勧告し、並びに当該計画の結果を評価すること。

(e) この条約に基づいて実施される調査の実施のための資金源を探すことにつき委員会及び事務局長を支援すること。

(f) この条約の対象となる魚類資源に関する知識及び理解を拡大させることを目的として、

規定するデータの収集及び監視のための計画の優先事項及び目的を委員会に勧告し、並びに当該計画の結果を評価すること。

(g) 委員会が指示するその他の任務を遂行すること。

11 委員会の会合に参加することを認められるすべてのオブザーバーは、当該会合の他の参加者に適用されるすべての規則及び手續に従う。

12 11に規定する要件に従わない非政府機関は、委員会が別段の決定を行わない限り、以後の会合への参加者から除外されるものとする。

附属書五 委員会が採択する科学諮問委員会の任務は、次のとおりとする。

附属書六 委員会における計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

13 委員会が採択する科学諮問委員会の任務は、次のとおりとする。

(a) 委員会における計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(b) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(c) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(d) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(e) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(f) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(g) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(h) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(i) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(j) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(k) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(l) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(m) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(n) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(o) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(p) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(q) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(r) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(s) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(t) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(u) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(v) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(w) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(x) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(y) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(z) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(aa) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(bb) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(cc) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(dd) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(ee) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(ff) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(gg) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(hh) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(ii) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(jj) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(kk) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(ll) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(mm) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(nn) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(oo) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(pp) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(qq) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(rr) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(ss) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(tt) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(uu) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(vv) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(ww) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(xx) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(yy) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(zz) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(aa) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(bb) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(cc) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(dd) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(ee) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(ff) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(gg) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(hh) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(ii) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(jj) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(kk) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(ll) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(mm) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(nn) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(oo) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(pp) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(qq) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(rr) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(ss) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(tt) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(uu) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(vv) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(ww) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(xx) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(yy) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(zz) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(aa) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(bb) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(cc) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(dd) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(ee) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(ff) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(gg) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(hh) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(ii) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(jj) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(kk) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(ll) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(mm) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(nn) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(oo) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(pp) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(qq) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(rr) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(ss) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(tt) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(uu) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(vv) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(ww) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(xx) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(yy) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(zz) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(aa) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(bb) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(cc) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(dd) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(ee) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(ff) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(gg) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(hh) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(ii) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(jj) 委員会に対する計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

又はこれをいすれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その人的及び經濟的關係がより密接な締約国(重要な利害關係の中

(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(c) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によ

3

する者で個人以外のものについては、両締約国
の権限のある当局は、その者の本店又は主たる
事務所の所在地、事業の実質的な管理の場所そ
の他関連するすべての要因について考慮した上
で、合意により、この条約の適用上その者が居
住者とみなされる締約国を決定するよう努め
る。

4
2(c)又は3の規定が適用される場合において、これらの規定に基づく合意がないときは、1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者は、この条約により認められる特典(第二十六条及び第二十七条により認められる特典を除く。)を要求する上で、いずれの締約国の居住者ともされない。

5 この条約の適用上、 一方の締約国内において取得される所得、

(i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、

(ii) 当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得、利得又は収益として取り扱われるるもの

(i) 兩締約国以外の国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
(ii) 他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得、利得又は収益として取り扱われるもの

に対しては、当該一方の締約国又は当該兩締約国以外の国の租税に関する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得、利得又は収益として取り扱われるか否かにかかわらず、当該他方の締約国の居住者である当該受益者、構成員又は参加者(この条約に別に定める要件を満たすものに限る。)の所得、利得又は収益として取り扱われる部分についてのみ、この条約の特典へ当該受益者、構成員又は参加者が直接に取得したものとした場合に認められる特典に限る。)が与えられる。

(d) 一方の締約国内において取得される所得、利得又は収益であつて、
(i) 兩締約国以外の国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
(ii) 他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得、利得又は収益として取り扱われるもの

に対しでは、この条約の特典は与えられないと。一方の締約国内において取得される所得、利得又は収益であつて、
(i) 当該一方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
(ii) 他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得、利得又は収益として取

官報(号外)

(c) 約国内に存在する天然資源を探査し、又は開発する活動(大規模設備の運用を含む。)であつて、いずれかの十二箇月の期間において合計九十日を超える期間行わるもの。	(c) 当該他方の締約国内における大規模設備の運用(b)の規定に該当するものを除く。)であつて、いずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日を超える期間行わるもの。	(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。	(d) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。	(d) 企業のためには、その者に當該企業は、その者とその企業と関連する企業が當該一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。
(e) 企業のためには、その者に當該企業は、その者とその企業と関連する企業が當該一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。	(e) 企業のためには、その者とその企業と関連する企業が當該一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。	(e) 企業のためには、その者とその企業と関連する企業が當該一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。
(f) 企業のためには、その者とその企業と関連する企業が當該一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。	(f) 企業のためには、その者とその企業と関連する企業が當該一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。	(f) 企業のためには、その者とその企業と関連する企業が當該一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。
6 (a) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。	6 (a) 企業のためには、その者とその企業と関連する企業が當該一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。	6 (a) 企業のためには、その者とその企業と関連する企業が當該一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。
(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。	(b) 企業のためには、その者とその企業と関連する企業が當該一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。	(b) 企業のためには、その者とその企業と関連する企業が當該一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。
(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。	(c) 企業のためには、その者とその企業と関連する企業が當該一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。	(c) 企業のためには、その者とその企業と関連する企業が當該一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。
(d) 企業のためには、その者とその企業と関連する企業が當該一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。	(d) 企業のためには、その者とその企業と関連する企業が當該一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。	(d) 企業のためには、その者とその企業と関連する企業が當該一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。
(e) 企業のためには、その者とその企業と関連する企業が當該一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。	(e) 企業のためには、その者とその企業と関連する企業が當該一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。	(e) 企業のためには、その者とその企業と関連する企業が當該一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。
(f) 企業のためには、その者とその企業と関連する企業が當該一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。	(f) 企業のためには、その者とその企業と関連する企業が當該一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。	(f) 企業のためには、その者とその企業と関連する企業が當該一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。
7 (a) 1及び2の規定にかかるらず、企業に代わつて行動する者(8の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が次のいずれかの活動を行つた場合に、当該企業は、その者が當該企業のために行つたすべての活動について、一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が6に規定する活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、1の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされる。)の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。	7 (a) 1及び2の規定にかかるらず、企業に代わつて行動する者(8の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が次のいずれかの活動を行つた場合に、当該企業は、その者が當該企業のために行つたすべての活動について、一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が6に規定する活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、1の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされる。)の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。	7 (a) 1及び2の規定にかかるらず、企業に代わつて行動する者(8の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が次のいずれかの活動を行つた場合に、当該企業は、その者が當該企業のために行つたすべての活動について、一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が6に規定する活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、1の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされる。)の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。
(b) 第六条 不動産所得	(b) 第七条 事業利得	(b) 第七条 事業利得
8 (a) 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、次のものを含む。	8 (a) 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、次のものを含む。	8 (a) 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、次のものを含む。
(b) 土地の賃貸その他の土地又はその上に存するすべての権益(土地が改良されているか否かを問わない。)	(b) 当該一方の締約国内において、当該企業のために当該企業に属する物品又は商品を製造し、又は加工すること。	(b) 当該一方の締約国内において、当該企業のために当該企業に属する物品又は商品を製造し、又は加工すること。
(c) 不動産に附属する財産	(c) 不動産に関する一般法の規定の適用がある権利	(c) 不動産に関する一般法の規定の適用がある権利
(d) 不動産用益権	(d) 不動産用益権	(d) 不動産用益権
(e) 鉱石、石油、天然ガスその他の天然資源を探査する権利及びこれらを採取する権利	(e) 鉱石、石油、天然ガスその他の天然資源を探査する権利及びこれらを採取する権利	(e) 鉱石、石油、天然ガスその他の天然資源を探査する権利及びこれらを採取する権利
(f) 鉱山、油田、ガス田、採石場その他の天然資源を採取し、若しくは開発する場所の開発	(f) 鉱山、油田、ガス田、採石場その他の天然資源を採取し、若しくは開発する場所の開発	(f) 鉱山、油田、ガス田、採石場その他の天然資源を採取し、若しくは開発する場所の開発
9 一方の締約国の居住者である法人が、他方の	9 一方の締約国の居住者である法人が、他方の	9 一方の締約国の居住者である法人が、他方の

る企業又は当該企業が取引を行う他の企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば、当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、

当該恒久的施設のために生じた経営費及び一般管理費を含む当該恒久的施設を有する企業の費用であつて、当該恒久的施設がこれらの費用を支払う独立の企業であるとしたならば控除することが認められたとみられるものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、控除することを認められる。

4 一方の締約国の権限のある当局が入手することができる情報が恒久的施設に帰せられる利得を決定するために十分でない場合には、この条

のいかなる規定も、当該恒久的施設を有する者の納稅義務の決定に関する当該一方の締約国の方令の適用に影響を及ぼすものではない。ただし、当該情報に基づいて当該恒久的施設の利得を決定する場合には、この条に定める原則に従うものとする。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の單なる購入を行つたことを理由としては、いかない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得

又は収益が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

8 この条のいかなる規定も、一方の締約国の居住者以外の者による保険から取得される利得に對して課される租税に関する当該一方の締約国

の法令の適用に影響を及ぼすものではない。

9 次の(a)及び(b)に該当する場合には、信託の受託者が行う事業は、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行う事業とみなし、かつ、当該恒久的施設に帰せられるものとする。

(a) 当該一方の締約国の居住者が、当該信託の(租税に関し法人として取り扱われるものを除く。)の受託者が当該他方の締約国内において該当事業から取得される利得であるかの場所において生じたものであるかを問わず、控除することを認められる。

10 第八条 海上運送及び航空運送

当該一方の締約国の居住者が、当該信託の(租税に関し法人として取り扱われるものを除く。)の受託者が当該他方の締約国内において該当事業から取得される利得に対する持分を直接に又は一若しくは二以上の信託を介して有する場合

11 第九条 関連企業

1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、相互に全く独立の立場で取引を行う独立の企業の間において適用されたとみられる条件と異なる

条件が適用されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつて、その条件に合意するときは、当該他方の締約国は、その合意された利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たつては、この条の他の規定に妥当な考慮を払う。

類似する租税を課さないことを条件として、オーストラリアの企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき日本国において住民税及び事業税を免除される。

12 第二条の規定にかかるオーストラリアの地方政府又は地方公共団体も日本国

の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき日本国における住民税又は事業税に承認を求める件及び同報告書

企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a) 一方の締約国が他方の締約国に企業の經營、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b) 同一の者が一方の締約国に企業及び他方の締約国に企業の經營、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

一方の締約国に権限のある当局が入手することができる情報が企業の利得を決定するためには、この条のいかなる規定(4の規定を除く。)も、当該企業の納稅義務の決定に関する当該一方の締約国に法令の適用に影響を及ぼすものではない。ただし、当該情報に基づいて当該企業の納稅義務を決定する場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。

13 第二条の規定にかかるオーストラリアの地方政府又は地方公共団体も日本国

の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき日本国における住民税又は事業税に承認を求める件及び同報告書

官 報 (号 外)

4 1及び2の規定にかかるわらず、一方の締約国は、1及び2に規定する条件がないとしたならば当該一方の締約国の企業の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税年度の終了時から七年以内に当該企業の利得に対する調査を開始しない場合には、1及び2に規定する状況においても、当該利得の更正をしてはならない。この4の規定は、不正に租税を免れた場合又は定められた期間内に調査を開始することができないことが当該企業の作為若しくは不作為に帰せられる場合には、適用しない。

第十条 配当

1 一方の締約国の租税に關し当該一方の締約国の居住者である法人が支払う配当であつて、他方の締約国の居住者が受益者であるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1に規定する配当に対しても、これを支払う法人が一方の締約国の租税に關し居住者とされる当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、当該配当を支払う法人の議決権の十パーセント以上に相当する株式を直接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十パーセント

3 2の規定にかかるわらず、配当の受益者が、一方の締約国である法人であつて、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末

日とする十二箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権の八десятパーセント以上に相当する株式を直接に所有するものであり、かつ、次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当する場合には、当該配当に對しては、当該配当を支払う法人が他方の締約国の租税に關し居住者とされる当該他方の締約国においては、租税を課することができる。

(a) 第二十三条2(c)の規定による適格者であること。

(b) 5以下の(a)に規定する者に該当する法人によりその株式の議決権及び価値の五十パーセント以上を直接又は間接に所有されていること。

(c) 第二十三条5の規定に基づき当該配当に関して特典を受けることが認められること。

4 2及び3の規定にかかるわらず、日本国における課税所得の計算上受益者に對して支払う配当を控除することができる日本国居住者である法人によって支払われる配当であつて、オーストラリアの居住者が受益者であるものに対しては、日本国においても、日本国の法令に従つて租税を課すことができる。

5 2から4までの規定は、当該配当を支払う法

人のその配當に充てられる利得に對する課税に影響を及ぼすものではない。

6 この条において、「配当」とは、株式その他の利得の分配を受けける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその分配を行う法人が

一方の締約国の法令上株式から生ずる所得と課税同様に取り扱われる所得その他の分配金をいう。

7 (a) 不動産投資信託が支払う所得、利得又は収益の分配金であつて、日本国居住者が受益者であるものに對しては、日本国において租税を課することができる。

(b) に規定する分配金に對しては、オーストラリアにおいても、オーストラリアの法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該分配金の受益者が日本国居住者である場合(その分配が行われる日に先立つ十二箇月の期間のいずれかの時点において当該不動産投資信託のすべての元本の十パーセント以上を直接又は間接に所有する分配金の受益者である場合を除く。)には、当該分配金の額の十五パーセントを超えないものとする。

(c) この7の規定の適用上、「不動産投資信託」とは、オーストラリアの法令に基づいて設立され、又は組織された管理投資信託であつて、賃貸料の取得を主たる目的として不動産に直接又は間接に投資する事業を行つものをいう。

8 1から4まで及び7の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支

払う法人が他方の締約国の租税に關し居住者とされる当該他方の締約国内において当該他方の

締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は7の規定の適用を受ける不動産投資信託については、日本国居住者である分配金の受取者がオーストラリアにおいてオーストラ

リア内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当又は当該分配金の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

9 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国との居住者以外の者が受益者である配当に限るものとし、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。)に對していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に對して租税を課すことができない。ただし、第四条3の規定により一方の締約国の居住者とみなされる法人が支払う配当については、他方の締約国は、当該配当が当該他方の締約国内から生じた利得又は所得から支払われる場合には、当該配当に對して租税を課すことができる。この場合において、当該配当の受益者が当該一方の締約国

官 報 (号 外)

の居住者であるときには、2又は3の規定に従うものとする。

10
一方の締約国の居住者が優先株式その他これに類する持分(以下この10において「優先株式

等」という。)に関して他方の締約国の租税に関する当該他方の締約国の居住者とされる者から配

当の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)の規定に該当する者が当該配当の支払の基団と

なる優先株式等と同等の当該一方の締約国の居住者の優先株式等を有していないとしたなら

ば、当該一方の締約国の居住者が当該配当の支
払の基因となる優先株式等の発行を受け、又は

これを所有することはなかつたとみられるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該配当の

a) 受益者とはされない。
当該他方の締約国の居住者が支払う配当こ

(一) 異議件の締約国の居住者に対する適用に
関し、当該一方の締約国の居住者に対してこ
の条約により認められる特典に同等の又はそ

の多額に上り詰る特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有する。二。

(b) を有しないこと
いづれの締約国の居住者でもないこと。

分配金若しくは配当若しくは分配金の割当て

設定若しくは移転又は配当若しくは分配金の受益者である法人の設立、取得若しくは維持若し

くはその業務の遂行に関与した者が、この条の特典を受けることをその主たる目的の全部又は

一部とする場合には、当該配当に対しても、この条に定める租税の軽減又は免除は与えられない

い。
第十一
利子

一方の締約国内において生じ、他方の締約国

	(ii)	他の居住者が受益者である利子に対しても、当該利子が生じた一方の締約国において租税を課すことができる。
	(iii)	外交上の公文の交換により隨時合意するもの
	(iv)	3の規定にかかるとおり、(b)に規定する利子に対しては、当該利子がバックトウバック融資に関する決めその他これと經濟的に同等の取決めであつて、バックトウバック融資に関する取決めに類似する効果を有することを目的とする取決めの一部として支払われる場合には、当該利子が生じた締約国において租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。
	(v)	2の規定にかかるとおり、一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子であつて、次のいずれかの場合に該当するものについては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。
	(a)	当該利子が、当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国において政府機能を遂行するその他の機関又は日本銀行若しくはオーストラリア準備銀行によつて取得される場合
	(b)	当該利子が、当該利子の支払者と関連しない金融機関であつて、当該利子の支払者と全く独立の立場で取引を行うものによって取得される場合(この条の規定の適用上、「金融機関」とは、銀行又は金融市场において資金を借り入れ、若しくは有利子預金を受け入れ、かつ、これらの資金を資金の貸付けを行ふ事業において利用することによつてその利得を実質的に取得する他の企業をいう。)
	(c)	当該利子が、次のいずれかに該当する者によって取得される場合
	(i)	日本国については、国際協力銀行又は独立行政法人日本貿易保険
	(ii)	オーストラリアについては、輸出金融保
	(iii)	その他の類似の機関で両締約国の政府が管理する公的機関
	(iv)	5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない)から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた利子(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)及び他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得は、この条約の適用上利子には該当しない。
	(v)	6 1、2、3(b)及び4の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合には、当該利子の支払の基因となつた債権その他の権利が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国の租税に
関し当該一方の締約国の居住者である場合に
は、当該一方の締約国内において生じたものと
される。ただし、利子の支払者が、いずれかの
締約国内又は両締約国以外の国内に恒久的施設
を有する場合において、当該利子の支払の基因
となつた債務が当該恒久的施設について生じ、
かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担
されるものであるときは、当該支払者がいずれ
かの締約国の居住者であるか否かを問わず、次
に定めるところによる。

(a) 当該恒久的施設が一方の締約国内にある場
合には、当該利子は、当該一方の締約国内に
おいて生じたものとされる。

(b) 当該恒久的施設が両締約国以外の国内にあ
る場合には、当該利子は、いずれの締約国内
においても生じなかつたものとされる。

8 利子の支払の基因となつた債権その他の権利
について考慮した場合において、利子の支払者
と受益者との間又はその双方と第三者との間の
特別の関係により、当該利子の額が、その関係
がないとしたならば支払者及び受益者が合意し
たとみられる額を超えるときは、この条の規定
は、その合意したとみられる額についてのみ適
用する。この場合には、支払われた額のうちそ
の超過する部分に対しても、この条の他の規
定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令
に従つて租税を課すことができる。

9 一方の締約国の居住者がある債権その他の権
利に関して他方の締約国内において生じた利子
の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)の
規定に該当する者が当該債権その他の権利と同

官 報 (号 外)

<p>等の債権その他の権利を当該一方の締約国の居住者に對して有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該利子の支払の基因となる債権その他の権利を取得することはなかつたとみられるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該利子の受益者とはされない。</p> <p>(a) 当該他方の締約国内において生ずる利子に關し、当該一方の締約国の居住者に對してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。</p> <p>(b) いづれの締約国の居住者でもないこと。</p> <p>10 利子の割当て、利子の支払の基因となる債権その他の権利の設定若しくは移転又は利子の受益者である法人の設立、取得若しくは維持若しくはその業務の遂行に關与した者が、この条の特典を受けることをその主たる目的の全部又は一部とする場合には、当該利子に對しては、この条に定める租税の輕減又は免除は与えられない。</p>
<p>第十二条 使用料</p> <p>1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である使用料に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。</p> <p>2 1に規定する使用料に對しては、当該使用料が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該使用料の額の五パーセントを超えないものとする。</p> <p>3 この条において、「使用料」とは、次の(a)から(e)までに掲げるものの対価としての支払金又は前渡金(定期的であるか否か及びその名称又は計算方法を問わない)をいう。</p>
<p>(a) 著作権、特許権、意匠又は模型、図面、秘密方式又は秘密工程、商標権その他これらに類する財産又は権利の使用又は使用的権利</p> <p>(b) 学術上、技術上、産業上又は商業上の知識又は情報の提供</p> <p>(c) (a)に規定する財産若しくは権利若しくは(b)に規定する知識若しくは情報に付随する支援又はこれらを活用し、若しくは享受するための支援の提供</p> <p>(d) 次の(i)又は(ii)に掲げるものの使用又は使用的権利</p> <p>(i) 映画フィルム</p> <p>(ii) テlevision、ラジオその他の放送に関する連して使用されるフィルム、音声又は映像のデータ又はディスクその他の画像又は音の再生又は送信の手段</p> <p>(e) この3に規定する財産又は権利の使用又は提供の制限(全部であるか一部であるかを問わない)。</p> <p>4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払又は前渡しの基因となつた財産又は権利が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。</p> <p>5 使用料は、その支払者が一方の締約国の租税に關し当該一方の締約国の居住者である場合に財産又は権利の使用に關して当該一方の締約国の居住者から使用料の支払を受けないとした</p>
<p>される。ただし、使用料の支払者が、いづれかの締約国内又は両締約国以外の国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料の支払又は前渡しの債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該支払者がいづれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、次に定めるところによる。</p> <p>(a) 当該恒久的施設が一方の締約国内にある場合には、当該使用料は、当該一方の締約国内において生じたものとされる。</p> <p>(b) 当該恒久的施設が両締約国以外の国内にありにおいても生しなかったものとされる。</p> <p>6 使用料の支払又は前渡しの基因となつたものについて考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われ、又は前渡しがされた額のうちその超過する部分に対しても、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。</p> <p>7 一方の締約国の居住者が財産又は権利の使用に關して他方の締約国内において生じた使用料の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)の規定に該当する者が当該財産又は権利と同一の財産又は権利の使用に關して当該一方の締約国の居住者から使用料の支払を受けないとしたにより直接又は間接に構成される場合に限り、</p>

当該他方の締約国において租税を課することができる。

益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の発行した株式の譲渡によって取得する所得、利得又は収益(当該一方の締約国において租税が課されないものに限る。)に対してもは、

次(a)及び(b)に規定する要件を満たす場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(a) 譲渡者が所有する株式(当該譲渡者の特殊

関係者が所有する株式であつて当該譲渡者が所持するものと合算されるものを含む。)の数が、当該譲渡が行われた課税年度中のいずれかの時点において当該法人の発行済株式の総数の二十五パーセント以上であること。

(b) 譲渡者及びその特殊関係者が当該譲渡が行

われた課税年度中に譲渡した株式の総数が、当該法人の発行済株式の総数の五パーセント以上であること。

4 3の規定にかかわらず、一方の締約国的企业

が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる所得、利得又は収益(当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる所得、利得又は収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 一方の締約国的企业が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によって当該企業が取得する所得、利得又は収

益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対してもは、当該一方の締約国において租税を課することができます。

6 1から5までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条 細与所得

1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が、その勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 次条の規定にかかわらず、一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 勤務が他方の締約国内において行われる場合に

は、当該勤務について取得する給料、賃金その他の支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。

4 「保険年金」とは、金銭又はその等価物による

適正かつ十分な給付の対価としての支払を行う

義務に従い、終身にわたり又は特定の若しくは

確定することができる期間中、所定の時期にお

いて定期的に所定の金額が支払われるものとい

う。

第十五条 役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。

第十六条 芸能人及び運動家

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者

である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他の支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。

2 一方の締約国において租税を課することができる。

3 一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 「保険年金」とは、金銭又はその等価物による

適正かつ十分な給付の対価としての支払を行う

義務に従い、終身にわたり又は特定の若しくは

確定することができる期間中、所定の時期にお

いて定期的に所定の金額が支払われるものとい

う。

第十八条 政府職員

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は

一方の締約国的地方政府若しくは地方公共團

体に対し提供される役務につき、個人に対

し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国

の地方政府若しくは地方公共団体によつて支

払われる給料、賃金その他これらに類する報

酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも当該役務が他方の締約国内にお

いて提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は

(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設によって負担されるものでない

1 次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者である個人に定期的に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者である個人に支払われる保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。

官報 (号外)

(i) 当該他方の締約国の国民	2 (a) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国においては、当該一方の締約國の居住者となつた者でないもの
	一方の締約國の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約國若しくは当該一方の締約國の地方政府若しくは地方公共団体によつて定期的に支払われ、又は当該一方の締約國若しくは当該一方の締約國の地方政府若しくは地方公共団体が拠出し、若しくは設立した基金から定期的に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約國においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該個人が他方の締約國の居住者であり、かつ、当該他方の締約國の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約國においてのみ租税を課することができる。	1 一方の締約國の居住者の所得(源泉地を問わない。)であつて前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約國においてのみ租税を課することができる。
3 一方の締約國又は一方の締約國の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。	2 1の規定は、所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)を取得する一方の締約國の居住者が他方の締約國において当該他方の締約國内にある恒久的施設を通じて事業を行つて、当該所得の支払の基因となつた財産又は権利が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

第十九条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に一時的に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約國の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約國の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給	2 (a) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約國の居住者となつた者でないもの
	一方の締約國の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約國若しくは当該一方の締約國の地方政府若しくは地方公共団体によつて定期的に支払われ、又は当該一方の締約國若しくは当該一方の締約國の地方政府若しくは地方公共団体が拠出し、若しくは設立した基金から定期的に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約國においてのみ租税を課することができる。

(a) 源泉徴収による課税については、一方の締約国の居住者は、その所得、利得又は収益の支払が行われる日(配当については、当該配当の支払を受ける者が特定される日)に先立つ十二箇月の期間を通じて2(g)に規定する要件を満たしているときに、当該支払が行われる課税年度について当該要件を満たすものとする。

(b) その他のすべての場合については、一方の締約国の居住者は、その所得、利得又は収益の支払が行われる課税年度の総日数の半数以上の一において2(g)に規定する要件を満たしているときに、当該支払が行われる課税年度について当該要件を満たすものとする。

(c) 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内において取得する第七条、第十一条3、第十一条3又は第十三条に定める所得、利得又は収益に関して、当該一方の締約国の居住者が当該一方の締約国内において事業を行つており、当該所得、利得又は収益が当該事業に関連し、又は付随して取得されるものであり、かつ、当該一方の締約国の居住者がこれらの方の規定により認められる特典を受ける権利を有する。ただし、当該事業が、当該一方の締約国の居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの(銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。)である場合は、この限りでない。

(d) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内

において行う事業から所得、利得若しくは収益を取得する場合又は当該一方の締約国の居住者と第九条1(a)若しくは(b)にいう関係を有する者から他方の締約国内において生ずる所得、利得若しくは収益を取得する場合には、当該一方の締約国の居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該一方の締約国の居住者又は当該関係を有する者が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、当該所得、利得又は収益について(a)に規定する条件を満たすこととはならない。この(b)の規定の適用上、事業が実質的なものであるか否かは、すべての事実及び状況に基づいて判断される。

(e) (a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行つているか否かを決定するに当たつて、その者が組合員である組合が行う事業及びその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者が他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上(法人の場合は、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント以上)を直接又は間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上(法人の場合は、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント以上)を直接又は間接に所有する場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。また、すべての事実及び状況に基づいて、一方の者が他方の者を支配している場合又はそれぞれの者が一若しくは二以上の同一の者によつて支配されている場合には、一方の者及び他方

の者は、関連するものとする。

5 一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、4の規定に基づき第七条、第十条3、第十一条3又は第十三条に定める所得、利得又は収益についてこれららの規定により認められる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の締約国の権限のある当局が、当該他方の締約国の法令又は行政上の慣行に従つて、当該一方の締約国の居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行がこれららの規定により認められる特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定するときは、これらの規定により認められる特典を受けることができる。

6 この条の規定の適用上、

(a) 「適格政府機関」とは、第十一条3(a)及び(c)に規定する機関をいう。

(b) 「主たる種類の株式」とは、法人の議決権及び価値の過半数を占める一の種類の株式をいふ。ただし、一の種類の株式が法人の議決権及び価値の過半数を占めていない場合には、合計して当該法人の議決権及び価値の過半数を占める二以上の種類の株式をいう。

(c) (i) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場

(ii) オーストラリア証券取引所及びオーストラリアの二千一年会社法に基づいて認定されたその他の証券取引所

(iii) この条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するもの

法を通じて、両法人の経営方針及びそれぞれの株主の経済的利益を統合する取決めをいう。

(i) 共通又はほぼ同一の役員会を設置する」と。

(ii) 二の法人の経営管理を統一的に行うこと。

(iii) 二の法人の間において適用される均等化のための割合に応じて株主に対して均等な分配(一方又は双方の法人の解散に伴うもの)を含む。」を行うこと。

(iv) 二の法人の株主が、両法人の利害関係の双方に影響を及ぼす重要な事項に関して单一の意思決定機関として有効に議決権行使すること。

(v) それぞれの法人の重要な債務又は業務に對して相互に保証し、又はこれに類する資金の援助を行うこと。ただし、関連する規制によりこれらの保証又は資金の援助が禁じられている場合を除く。

(vi) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(e) 「持分証券」には、個人若しくは法人以外の者の資産若しくは所得に対する持分又は当該者から利益の分配を受ける権利を与えたれた証券(信用に係る債権に基づくものを除く。)

(f) 「主たる種類の持分証券」とは、個人又は法人以外の者の価値の過半を占める一の種類の持分証券をいう。ただし、一の種類の持分証券が当該者の価値の過半を占めていない場合には、合計して当該者の価値の過半を占める二以上の種類の持分証券をいう。

(g) 「年金基金」とは、次の(i)及び(ii)に規定する要件を満たす者をいう。

(i) 一方の締約国の法令に基づいて設立された一方の締約国の法令に基づいて退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること。

(ii) 主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すこと又は他の年金基金の利益のために所得、利得若しくは収益を取得することを目的として運営されること。

7 この条の規定は、租税の回避又は脱税を防止するための一方の締約国の法令の規定の適用をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。

第二十四条 減免の制限

1 この条約に従い一方の締約国において所得、利得又は収益に対する租税が軽減され、又は免除される場合において、他方の締約国においては、当該所得に基づいて納付されるオーストラリアの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国との租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国との租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) オーストラリア内において取得される所得が、オーストラリアの居住者である法人による送金され、又は当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領さ

(e) 「持分証券」には、個人若しくは法人以外の者の資産若しくは所得に対する持分又は当該者から利益の分配を受ける権利を与えたれた証券(信用に係る債権に基づくものを除く。)

(f) 「主たる種類の持分証券」とは、個人又は法人以外の者の価値の過半を占める一の種類の持分証券をいう。ただし、一の種類の持分証券が当該者の価値の過半を占めていない場合には、合計して当該者の価値の過半を占める二以上の種類の持分証券をいう。

(g) 「年金基金」とは、次の(i)及び(ii)に規定する要件を満たす者をいう。

(i) 一方の締約国の法令に基づいて設立された一方の締約国の法令に基づいて退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること。

(ii) 主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すこと又は他の年金基金の利益のために所得、利得若しくは収益を取得することを目的として運営されること。

第二十五条 二重課税の除去

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国との租税から控除することに関する日本国

第二十六条 無差別待遇

この条の規定は、租税の回避又は脱税を防止するための一方の締約国の法令の規定の適用をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。

法令の規定に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つて、オーストラリアにおいて租税を課される所得をオーストラリア内において取得する場合には、当該所得について納付されるオーストラリアの租税から控除する。

第二十七条 相互協議手続

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税若しくはこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5 第二条の規定にかかわらず、この条の規定は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって課されるすべての種類の租税に適用する。

この条約に従い一方の締約国において所得、利得又は収益に対する租税が軽減され、又は免除される場合において、他方の締約国においては、当該所得に基づいて納付されるオーストラリアの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国との租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国との租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) オーストラリア内において取得される所得が、オーストラリアの居住者である法人による送金され、又は当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領さ

り、当該法人の議決権のある株式又は発行済株式の十パーセント以上を配当の支払義務が確定する日に先立つ六箇月の期間を通じて所持する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるオーストラリアの租税を考慮に入れるものとする。

3 第九条1、第十一条8又は第十二条6の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国的企业が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税若しくはこれに関連する要件であつて、類似の状況にある当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5 第二条の規定にかかわらず、この条の規定は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって課されるすべての種類の租税に適用する。

1 一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者

又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対し又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に對して、申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する台意に達するため、直接相互に通信することができる。

5 サービスの貿易に関する一般協定第二十二条3(協議)の規定の適用上、同規定にかかるわらず、いざれかの措置がこの条約の対象となるかならないかについての両締約国間の紛争は、両

締約国の同意がある場合に限り、同規定に従い手続に基づいて解決するものとする。

第二十八条 情報の交換

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限り)の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徵収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれららの監督に關与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理に必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

3 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他金融機関、名義人若しくは代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

4 第二十九条 外交使節団及び領事機関の構成員 この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の国際協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣習に抵触する行政上の措置を

とること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において従つて解決するものとし、3に規定する合意に達しない場合には、両締約国が合意する他の

第三十条 見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この条約の解釈に入手することができない情報を提供すること。

第三十一条 発効

1 この条約は、両締約国それぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならぬ。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、次のものについて適用する。

(a) 日本国については、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(iii) その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) オーストラリアについては、

(i) 日本国の居住者が取得する所得に対して源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に

取扱する所得

(ii) その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の七月一日以後に開始する各課税年度の租税

3 千九百六十九年三月二十日にキャンベラで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオースト

ラリア連邦との間の協定(以下この条において「旧協定」という。)は、2の規定に従つてこの条約が適用される租税につき、この条約の適用の日以後、適用しない。

4 旧協定は、この条の規定に従つて適用される最後の日に終了する。

5 この条約の効力発生の時において旧協定第十五条の規定により認められる特典を受ける権利を有する個人は、この条約が効力を生じた後ににおいても、旧協定がなお効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。

第三十二条 終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し六箇月前に書面による終了の通告を行うことにより、この条約を終了させることができることになる。

(a) 日本国については、
(i) 源泉徴収される租税に関する事項では、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関する事項では、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) オーストラリアについては、

(i) 日本国の居住者が取得する所得に対しても源泉徴収される租税に関しては、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に取扱う所得

(ii) その他の租税に関しては、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

開発に関する沖合事業に対して課される資源使用税をいう。

2 条約第三条1(d)(一般的定義)の規定に関し、「日本国の租税」又は「オーストラリアの租税」には、条約の適用を受ける租税に関する日本国又はオーストラリアのそれぞれの法令に基づいて課される附帯税又はこれに相当するものを含めない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの条約に署名した。

二千八年一月三十一日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

高村正彦

オーストラリアのために

スティーブン・スマズ

議定書

得を生ずる活動における当該設備の役割がその要因として関連するものであることが了解される。

(c) 「大規模設備」には、次のものを含むことが了解される。

(i) 道路、ダム又は発電所の建設に使用される産業用の土木工事設備又は建設設備

(ii) 工場において使用される製造設備又は加工設備

(iii) 石油又は鉱石の採掘に使用される掘削設備、プラットフォームその他の構築物

3 条約第四条2(居住者)の規定に関し、個人の重要な利害関係の中心がある場所を決定するに当たっては、当該個人がいずれかの締約国内に常用の住居を有する事實を考慮することが了解される。

4 条約第四条3(居住者)の規定に関し、「その他関連するすべての要因」には、次の(a)から(d)までに掲げる事項を含むことが了解される。

(a) 上級管理者による日常の経営管理が行われる場所
(b) その個人以外の者の法的地位を規律する法律を有する締約国
(c) 会計帳簿が保存されている場所
(d) 事業が遂行されている場所

5 条約第五条4(b)及び(c)(恒久的施設)の規定に関し、

(a) 一方の締約国が設備の提供のみを目的とする賃貸借契約(裸用船契約を含む。)に基づいて設備を賃貸する場合には、当該企業は他方の締約国内において設備を運用するも

のとはされないことが了解される。

(b) 個別の事案に関する事実と状況に基づき設備が大規模であるか否かを決定するに当たっては、設備の寸法、数量若しくは価値又は所

6 条約第六条(不動産所得)、第七条(事業利益)、第二十一条(その他の所得)及び第二十二条(所得の源泉)の規定に関し、一方の締約国居住者が当該一方の締約国内に存在する不動産から所得を取得する場合には、当該一方の締約国居住者が他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する不動産を通じて事業を行

い、かつ、当該不動産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときであつても、

これらの条の規定は、当該一方の締約国が当該所得についてその租税に関する法令を適用することを妨げるものではないことが了解される。

この場合において、当該所得は、当該一方の締約国の租税に関する法令の適用上、当該他方の

1 条約第二条1(b)(対象となる租税)の規定に関し、「石油資源使用税」とは、千九百八十七年石油資源使用税法に基づき、石油資源の探査又は所

締約国内の源泉から生じなかつたものとされ
る。

8 条約第六条2(f)（不動産所得）の規定に関し、
同規定に規定する権利は、主として次のものを

いうことが了解される。

(a) 天然資源の探査又は開発を行う権利を与える

る者が支払金を受領する場合における当該支
払金を受領する権利

(b) 天然資源に関する権益又は天然資源の採取若しくは探査を行う権利を有していなゝ者が

支払金を受領する場合における当該天然資源の開発・利用による公的財産の損失額

の開発若しくは探査について生ずる支払金又は当該天然資源の開発若しくは探査の成果に

応じた支払金を受領する権利

譲渡)の規定に関し、一方の締約国の企業が他方の締約国内において当該地方の締約国内に

方の組織国内において当該他方の組織国内にある恒久的施設を通じて事業を行つていた場合に

おいて、当該企業が当該恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行うことをや

めた後、当該恒久的施設に帰せられる所得、利得又は収益を受得ることときは、当該所得、利得

又は収益に対する賛同には、三議院得利の如きは、得利の如きは、第七条及び第十三条

に定める原則に従つて、当該他方の締約国において租税を課することができる事が了解され

る。

定の適用上、同条に定める原則に従つて事業の

には、当該別の方法を用いることにつき正当な
利得を最も適切に決定する別の方法がある場合

理由があるとされることが了解される。

卷之三

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約の締結について

六二

本国については、「租税に関し法人として取り扱われるもの」とは、信託財産を用いて行う事業から取得される利得についてその信託の受託者が納稅義務を負う場合の当該信託をいうことが了解される。

12 条約第十条(配当)、第十二条(利子)及び第十二条(使用料)の規定に關し、「一方の締約国の租税に關し」当該一方の締約国の居住者である者とは、条約第四条2又は3の規定により他方の締約国の居住者とみなされるか否かにかかわらず、同条1の規定により当該一方の締約国の居住者とされる者をいう。

13 条約第十一條3(a)(利子)の規定に關し、「政府機能を遂行するその他の機関」は、利子が生ずる締約国の法令に従つて決定されることが了解される。

14 条約第十一條3(b)(利子)の規定に關し、次のことことが了解される。

(a) 金融機関と利子の支払者との間における持分の保有關係又は支配關係の程度について考慮した場合において、一方の者が他方の者に対する実質的な影響を及ぼすことができないときは、当該金融機関は当該利子の支払者と関連しないものとされる。

(b) 企業のある活動が、当該企業の全体の利得に対する貢献の程度について当該企業の他の活動と比較した場合において、当該企業の主たる活動を構成するものであるときは、当該企業は当該活動によつてその利得を実質的に取得するものとされる。

15 条約第十一條4(利子)の規定に關し、「バックトウバック融資に関する取決め」とは、特

に、一方の締約国の居住者である金融機関が他方の締約国内において生じた利子を受領し、かつ、当該金融機関が当該利子と同等の利子を当該一方の締約国の居住者である他の者(当該他方の締約国内から直接に利子を受領したならば当該利子について当該他方の締約国において租税の免除を受けることができなかつたとみられるものに限る。)に支払うように組成されるすべての種類の取決めをいうことが了解される。

16 条約第十二条3(使用料)の規定に關し、「使用料」には、周波数域の利用権の使用に対する支払金を含めない。当該支払金については、第七条の規定を適用する。

17 条約第十二条3(e)(使用料)の規定に關し、「財産又は権利の使用又は提供の制限」とは、財産又は権利の所有者が当該財産又は権利を他の者に利用させないことの対価として支払金又は前渡金を受け取る場合における当該財産又は権利を他の者に利用させないことをいうことが了解される。

18 条約第十三條3(財産の譲渡)の規定に關し、法人の組織再編成において株式の譲渡から生ずる収益に対し一方の締約国の法令により課税の繰延べが認められる場合(当該繰延べの対象となつた収益の全部又は一部に相当する収益が、将来行われる譲渡又は組織再編成により免税となる場合を除く。)には、当該繰延べの対象となつた収益は、当該一方の締約国において租税が課されるものとされることが了解される。

19 条約第二十五条1(二重課税の除去)の規定に關し、同規定の適用上、条約第二条1(b)に規定する所得税及び石油資源使用税は、所得に対し

て一体として課される租税として取り扱われるものとする。

20 条約第二十六条(無差別待遇)の規定に關し、同規定は、次の(a)から(c)までに掲げるオーストラリアの法令の規定については、適用しない。

(a) 適格な納稅者に対する研究開発費の控除について規定する千九百三十六年所得税賦課法第三章第三節Aの規定

(b) 租税の効率的な徵收及び回収を確保するための措置(一般法に基づく保全の措置を含む。)について規定する千九百九十七年所得税賦課法第二編第二十五章第二十六ー二十五条の規定

(c) 条約の署名の日の後に導入される規定であつて、この20に規定する規定とその目的又は趣旨が実質的に類似するものその他両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意するもの

21 条約第二十六条(無差別待遇)の規定に關し、同規定は、次の(a)から(j)までに掲げるオーストラリアの法令の規定の適用を制限するものと解してはならないことが了解される。

(a) 千九百三十六年所得税賦課法第三章第二節Dの規定(オーストラリアの租税に關しオーストラリアの居住者である法人が支払う配当

ストラリアの居住者である法人が支払う配当に關して、非居住者である納稅者に対する租税の還付又は控除を認めないことについて規定するものに限る。)

(b) 非居住信託財産に關する所定の居住者に対する課税について規定する千九百三十六年所得税賦課法第三章第六AAA節の規定

22 移転価格税制について規定する千九百三十

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、オーストラリアの石油資源使用税の内容、恒久的施設の判定に際して考慮する大規模設備等の内容等について規定している。

本条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることになつていている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとしている。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国とオーストラリアとの間の二重課税回避の制度が更に整備され、両国間の資本及び人的資源等の交流が一層促進されることが期待されるので、有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成二十年五月十六日

衆議院議長 河野 洋平殿
外務委員長 平沢 勝栄

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の条約について

承認を求める件

右
国会に提出する。
平成二十年三月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の条約について	この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。
会の承認を求める。	第二条 対象となる租税
（以下「日本国」）	1 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。
（以下「パキスタン」）	（a）日本国については、
（以下「日本国の租税」という。）	（b）パキスタンについては、所得税
（以下「パキスタンの租税」という。）	（c）「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はパキスタンをいう。
（a）日本国については、所得税	（d）「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はパキスタンの租税をいう。
（ii）法人税	（e）「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。
（b）パキスタンについては、所得税	（f）「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国との間の条約に署名した。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。
（c）「租税」とは、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、	（g）「一方の締約国企業」及び「他方の締約国企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業をいう。
（d）「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に	（h）「国際輸送」とは、一方の締約国的企业が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。
（e）「国民」とは、次の者をいう。	（i）「国民」とは、次の方をいう。
（f）一方の締約国に有するすべての個人	（ii）一方の締約国に有するすべての法人
（g）一方の締約国に有するすべての法人	（iii）法人格を有しないが、租税に関し、一方の締約国に有するすべての法人として取り扱われるすべての団体

（a）「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に	（i）「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に
（b）「パキスタン」とは、地理的意味で用いる場	（ii）一方の締約国に有するすべての法人
（c）「パキスタンの租税」とは、次の方をいう。	（iii）法人格を有しないが、租税に関し、一方の締約国に有するすべての法人として取り扱われるすべての団体
（d）「一方の締約国企業」とは、	
（e）「一方の締約国に有するすべての個人」とは、	
（f）「一方の締約国に有するすべての法人」とは、	

（a）「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に	（i）「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に
（b）「パキスタン」とは、地理的意味で用いる場	（ii）一方の締約国に有するすべての法人
（c）「パキスタンの租税」とは、次の方をいう。	（iii）法人格を有しないが、租税に関し、一方の締約国に有するすべての法人として取り扱われるすべての団体
（d）「一方の締約国企業」とは、	
（e）「一方の締約国に有するすべての個人」とは、	
（f）「一方の締約国に有するすべての法人」とは、	

(j) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。
(i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者
(ii) パキスタンについては、連邦歳入庁又は権限を与えられたその代理者
2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条 居住者
1 この条約の適用上、「二方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国及び当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体を含む。ただし、「二方の締約国の居住者」には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課される者を含まない。
2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国
(a) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合に当該事案を解決する。
(b) 1から3までの規定にかかるらず、次のことを行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものとする。

第五条 恒久的施設
1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行つて一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐるものをいう。
2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。 事業の管理の場所
(a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。
(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。
(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立的地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業を行つてゐるという理由のみでは、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。
7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（恒久的施設を通じて行われる）を行ふか否かを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

第六条 不動産所得

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得、農業又は林業から生ずる所得を含む。)に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業用に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他すべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条 事業利得

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。一方の締約国の企業が他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対しても、当該他方の締約国において

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の單なる購入を行つたことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決

租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行なう場合には、当該恒久的施設に帰せられるものとす。この条件で同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企業であつて、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに當たつては、経営費及び一般管理費を含む費用であつて当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるかを問わず、控除することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の單なる購入を行つたことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

第九条 関連企業

1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しても、当該一方の企業の利得に算入して租

定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条 國際運輸

1 一方の締約国が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 第二条及び第三条1(d)の規定にかかわらず、いかなるパキスタンの地方政府又は地方公共団体も日本国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき日本国において生じたものでは事業税に類似する租税を課さないことを条件として、パキスタンの企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき日本国において住民税及び事業税を免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第十条 配当

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該法人が居住者とされる一方の締約国において租税を課することができる。

2 1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。

税を課することができる。

(a) 一方の締約国が他方の締約国に企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b) 同一の者が一方の締約国が企業及び他方のは間接に参加している場合

官 報 (号 外)

(a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受

ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の五十パーセント以上を直接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議

の額の七・五パーセント
決権のある株式の二十五パーセント以上を直接に所有する法人である場合には、当該配当

その他のすべての場合には、当該配当の額の十パーセント

2(a)及び(b)の規定は、日本国における課税所

得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人によって支払われる配当については、適用しない。

4 この条において、「配当」とは、株式その他

利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその分配を行う法人が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われる所得を

5 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行ふ場合又は当該他方の締約国内において当該

所得に対する租税に関する二重課税の回避及
結について承認を求めるの件及び同報告書

他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連性を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十五条の規定を適用する。

6
一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内から利得又は所得を取得する場合には、

当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締

約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国)の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因

となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は固定的な施設と実質的な関連を有するものである場合の記載を除く。こ

関連を有するものである場合の酌当を除くには対していかなる租税も課することができます、また、当該留保所得に対する租税を課すことができる。

第十一條 利子

方の締約国において租税を課することができ
る。

上二観至する刊子二冊、之には、当該刊子が生

2
1に規定する利子に文として、当該利子が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課すことができる。
その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、次のいずれかの場合に該当するものについては、他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国的地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の中央銀行が全面的に所持する機関である場合

(b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であつて、当該利子が、当該他方の締約国の政府が全面的に所有する機関によって保証された債権又は保険の引受けが行われた債権に関して支払われる場合

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府が全面的に所有する機関」とは、次のものをいう。

(a) 日本国については、

- (i) 日本銀行
- (ii) 国際協力銀行
- (iii) 独立行政法人国際協力機構
- (iv) 独立行政法人日本貿易保険
- (v) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の機関で両締約国が外交上の公文の交換により隨時合意するもの

(b) パキスタンについては、

- (i) パキスタン国立銀行
- (ii) パキスタン政府が資本の全部を所有するその他の機関で両締約国が外交上の公文の交換により随时合意するもの

この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利

3
2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、次のいずれかの場合に該当するものについては、他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。
(a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行為又は当該他方の締約国の政府が全面的に所有する機関である場合

(b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国居住者であつて、当該利子が、当該他方の締約国の政府が全面的に所有する機関によつて保証された債権又は保険の引受けが行われた債権に關して支払われる場合

3 の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府が全面的に所有する機関」とは、次のものをい

7
定を適用する。

利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該利子の支払の基団となつた債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるもので

得の分配を受ける権利の有無を問わない。から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)及び他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。

6 1 及び 2 の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十五条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものであるときは、当該支払者がいすれかの締約國の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係に

より、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しても、この条の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国が法令に従つて租税を課すことができる。

第十二条 使用料

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において当該他方の締約国内において独立の人的役務を提供する場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しても、この条の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国が法令に従つて租税を課すことができる。

2 1に規定する使用料に対しては、当該使用料が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課すことができるとする。その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工事の使用若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領されるすべての種類の支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他

方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内における固定的施設と実質的な関連を有するものである固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となるたる権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものである場合において、当該使用料の支払の基因となるたる権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものである場合は、適用しない。この場合には、第七条又は第十五条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設にて生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該支払者がいざれかの締約国の居住者であるか否かであるか否かを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の

6 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係の間の特別の関係により、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国が法令に従つて租税を課すことができる。

7 この条において、「技術上の役務に対する料金」とは、経営上、技術上又はコンサルタントの役務(技術者その他の人員による役務を含む。)の提供の対価として受領されるすべての種類の支払金をいう。ただし、「技術上の役務に対する料金」には、次のものとして受領されるいかなる種類の支払金も含まない。

(a) 建設、組立て若しくは据付けの工事その他これらに類する工事又はこれらに関連する監督活動の対価

(b) 第十五条に規定する独立の人的役務の提供の対価

(c) 第十六条に規定する勤務の対価

8 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である技術上の役務に対する料金の受益者が、当該技術上の役務に対する料金の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該技術上の役務に対する料金の支払の基因となつたものである場合は、適用しない。

9 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの

第十三条 技術上の役務に対する料金

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる技術上の役務に対する料金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することは、適用しない。この場合は、第七条の規定を適用する。

2 1に規定する技術上の役務に対する料金に対しては、当該技術上の役務に対する料金が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。それは、当該技術上の役務に対する料金が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。それは、当該技術上の役務に対する料金が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。

3 この条において、「技術上の役務に対する料金」とは、経営上、技術上又はコンサルタントの役務(技術者その他の人員による役務を含む。)の提供の対価として受領されるすべての種類の支払金をいう。ただし、「技術上の役務に対する料金」には、次のものとして受領されるいかなる種類の支払金も含まない。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である技術上の役務に対する料金の受益者が、当該技術上の役務に対する料金の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該技術上の役務に対する料金の支払の基因となつたものである場合は、適用しない。

5 技術上の役務に対する料金は、その支払者が一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、技術上の役務に対する料金の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該技術上の役務に対する料金が当該恒久的施設又は固定的施設によって生じ、かつ、当該技術上の役務に対する料金が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該支

6 技術上の役務に対する料金の支払の基因となるたる料金を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該技術上の役務に対する料金が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該支

7 一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、技術上の役務に対する料金が当該恒久的施設又は固定的施設によって生じ、かつ、当該技術上の役務に対する料金が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該支

8 一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、技術上の役務に対する料金が当該恒久的施設又は固定的施設によって生じ、かつ、当該技術上の役務に対する料金が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該支

9 一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、技術上の役務に対する料金が当該恒久的施設又は固定的施設によって生じ、かつ、当該技術上の役務に対する料金が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該支

10 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの

し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しでは、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しでは、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

1 (a) 一方の締約国若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国若しくは地方公共団体が拠出し、若しくは設立した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しでは、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 (b) もつとも、当該個人が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国又は一方の締約国においてのみ適用する。

しきは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十六条から前条までの規定を適用する。

第二十一条 学生

1 (a) 専ら教育を受けるため一方の締約国内に滞在する学生であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育、勉学又は研究のために受け取る給付については、次の(i)又は(ii)に規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。

(i) 当該給付が、当該一方の締約国外から支払われるものであること。

(ii) 当該給付が、当該一方の締約国政府機関又は宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営され、かつ、当該一方の締約国の法令によりその所得の全部又は一部に対する租税が免除される団体からの交付金、奨学金、手当又は奨励金として支払われるものであること。

(a) 又は(b)の規定は、当該事業修習者が当該一方の締約国内において最初に訓練を受け始めた日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十二条 その他の所得

1 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない)であつて前各条に規定がないもの以下この条において「その他の所得」という。)に対し

(a) に規定する学生が当該一方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、当該報酬の額の合計が当該暦年において百五十万日本円又はパキスタン・ルピーによるその相当額を超えない場合には、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。

(c) (a)又は(b)の規定は、当該事業修習者が当該一方の締約国内において最初に訓練を受け始めた日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十三条 二重課税の除去

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国

の租税から控除することに関する日本国の法規の規定に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従ってパキスタンにおいて租税を課される所得をパキスタン内において取得する場合には、当該所得について納付されるパキスタンの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国とパキスタンの租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) パキスタンの居住者である法人により、当該法人の議決権のある株式又は発行済株式の二十五パーセント以上を配当の支払義務が確定する日に先立つ六箇月の期間を通じて所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税から

の控除を行うに当たり、当該配当を支払う法

いて、当該その他の所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該その他の所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十五条の規定を適用する。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定がないものに対する場合は、当該他方の締約国においても、当該他方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第二十八条 見出し

この条約中の条の見出しが、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十九条 発効

1 この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、次のものについて適用する。

(a) 日本国においては、

(i) 源泉徴収される租税に関する限りは、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額。

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税及び事業税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得。

(b) パキスタンにおいては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額。

(ii) その他のすべての租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年七月一日以後に開始する各課税年度のもの。

3 千九百五十九年二月十七日に東京で署名された所に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約（以下この条において「旧条約」という。）は、2の規定に従つてこの条約が適用される租税につき、この条約の適用の日以後、適用しない。

4 旧条約は、この条の規定に従つて適用される最後の日に終了する。

5 この条約の効力発生の時において旧条約第十五条の規定により認められる特典を受ける権利を有する個人は、この条約が効力を生じた後ににおいても、旧条約がなお効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。

第三十条 終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し終了の通告を行うことにより、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のもとに適用されなくなる。

(a) 日本国においては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額。

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税及び事業税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得。

(b) パキスタンにおいては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額。

(ii) その他のすべての租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年七月一日以後に開始する各課税年度の所得。

4 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの条約に署名した。

二千八年一月二十三日にイスラマバードで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
小島誠二

パキスタン・イスラム共和国政府のために
アブドウラー・ユースフ

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの条約に署名した。

除く。)

2 条約第八条2の規定に従し、同規定は、パキスタンの州政府の租税を課する権限を制限するものと解してはならないことが了解される。

3 条約の規定に従い一方の締約国が他方の締約国の居住者である個人の所得に対する租税の率を軽減し、又はその租税を免除する場合において、当該他方の締約国において施行されている法令により、当該個人が、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国において租税を課されることとされるときは、その軽減又は免除は、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ当該他方の締約国内で受領されることとされる。

4 条約のいかなる規定も、日本国が、匿名組合契約又はこれに類する契約に基づいて取得される所得及び収益に対して、日本国法令に従つて源泉課税することを妨げるものではない。

5 条約第七条3の規定に関し、企業の恒久的施設が当該企業の本店又は当該企業の他の事務所に支払った又は振り替えた支払金（実費弁償に係るもの）を除く。）で次に掲げるものについては、損金に算入することを認めないことが了解される。

6 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千八年一月二十三日にイスラマバードで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
小島誠二

パキスタン・イスラム共和国政府のために
アブドウラー・ユースフ

（当該企業が銀行業を営む企業である場合を

(号)外

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求める件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

昭和三十四年に発効し、昭和三十六年に一部改正された我が国とパキスタンとの間の現行租税条約が、条約締結以来相当年を経てることから、平成十九年二月以降、両政府は同条約の見直しのための交渉を行ってきた。その結果、条文案について最終合意をみると、至ったので、平成二十年一月二十三日イスラマバードにおいて、本条約の署名が行われた。

本条約は、経済的、人的交流等に伴つて発生する国際的な二重課税を回避することを目的として、我が国とパキスタンとの間で課税権を調整するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この条約が適用される租税は、日本国については所得税及び法人税、パキスタンについては所得税とすること。

2 一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が相手国内に恒久的施設を有する場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税されること。

3 一方の締約国である法人が相手国において課税することができるが、同配当に対しても、当該相手国において課税されること。

4 一方の締約国内において生じ、相手国の居住者に支払われる技術上の役務に対する料金に対しても、当該相手国において課税することができるが、同技術上の役務に対する料金が生じた一方の締約国においても、十パーセントを超えない額の課税をすることができる。

5 みなし外国税額控除を廃止すること。

6 なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、

株式の二十五パーセント以上を所有する法人である場合には当該配当額の七・五パーセント(ただし、同株式の所有が五十パーセント以上の法人の場合は当該配当額の五パーセント)、その他のすべての場合には当該配当額の十パーセントを超えない額の課税をすることができる。

一方の締約国内において生じ、相手国の居住者に支払われる利子に対しては、当該相手国において課税することができるが、同利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約国においても、十パーセントを超えない額の課税をすることができる(ただし、特定の政府機関又は金融機関が受け取る利子は免稅)。

一方の締約国内において生じ、相手国の居住者が受益者である著作権、特許権、商標権等の使用料に対しては、当該相手国において課税することができるが、同使用料に対しては、当該使用料が生じた一方の締約国においても、十パーセントを超えない額の課税をすることができる。

事業利得の算出において恒久的施設の利得から控除することができない費用の内容、非永住者の所得に関するこの条約の特典を受けることができることについて規定している。

本条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国とパキスタンとの間の二重課税回避の制度が更に整備され、両国間の資本及び人的資源等の交流が一層促進されることが期待されるので、有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右
平成二十年五月十六日
衆議院議長 河野 洋平殿
外務委員長 平沢 勝栄
内閣総理大臣 福田 康夫

信用保証協会法の一部を改正する法律案
平成二十年二月二十九日

第一節 通則
第六条の前に次の節名を付する。
第二節 設立
〔第二章 設立〕を削る。

第一条の次に次の章名及び節名を付する。
第二章 信用保証協会
第一節 通則
第六条の前に次の節名を付する。
第二節 管理
〔第三章 管理〕を削る。

第十二条の前に次の節名を付する。
第三節 業務
〔第四章 業務〕を削る。

第十二条の前に次の節名を付する。
第四節 業務
第五节 第二十一条第一項第一号中「貸付、手形の割引又は給付」を「貸付又は手形の割引」に改め、同項第四号中「中小企業者等」を「中小企業者」に改め、同条第二項を次のよう改める。

2 協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行

官 (号) 外

ときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第三十九条 支援機関は、次に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行うものとする。

一 協会の債務保証業務(第二十条第一項の業務をいう。以下この条において同じ。)に関する情報を収集し、分類し、整理し、及び保管すること。

二 協会又は銀行その他の金融機関に対して前号の情報の提供を行うこと。

三 協会の債務保証業務に関する調査研究を行うこと。

四 協会の債務保証業務に関し、協会の求めに応じて助言を行うことその他必要な支援を行うこと。

(秘密保持義務)

第四十条 支援機関の役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者は、支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(業務規程)

第四十一条 支援機関は、支援業務を行うときは、その開始前に、支援業務の実施に関する主務省令で定める事項について業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 支援業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対する不当な差別的取扱いをする

ものではないこと。

三 協会、金融機関及び中小企業者等の利益を

不當に害するおそれがあるものでないこと。

3 主務大臣は、第一項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施をする上で不適であること。

支援業務の適正かつ確実な実施をする上で不適

ことを変更すべきことを命ずることができる。

これを変更すべきことを命ずることができる。

当となつたと認めるときは、支援機関に対し、

これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第四十二条 支援機関は、毎事業年度、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事

業年度の開始前に(第三十七条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、主務大臣に提出しなければならない。これを変更しよう

とするときも、同様とする。

2 支援機関は、毎事業年度、支援業務に係る事

業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年

度の終了後三月以内に主務大臣に提出しなけれ

ばならない。

(報告及び検査)

第四十三条 主務大臣は、この法律を施行するた

め必要があると認めるときは、支援機関に対し

報告をさせ、又はその職員に支援機関の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができること。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 主務大臣は、前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを

(監督命令等)

第四十四条 主務大臣は、この法律を施行するた

め必要があると認めるときは、支援機関に対し、支援業務に係る監督上必要な命令をするこ

とができる。

(業務の休廃止)

第四十五条 支援機関は、支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

3 支援機関が支援業務の全部を廃止したときは、第三十七条第一項の規定による指定は、その効力を失う。

第四十六条 主務大臣は、支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十七条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて支援業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

3 第四十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで支援業務を行つたとき。

4 第四十二条第三項又は第四十四条の規定による命令に違反したとき。

5 不正な手段により指定を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により支援業務の全部若し

くは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年九月一日から施行する。

2 第二条 この法律の施行の日から一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の施行の日の前日までの間におけるこの法律による改正後の信用保証協会法第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「目的とする一般社団法人又は一般財團法人」とあるのは、「目的として民法第三十四条の規定により設立された法人」とする。

(調整規定)

第二条 この法律の施行の日から一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の施行の日の前日までの間におけるこの法律による改正後の信用保証協会法第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「目的とする一般社団法人又は一般財團法人」とあるのは、「目的として民法第三十四条の規定により設立された法人」とする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行前に改正前の信用保証協会法第二十条第一項第一号の規定により行われた中小企業者等が銀行その他の金融機関から給付を受けることにより金融機関に対して負担する債務の保証については、なお従前の例によること。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 政府は、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 信用保証協会法(昭和二十八年法律第一百九十六号)の項中「第三十九条の四第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第七条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三百七十条のうち、信用保証協会法第十九条を削り、第三章中第十八条を第十九条とし、

第十七条の次に一条を加える改正規定中「第三章」を「第二章第三節」に改め、同法第五章中第三十二条の次に四条を加える改正規定中「第五章」を「第二章第五節」に改め、同法第四十一条第九号から第十四号までの改正規定中「第四十一条第九号」を「第五十七条第九号」に改める。

第三百九十五条の二 特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

理由

信用保証協会の債務の保証及び回収の一層の円滑化及び効率化並びに中小企業者等に対する金融の円滑化を図るため、信用保証協会の業務に、債務の保証に基づき求償権を取得した場合における当該債務の保証に係る中小企業者に対する債権の譲受け等を加えるとともに、信用保証協会の債務保証業務に関する情報の提供等を行う保証業務支援機関の制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

信用保証協会法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

二 議案の可決理由

4 この法律は、平成二十年九月一日から施行すること。

5 この法律は、平成二十年九月一日から施行すること。

2 創業や新分野への挑戦に取り組む中小企業を支援するため、信用保証協会が中小企業の発行する新株予約権を取得し、代わりに保証料の軽減等の支援を行うことを可能とするこ

と。

3 信用保証協会の業務の一層の適切化・効率化を図るとともに、信用保証制度の不正利用等を防止するため、保証に係る情報を一元的に取り扱う保証業務支援機関の制度を創設すること。

一 新たな制度の実施に当たっては、最近の中小企業を巡る経済情勢の悪化にかんがみ、中小企業の金利負担の軽減等を図るため、金融行政との緊密な連携を旨としつつ、中小企業の立場に立つた適切かつ柔軟な運用を図ること。また、中小企業における制度活用を促すため、関係方面への周知徹底に万全を期すこと。なお、昨年導入された責任共有制度の実施に際しても、中小企業経営への影響をきめ細かく把握することとし、それを踏まえつつ適切な運用に努めるべきである。

二 各信用保証協会における事業再生支援等新規業務遂行に当たっては、中小企業を巡る各地の状況や各協会における業務の実情等も考慮しつつ、必要な人員の確保、人材の養成、職員研修の充実等に努めその自利き能力の強化を図るとともに、各協会の財務状況の健全性の確保に大切な検査や指導監督に努めること。

三 各信用保証協会等に関しては、いやしくも天下り機関との指摘を受けることがないよう、最適な人員配置等の体制整備に努めること。また、信用保証制度の不正利用や詐欺的行為を未然に防止するため、警察庁及び金融庁等関係省庁との連携を一層密にするとともに、これら事案等に係る情報共有制度については、その効果

1 地域の中小企業の再生支援を強化するため、中小企業の事業再生を円滑化することを目的として信用保証協会が債権の譲受けを行ふこと、及び地域における再生ファンドの組成を促すことを目的として信用保証協会が再生ファンドへの出資を行うことを可能とする

6 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

7 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

8 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

9 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

10 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

11 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

12 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

13 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

14 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

15 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

16 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

17 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

18 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

19 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

20 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

21 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

22 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

23 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

24 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

25 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

26 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

27 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

28 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

29 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

30 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

31 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

32 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

33 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

34 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

35 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

36 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

37 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

38 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

39 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

40 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

41 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

42 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

43 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

44 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

45 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

46 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

47 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

48 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

49 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

50 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

51 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

52 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

53 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

54 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

55 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

56 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

57 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

58 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

59 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

60 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

61 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

62 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

63 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

64 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

65 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

66 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

67 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

68 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

69 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

70 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

71 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

72 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

73 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

74 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

75 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

76 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

77 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

78 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

79 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

80 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

81 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

82 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

83 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

84 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

85 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

86 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

87 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

88 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

89 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

90 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

91 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

92 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

93 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

94 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

95 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

96 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

97 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

98 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

99 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

100 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

101 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

102 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

103 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

104 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

105 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

106 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

107 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

108 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

109 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

110 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

111 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

112 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

113 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

114 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

115 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

116 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

117 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

118 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

119 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

120 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

121 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

122 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

123 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

124 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

125 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

126 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

127 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

128 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

129 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

130 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

131 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

132 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

133 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

134 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

135 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

136 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

137 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

138 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

139 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

140 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

141 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

142 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

143 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

144 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

145 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

146 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

147 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

148 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

149 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

150 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

151 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

152 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

153 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

154 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

155 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

156 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

157 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

158 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

159 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

160 本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

的な実施が図られるよう早急に整備を図ること。

支払契約保険」に改める。
 第三条の十の次に次の二条を加える。

(特定支払契約保険)

四 中小企業の経営支援に当たつては、中小企業に対する信用補完制度の重要性にかんがみ、その持続的な運営基盤が確保されるよう予算措置を含め総合的に取組むとともに、中小企業の販売力・営業力の強化に十分配慮した指導・助言に係る施策の充実に努めること。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十年二月二十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

中小企業信用保険法の一部を改正する法律
中小企業信用保険法の一部を改正する法律
中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三条の十第一項」の下に「及び第三条の十一第一項」を加える。

第三条の三第一項中「又は第三条の十第一項に規定する特定社債保険」を「第三条の十第一項に規定する特定支払契約保険」に改め、同条第三項中「又は第三条の十第一項に規定する債務」を「第二条の十第一項又は第三条の十一第一項に規定する債務」に、「又は第三条の十第一項に規定する特定支払契約保険」に改める。

第三条の十第二項中「又は特定社債保険」を「特定社債保険又は次条第一項に規定する特定支払契約保険」に改める。

第三条の十第二項中「又は特定社債保険」を「特定支払契約保険」に改める。

第五条中「又は特定社債保険」を「特定社債保険又は特定支払契約保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第七条、第九条及び第十条中「又は特定社債保険」を「特定社債保険又は特定支払契約保険」に改める。

第八条中「又は特定支払契約保険」に改める。

第十二条中「若しくは特定支払契約保険」を「特定支債保険若しくは特定支払契約保険」に改める。

第十三条中「若しくは特定支債保険」を「特定支債保険」に改める。

第十四条中「若しくは特定支債保険」を「特定支債保険」に改める。

第十五条中「若しくは特定支債保険」を「特定支債保険」に改める。

第十六条中「若しくは特定支債保険」を「特定支債保険」に改める。

第十七条中「若しくは特定支債保険」を「特定支債保険」に改める。

第十八条中「若しくは特定支債保険」を「特定支債保険」に改める。

第十九条中「若しくは特定支債保険」を「特定支債保険」に改める。

第二十条中「若しくは特定支債保険」を「特定支債保険」に改める。

第二十一条中「若しくは特定支債保険」を「特定支債保険」に改める。

第二十二条中「若しくは特定支債保険」を「特定支債保険」に改める。

第二十三条中「若しくは特定支債保険」を「特定支債保険」に改める。

第二十四条中「若しくは特定支債保険」を「特定支債保険」に改める。

第二十五条中「若しくは特定支債保険」を「特定支債保険」に改める。

第二十六条中「若しくは特定支債保険」を「特定支債保険」に改める。

第二十七条中「若しくは特定支債保険」を「特定支債保険」に改める。

第二十八条中「若しくは特定支債保険」を「特定支債保険」に改める。

第二十九条中「若しくは特定支債保険」を「特定支債保険」に改める。

第三十条中「若しくは特定支債保険」を「特定支債保険」に改める。

第三十一条中「若しくは特定支債保険」を「特定支債保険」に改める。

第三十二条中「若しくは特定支債保険」を「特定支債保険」に改める。

第三十三条中「若しくは特定支債保険」を「特定支債保険」に改める。

第三十四条中「若しくは特定支債保険」を「特定支債保険」に改める。

理由

最近における中小企業をめぐる金融環境の変化に対応し、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険について、特定支払契約保険の制度の創設を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第五条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第六条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第七条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第八条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第九条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第十条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第十二条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第十三条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第十四条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第十五条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第十六条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第十七条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第十八条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第十九条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第二十条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第二十一条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第二十二条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第二十三条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第二十四条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第二十五条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第二十六条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第二十七条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第二十八条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第二十九条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第三十条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第三十一条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第三十二条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第三十三条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

第三十四条中「又は特定支債保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」を「社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。」又は「特定支払債務」に改める。

五 中小企業の経営支援に当たつては、中小企業に対する信用補完制度の重要性にかんがみ、その持続的な運営基盤が確保されるよう予算措置を含め総合的に取組むとともに、中小企業の販売力・営業力の強化に十分配慮した指導・助言に係る施策の充実に努めること。

六 中小企業の経営支援に当たつては、中小企業に対する信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の特定支払契約(中小企業者に對する売掛金債権を有する事業者に對して金融機関その他他の政令で定める者(以下この項において「金融機関等」という。)が當該売掛金債権の譲受けその他の經濟産業省令で定める行為に基づき金銭を支払うことを約し、かつ、當該中小企業者が當該金融機関等に対して支払うべき債務のうち當該金融機関等が事業者に対して金銭を支払つた場合において當該中小企業者が支払うもの(以下「特定支払債務」という。)の保証をすることにより、中小企業者一人についての保証金額の合計額が十億円を超えることができない保険(以下「特定支払契約保険」という。)について、特定支払債務のうち保証金のうち保証額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と當該信用保証協会との間に保証関係が成立する旨を定めた保証契約を締結することができる。

七 第二条政府は、この法律の施行後五年以内に、中小企業をめぐる金融の状況等を勘案しつつ、この法律による改正後の中小企業信用保険法第三条の十一の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(産業活力再生特別措置法の一部改正)

八 第三条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。(産業活力再生特別措置法の一部改正)

1 中小企業が特定支払契約(中小企業に対する信用補完制度についての必要な措置を講じるもの)のうち、当該金融機関等に対する売掛金債権を有する事業者に對して金融機関等が當該売掛金債権の譲受け等により金銭を支払うこと約し、かつ、當該中小企業者が支払うべき債務のうち当該金融機関等に対する売掛金債権を有する事業者に對して当該金融機関等が當該売掛金債権の譲受け等により金銭を支払うこと約する契約をいう。)に基づき金融機関等に對して支払うべき債務について信用保証協会が保証した保証債務を対象とする特定支払契約保険を創設すること。

2 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

3 政府は、この法律の施行後五年以内に、中小企業をめぐる金融の状況等を勘案しつつ、この法律による改正後の特定支払契約保険の

官 報 (号 外)

別表第二の注に次のように加える。

(13)

「特定売掛金債権等」とは、中小企業者の取引の相手方である事業者に対する売掛金債権その他の中、中小企業者の事業により当該中小企業者が取得する金銭債権として主務省令で定めるものをいう。

貸付け

(3)

特定目的会社等の優先株式及び優先出資の取得並びに有限責任中間法人に対する基金の拠出

2 中小企業金融公庫の業務の追加に伴い、区分経理及び基金の所要の規定の整備を行うこと。

3

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

4 この法律の施行に伴う所要の規定について定めること。

二 議案の可決理由

中小企業者が保有する売掛金債権の証券化等を支援することにより中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、中小企業金融公庫の業務に、売掛金債権等の譲受けを行う特定目的会社等への貸付け等を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律
案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、中小企業が保有する売掛金債権の証券化等を支援することにより中小企業の資金調達の円滑化を図るため、中小企業金融公庫の業務に、売掛け金債権等の譲受けを行う特定目的会社等への貸付け等を追加する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 売掛け金債権の証券化等を支援するため、中小企業金融公庫の業務に、次に掲げる業務を追加すること。
- (1) 特定金融機関等が特定目的会社等及び信託会社等に対して行う貸付けに係る債務の保証
- (2) 特定目的会社等及び信託会社等に対する

右報告する。

平成二十年五月十六日

衆議院議長 河野 洋平殿 経済産業委員長 東 順治

官 報 (号 外)

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

平成二十年五月二十日 衆議院会議録第二十号

發行所 〒一〇五-八四四五
二 東京都千代田区虎ノ門二丁目
三 独立行政法人国立印刷局
四 電話 03(3587)4294
五 定価 本号一部
六 (本体 三四四五円
七 (三三〇円)